

平成 29 年定例会
都市・環境常任委員会
年間白書

平成 30 年 5 月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成 P 1
2. 委員会開催状況 P 2 ～ P 1 9
3. 委員長報告等 P 2 0 ～ P 9 0
4. 所管事務調査報告書 P 9 1 ～ P 1 1 1
5. 行政視察報告書 P 1 1 2 ～ P 1 3 6
6. 議会報告会の概要 P 1 3 7 ～ P 1 4 9
7. 4 常任委員会報告会の概要 P 1 5 0

1. 委員会の構成

委員長 中村久雄

副委員長 豊田祥司

委員 伊藤修一

川村幸康

中森慎二

樋口龍馬

三木隆

諸岡覚

2. 委員会開催状況

都市・環境常任委員会 事項書

平成 29 年 5 月 16 日

第 4 委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 一部事務組合議会議員及び各種委員の選出について

○朝明広域衛生組合議会議員（7 人）

次回組合議会 5 月 29 日（月）午前 10 時 朝明衛生センター

○都市計画審議会委員（6 人）

4. 管内視察について（案）

- ・ 5 月 31 日（水）午後
- ・ 6 月 1 日（木）午後 ※市長公務のため、意見交換会不参加

5. 行政視察について（案）

- ・ 7 月 24 日（月）～ 7 月 26 日（水）
- ・ 7 月 18 日（火）～ 7 月 20 日（木）

都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会審査順序

平成29年6月19日（月）10：00～

○都市整備部

<都市・環境常任委員会>

（付託議案）

1. 議案第4号 調停申立てについて	…議案書 P27～
--------------------	-----------

2. 議案第5号 市道路線の認定について	…議案書 P31～
----------------------	-----------

（協議会）

3. あすなろう鉄道について

4. コミュニティ交通について

（その他）報告事項

5. 平成29年度（当初）国補助金・交付金の内示状況について

6. 生活に身近な道路整備事業について

○都市整備部・環境部

<都市・環境常任委員会>

（請 願）

7. 請願第6号 太陽光発電事業に関する規制を求めることについて

○環境部

<都市・環境常任委員会>

（付託議案）

8. 議案第3号 動産の取得について	…議案書 P23～
--------------------	-----------

<予算常任委員会都市・環境分科会>

9. 議案第2号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

…補正予算書 P14

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

…補正予算書 P18

○上下水道局

＜都市・環境常任委員会＞

（所管事務調査）

10．四日市市下水道事業運営委員会について

（その他）報告事項

11．平成29年度社会資本整備総合交付金の内示状況について

○その他

12．6月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

13．6月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：平成29年7月4日（火）18：30～20：45

会 場：川島地区市民センター 2階大会議室

シティ・ミーティングテーマ：公共交通のあり方について

14．8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 程 案：平成29年10月16日（月）18:30～20:45

会 場：

15．行政視察について

日 時：7月24日（月）～7月26日（水）

行 程：別紙のとおり

16．休会中の所管事務調査について

日 程 案：①7月13日（木）午前10時から または 午後1時30分から

②7月14日（金）午後1時30分から

都市・環境常任委員会事項書

平成29年7月13日（木）

10:00～ 第4委員会室

（所管事務調査）

1. 市営住宅のあり方について

（協議会）

2. あすなろう鉄道について

（その他）

3. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見について

4. 行政視察について

都市・環境常任委員会／決算常任委員会都市・環境分科会／
予算常任委員会都市・環境分科会審査順序

平成29年9月12日（火）10：00～

○上下水道局

（決算常任委員会都市・環境分科会）

- | | |
|--|------------------------|
| 1. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| ○一般会計 | |
| 第4款 衛生費 | |
| 第1項 保健衛生費（関係部分） | …決算書 P198～、実績報告書 P113～ |
| 第6款 農林水産業費 | |
| 第3項 農地費（関係部分） | …決算書 P216～、実績報告書 P140 |
| ○特別会計 | |
| 農業集落排水事業特別会計 | …決算書 P351～、実績報告書 P257～ |
| 2. 議案第8号 平成28年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について | …上下水道局決算書 P1～ |
| 3. 議案第10号 平成28年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について | …上下水道局決算書 P45～ |

（予算常任委員会都市・環境分科会）

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| 4. 議案第14号 平成29年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算 | …補正予算書 P31～ |
|------------------------------------|-------------|

（都市・環境常任委員会）

<付託議案>

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| 5. 議案第16号 四日市市公共下水道条例の一部改正について | …議案書 P23～ |
|--------------------------------|-----------|

<協議会>

- | |
|-------------------------|
| 6. 新南五味塚ポンプ場、吉崎ポンプ場について |
|-------------------------|

○環境部

（決算常任委員会都市・環境分科会）

- | | |
|--|------------------------|
| 1. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| ○一般会計 | |
| 第4款 衛生費 | |
| 第1項 保健衛生費（関係部分） | …決算書 P194～、実績報告書 P102～ |
| 第2項 清掃費 | …決算書 P202～、実績報告書 P116 |

(予算常任委員会都市・環境分科会)

- | | |
|--|---------------|
| 2. 議案第 12 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算 (第 3 号)
第 2 条 債務負担行為の補正 (関係部分) | …補正予算書 P8、P16 |
|--|---------------|

(都市・環境常任委員会)

<協議会>

- | |
|--------------------|
| 3. 四日市市環境計画の改定について |
|--------------------|

<所管事務調査>

- | |
|---------------------------------|
| 4. 平成 29 年度第 1 回四日市市環境保全審議会について |
|---------------------------------|

○都市整備部・環境部

(都市・環境常任委員会)

<その他>

- | |
|---------------------------|
| 5. 請願第 6 号への対応状況について (報告) |
|---------------------------|

○都市整備部

(決算常任委員会都市・環境分科会)

- | | |
|--|------------------------|
| 1. 議案第 7 号 平成 28 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| ○一般会計 | |
| 第 8 款 土木費 | |
| 第 1 項 土木管理費 | …決算書 P222~、実績報告書 P150~ |
| 第 2 項 道路橋梁費 | …決算書 P224~、実績報告書 P153~ |
| 第 3 項 交通安全対策費 | …決算書 P230~、実績報告書 P163~ |
| 第 4 項 河川費 | …決算書 P232~、実績報告書 P166~ |
| 第 6 項 都市計画費 | …決算書 P234~、実績報告書 P169~ |
| 第 8 項 住宅費 | …決算書 P240~、実績報告書 P176~ |
| 第 13 款 災害復旧費 | |
| 第 2 項 土木施設災害復旧費 | …決算書 P266、実績報告書 P213~ |
| ○特別会計 | |
| 土地区画整理事業特別会計 | …決算書 P327~、実績報告書 P249~ |
| 住宅新築資金等貸付事業特別会計 | …決算書 P341~、実績報告書 P254~ |

(予算常任委員会都市・環境分科会)

- | | |
|---|-------------|
| 2. 議案第 12 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算 (第 3 号)
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 8 款 土木費
第 3 項 交通安全対策費 | …補正予算書 P14~ |
|---|-------------|

- | | |
|---|---------------|
| 3. 議案第 23 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号） | |
| 第 1 条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第 8 款 土木費 | |
| 第 6 項 都市計画費 | …補正予算書(2)P16~ |
| 歳出第 13 款 災害復旧費 | |
| 第 2 項 土木施設災害復旧費 | …補正予算書(2)P16~ |
| 第 2 条 債務負担行為の補正 | …補正予算書(2)P 8 |

（都市・環境常任委員会）

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 4. 議案第 22 号 市道路線の認定について | …議案書 P45~ |
|-------------------------|-----------|

<協議会>

- | |
|--------------------|
| 5. 石塚町市営住宅建替事業について |
|--------------------|

<その他>

- | |
|---------------------------------|
| 6. あすなろう鉄道の運輸実績について（報告） |
| 7. 近鉄四日市駅周辺等整備基本構想の検討状況について（報告） |

○その他

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 8 月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合） |
|---------------------------------------|

- | |
|----------------------------------|
| 2. 8 月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて |
|----------------------------------|

日 時： 10 月 16 日（月）午後 6 時 30 分から
 会 場：下野地区市民センター
 シティ・ミーティングテーマ：「公共交通とインフラ整備について」

- | |
|-----------------------------------|
| 3. 11 月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて |
|-----------------------------------|

- | |
|-------------------|
| 4. 休会中の所管事務調査について |
|-------------------|

日 程 案： 10 月 27 日（金）午後 1 時 30 分から

都市・環境常任委員会事項書

平成29年10月27日（金）

13:30～ 第4委員会室

（所管事務調査）【上下水道局・都市整備部】

1. 雨水排水対策について

（所管事務調査）【都市整備部】

2. 平成29年度第2回四日市市営住宅入居者選考委員会について

（協議会）【都市整備部】

3. 石塚町市営住宅建替事業について

（その他）【都市整備部・環境部】

4. 請願第6号への対応状況について（報告）

（その他）

5. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見について

都市・環境常任委員会／予算常任委員会都市・環境分科会審査順序

平成29年12月13日（水）10：00～

○上下水道局

<予算常任委員会都市・環境分科会>

- | | |
|--|-------------|
| 1. 議案第 37 号 平成 29 年度四日市市水道事業会計第 1 回補正予算 | …補正予算書 P77～ |
| 2. 議案第 39 号 平成 29 年度四日市市下水道事業会計第 2 回補正予算 | …補正予算書 P89～ |

<都市・環境常任委員会>

（協議会）

- | |
|-----------------------|
| 3. 未水洗家屋等の下水道への接続について |
|-----------------------|

（その他）

- | |
|-----------------------------------|
| 4. 配水本管布設替工事事故に伴う損害賠償請求事件について（報告） |
|-----------------------------------|

○都市整備部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

- | | |
|---|------------------------|
| 1. 議案第 33 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号） | |
| 第 1 条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第 8 款 土木費 | |
| 第 2 項 道路橋梁費（関係部分） | …補正予算書 P30～ |
| 第 3 項 交通安全対策費（関係部分） | …補正予算書 P32～ |
| 第 4 項 河川費（関係部分） | …補正予算書 P32～ |
| 第 6 項 都市計画費（関係部分） | …補正予算書 P34～ |
| 第 13 款 災害復旧費 | |
| 第 2 項 土木施設災害復旧費 | …補正予算書 P36～ |
| 第 2 条 繰越明許費（関係部分） | …補正予算書 P10 |
| 第 3 条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書 P11, 12, 38, 39 |

<都市・環境常任委員会>

（付託議案）

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 2. 議案第 57 号 市道路線の認定について | …議案書 P73～ |
|-------------------------|-----------|

（協議会）

- | |
|------------------|
| 3. 三和商店街の対応について |
| 4. 公営住宅法の改正等について |
| 5. 市営住宅の建替について |
| 6. 生産緑地法等の改正について |
| 7. 開発許可申請手数料について |

(その他)

8. 四日市市景観計画の変更について（報告）
9. あすなろう鉄道について（報告）
10. コミュニティ交通について（報告）

○都市整備部・環境部

＜都市・環境常任委員会＞

(協議会)

1. (仮称) 四日市市太陽光発電施設設置ガイドラインの策定及びパブリックコメントの実施について

○環境部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

1. 議案第 33 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）
 - 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第 4 款 衛生費
 - 第 2 項 清掃費（関係部分）…補正予算書 P28～
 - 第 3 条 債務負担行為の補正（関係部分）…補正予算書 P12, 39

＜都市・環境常任委員会＞

(協議会)

2. 四日市市環境計画の改定及びパブリックコメントの実施について

(所管事務調査)

3. 平成 29 年度第 2 回四日市市環境保全審議会について

○その他

＜都市・環境常任委員会＞

1. 11 月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

2. 11 月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：平成 30 年 1 月 21 日（日）13：00～16：00

会 場：総合会館 8 階

シティ・ミーティングテーマ：

3. 休会中の所管事務調査について

日 程 案：平成 30 年 1 月 31 日（水）午前 10 時から

都市・環境常任委員会事項書

平成30年1月31日（水）

10:00～ 第4委員会室

（所管事務調査）

1. コミュニティ交通について

（協議会）

2. バス路線網の見直しについて

（その他報告）

3. あすなろう鉄道の記録映像について

4. 都市公園の除草状況について

（その他）

5. 市制120周年記念シティ・ミーティングでの市民意見について

都市・環境常任委員会／予算常任委員会都市・環境分科会 審査順序

平成30年2月28日（水）10:00～

○上下水道局

<予算常任委員会都市・環境分科会>

- | | |
|--|----------------|
| 1. 議案第 69 号 平成 30 年度四日市市一般会計予算 | |
| 第 1 条 歳入歳出予算 | |
| 第 4 款 衛生費 | |
| 第 1 項 保健衛生費（関係部分） | …一般会計予算書 P148～ |
| 第 6 款 農林水産業費 | |
| 第 3 項 農地費（関係部分） | …一般会計予算書 P178～ |
| 2. 議案第 75 号 平成 30 年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算 | …特別会計予算書 P145～ |
| 3. 議案第 78 号 平成 30 年度四日市市水道事業会計予算 | …企業会計予算書 P 1 ～ |
| 4. 議案第 80 号 平成 30 年度四日市市下水道事業会計予算 | …企業会計予算書 P75～ |

- | | |
|--|-------------|
| 5. 議案第 109 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号） | |
| 第 1 条 歳入歳出予算の補正 | |
| 第 4 款 衛生費 | |
| 第 1 項 保健衛生費（関係部分） | …補正予算書 P32～ |

- | | |
|---|---------------|
| 6. 議案第 118 号 平成 30 年度四日市市水道事業会計第 1 回補正予算 | …補正予算書(2)P45～ |
| 7. 議案第 120 号 平成 30 年度四日市市下水道事業会計第 1 回補正予算 | …補正予算書(2)P73～ |

<都市・環境常任委員会>

（協議会）

- | |
|-------------------|
| 8. 四日市市水道ビジョンについて |
|-------------------|

（その他）

- | |
|-----------------------------------|
| 9. 配水本管布設替工事事故に伴う損害賠償請求事件について（報告） |
|-----------------------------------|

○環境部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| 1. 議案第 69 号 平成 30 年度四日市市一般会計予算 | |
| 第 1 条 歳入歳出予算 | |
| 第 4 款 衛生費 | |
| 第 1 項 保健衛生費（関係部分） | …一般会計予算書 P148～ |
| 第 2 項 清掃費 | …一般会計予算書 P158～ |
| 第 2 条 債務負担行為（関係部分） | …一般会計予算書 P15～ |

2. 議案第 109 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 1 条 歳入歳出予算の補正
- 第 4 款 衛生費
- 第 1 項 保健衛生費（関係部分） …補正予算書 P32～
- 第 2 項 清掃費 …補正予算書 P32～
- 第 3 条 債務負担行為の補正 …補正予算書 P11～

<都市・環境常任委員会>
(付託議案)

3. 議案第 96 号 四日市市土壤汚染対策法関係手数料条例の一部改正について …議案書 P157～
4. 議案第 97 号 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について …議案書 P159～

(協議会)

5. 四日市市環境計画の改定について
6. 産業廃棄物不適正事案における三重県が行う行政代執行の進捗状況について

○都市整備部・環境部
(協議会)

7. (仮称) 四日市市太陽光発電施設設置ガイドラインについて

○環境部
(所管事務調査)

8. 平成 29 年度第 3 回四日市市環境保全審議会について

○都市整備部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

1. 議案第 69 号 平成 30 年度四日市市一般会計予算
- 第 1 条 歳入歳出予算
- 第 8 款 土木費
- 第 1 項 土木管理費 …一般会計予算書 P190～
- 第 2 項 道路橋梁費 …一般会計予算書 P192～
- 第 3 項 交通安全対策費 …一般会計予算書 P198～
- 第 4 項 河川費 …一般会計予算書 P202～
- 第 6 項 都市計画費 …一般会計予算書 P206～
- 第 8 項 住宅費 …一般会計予算書 P214～
- 第 11 款 災害復旧費
- 第 1 項 土木施設災害復旧費 …一般会計予算書 P246～
- 第 2 条 債務負担行為（関係部分） …一般会計予算書 P15～
2. 議案第 73 号 平成 30 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算 …特別会計予算書 P103～
3. 議案第 74 号 平成 30 年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 …特別会計予算書 P125～

4. 議案第 109 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）
 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 第 8 款 土木費
 第 1 項 土木管理費 ……補正予算書 P36～
 第 2 項 道路橋梁費 ……補正予算書 P38～
 第 4 項 河川費 ……補正予算書 P38～
 第 6 項 都市計画費 ……補正予算書 P40～
 第 8 項 住宅費 ……補正予算書 P40～
5. 議案第 112 号 平成 29 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
 ……補正予算書 P99～

6. 議案第 116 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）
 第 1 条 歳入歳出予算の補正
 第 8 款 土木費
 第 6 項 都市計画費 ……補正予算書(2)P18～

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

7. 議案第 98 号 四日市市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について ……議案書 P161～
8. 議案第 99 号 四日市市都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う整備条例の制定
 について ……議案書 P163～
9. 議案第 100 号 四日市市都市計画法関係手数料条例の一部改正について ……議案書 P181～
10. 議案第 101 号 四日市市都市公園条例の一部改正について ……議案書 P185～
11. 議案第 102 号 四日市市都市公園及び公園施設の設置基準等を定める条例の一部改正に
 ついて ……議案書 P191～
12. 議案第 103 号 四日市市営住宅条例の一部改正について ……議案書 P193～
13. 議案第 108 号 市道路線の認定について ……議案書 P225～

（所管事務調査）

14. 平成 29 年度第 3 回四日市市営住宅入居者選考委員会について

（その他報告）

15. あすなろう鉄道の運輸実績（第 3 四半期）について

○その他

（所管事務調査）

1. 平成 29 年度第 1 回及び第 2 回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成 29 年度第 1 回
 四日市市同和行政推進審議会について

（所管事務調査）

2. 2 月定例月議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

(その他)

3. 2月定例月議会 議会報告会について

日時：平成30年3月27日(火) 午後6時30分～
場所：常磐地区市民センター 2階大会議室
ｼﾅｲﾁｰﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾃｰﾏ：交通施策について

4. 4 常任委員会報告会について

日時：平成30年4月26日(木) 午後1時～

5. 平成29年度 都市・環境常任委員会 年間白書について

6. 閉会中の所管事務調査について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、予算書、当初予算資料等

01_本会議－08_平成30年2月定例月議会

○予算常任委員会資料（当初予算）

06_予算常任委員会－10_平成30年2月定例月議会－当初予算資料（部局別）

○予算常任委員会資料（補正予算）

06_予算常任委員会－10_平成30年2月定例月議会－補正予算資料（部局別）

○事項書、都市・環境常任委員会資料等

05_都市・環境常任委員会－12_平成30年2月定例月議会

都市・環境常任委員会／予算常任委員会都市・環境分科会 審査順序（その２）

※３月２日以降の審査順序

○都市整備部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

１．議案第 69 号 平成 30 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

第 8 款 土木費

第 1 項 土木管理費

…一般会計予算書 P190～

第 2 項 道路橋梁費

…一般会計予算書 P192～

第 3 項 交通安全対策費

…一般会計予算書 P198～

第 4 項 河川費

…一般会計予算書 P202～

第 6 項 都市計画費

…一般会計予算書 P206～

第 8 項 住宅費

…一般会計予算書 P214～

第 11 款 災害復旧費

第 1 項 土木施設災害復旧費

…一般会計予算書 P246～

第 2 条 債務負担行為（関係部分）

…一般会計予算書 P15～

２．議案第 73 号 平成 30 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算

…特別会計予算書 P103～

３．議案第 74 号 平成 30 年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

…特別会計予算書 P125～

４．議案第 109 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

第 8 款 土木費

第 1 項 土木管理費

…補正予算書 P36～

第 2 項 道路橋梁費

…補正予算書 P38～

第 4 項 河川費

…補正予算書 P38～

第 6 項 都市計画費

…補正予算書 P40～

第 8 項 住宅費

…補正予算書 P40～

５．議案第 112 号 平成 29 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

…補正予算書 P99～

６．議案第 116 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

第 8 款 土木費

第 6 項 都市計画費

…補正予算書(2) P18～

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | |
|---|------------|
| 7. 議案第 98 号 四日市市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について | …議案書P161～ |
| 8. 議案第 99 号 四日市市都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う整備条例の制定について | …議案書P163～ |
| 9. 議案第 100 号 四日市市都市計画法関係手数料条例の一部改正について | …議案書P181～ |
| 10. 議案第 101 号 四日市市都市公園条例の一部改正について | …議案書 P185～ |
| 11. 議案第 102 号 四日市市都市公園及び公園施設の設置基準等を定める条例の一部改正について | …議案書P191～ |
| 12. 議案第 103 号 四日市市営住宅条例の一部改正について | …議案書 P193～ |
| 13. 議案第 108 号 市道路線の認定について | …議案書 P225～ |

（所管事務調査）

- | |
|--------------------------------------|
| 14. 平成 29 年度第 3 回四日市市営住宅入居者選考委員会について |
|--------------------------------------|

（所管事務調査）

- | |
|--------------------------|
| 15. 狭あい道路後退用地整備事業の状況について |
|--------------------------|

（その他報告）

- | |
|-------------------------------|
| 16. あすなろう鉄道の運輸実績（第 3 四半期）について |
|-------------------------------|

○その他

（所管事務調査）

- | |
|---|
| 1. 平成 29 年度第 1 回及び第 2 回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成 29 年度第 1 回四日市市同和行政推進審議会について |
|---|

（その他）

- | |
|-----------------------|
| 2. 2 月定例月議会 議会報告会について |
|-----------------------|

日時：平成 30 年 3 月 27 日（火）午後 6 時 30 分～
場所：常磐地区市民センター 2 階大会議室
ｼﾔｲ・ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾅｰﾏ：交通施策について

- | |
|-------------------|
| 3. 4 常任委員会報告会について |
|-------------------|

日時：平成 30 年 4 月 26 日（木） 午後 1 時～

- | |
|---------------------------------|
| 4. 平成 29 年度 都市・環境常任委員会 年間白書について |
|---------------------------------|

- | |
|-------------------|
| 5. 閉会中の所管事務調査について |
|-------------------|

3. 委員長報告等

都市・環境常任委員会委員長報告（平成29年6月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第3号 動産の取得につきましては、小型一般ごみ収集車4台を取得しようとするものであります。

委員からは、現在、ごみ収集車の側面のデザインを市内在住の小学生以下を対象に募集しているが、旧来のデザインのものが納車されたのち、新デザインに張り替えることになるのかとの質疑があり、理事者からは、新デザインについては平成29年11月に決定の予定であるが、旧来のデザインをプリントしている車両についてはシールを剥がすと不具合が生じるおそれがあるため、来年度に更新となる車両から順次新デザインとしていく予定であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、カッティングシートのようなものであれば簡単に剥がして張り替えができるのではないかと、また、応募した児童の気持ちを考えると、次年度の更新まで待つのではなく、新デザイン決定後、既存の車両を含めてすぐに張り替える対応をすべきではないかとの意見があり、理事者からは、収集業務に支障がな

いような施工が可能であれば、対応していききたいとの答弁がありました。

これに関連して他の委員からは、民間事業者のごみ収集車にも新デザインを車体にプリントするよう働きかけができないのかとの質疑があり、理事者からは、家庭系ごみの収集について、一部を民間事業者に市から委託しており、当該車両 9 台へのプリントについて協力を依頼することは十分可能であると考えます。事業系ごみを収集する事業者に対しては、特段、市と事業者における車両のデザインに係る取り決めはないのが現状であるが、収集車両への貼付以外の活用等も含めて広い範囲で新デザインを使用できるよう対応したいとの答弁がありました。

次に議案第 4 号 調停申立てにつきましては、末永・本郷土地区画整理事業に関連し、本市所有の土地を時価で買い取ることを求めるとともに、平成 28 年 10 月 19 日から売買契約成立までの間の不法占拠に基づく損害賠償請求又は不当利得返還請求を行うものであり、当議案の内容に個人情報が含まれることから、四日市市情報公開条例の規定に基づき、非公開にて審査を行いました。

委員からは、相手方との交渉において土地の売買契約締結に至らなかった理由に関し、金額以外の事由の有無及び希望額との開きに係る質疑があり、理事者からは、

昨年 10 月に換地処分の効力が発生し土地が確定したことから、不当利得の返還請求も行っているが、そのような条件面を含め合意が得られておらず、また、金額についても先方の意向と大きな開きがあるとの答弁がありました。

また、委員からは、土地区画整理事業の着手前から既に当該土地上に建物が建てられていたのかとの質疑があり、理事者からは、事業着手前から当時相手方の所有であった土地上に建物が建てられており、土地の買収を約束した上で仮換地の指定を行い、区画整理を進めてきた経緯があるが、換地処分の効力発生後においても土地買収が履行されていないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、当初相手方の所有であった当該土地について、区画整理を進める過程で市の所有となった結果、市所有の土地上に相手方の建物が立地することとなったとの理解でよいのかとの質疑があり、理事者からは、相手方からの建物を維持したいとの強い意向を受け、換地処分後に当該土地を購入いただくことを約束の上、区画整理を進めてきた経緯がある。金額面等で折り合いがついておらず土地買収が履行されていないが、今後調停の中で十分に話し合いをしながら解決していきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、いつの時点をもって不法占拠されていることになるのかとの質疑があり、理事者からは、

換地処分の効力が発生した平成 28 年 10 月 19 日からとなるとの答弁がありました。

次に、議案第 5 号市道路線の認定につきましては、道路法に基づき、開発行為による 10 路線の認定を行おうとするものであり、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 3 議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成 28 年度第 2 回四日市市下水道事業運営委員会、平成 29 年度第 1 回四日市市下水道事業運営委員会について調査を実施いたしました。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告

(平成29年 6 月 定例月議会)

【請願第 6 号】

都市・環境常任委員会に付託されました請願につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

請願第 6 号 太陽光発電事業に関する規制を求めることにつきましては、4 月閉会議会において継続審査に付されたものであり、請願者に対しては 2 月定例月議会において十分な質疑が行われていることから出席を求めないこととし、理事者に対し、国・県の動向等について説明を求め審査を行いました。

委員からは、三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン（案）の策定に際し、本市から県に対しどのような意見を出したのかとの質疑があり、理事者からは、事業概要書については、認識や情報を共有するため事業者に対し市町だけでなく県に対しても提出を求めること。また、設置するのに適当でない区域について区域設定に関わらず、実情に合わせた生活環境等への十分な配慮をすること。また、土砂流出などの懸念に対しても地域住民とコミュニケーションをとって理解を得ることを求める内容を追加すること。また、事業概要書の届け出について事前説明を予定している地域を記載する欄を設けること。などの意見を出し、それらが現在示されているガイドライン

（案）に反映されているとの答弁がありました。

また、委員からは、太陽光発電設備を設置するのに適当でない区域以外の地域では、住民への説明は不要であるのかとの質疑があり、理事者からは、開発の計画がすでに示されている事業も現在示されているガイドライン（案）の適用対象となり、事業者から計画の早い段階で地元住民への説明がなされることや、市からも事業者に対して適切な調整を依頼することができるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、地元住民への説明は必要であるとされているが、同意は必要ないのかとの質疑があり、理事者からは、ガイドライン（案）には地元住民の必要に応じて合意書、もしくは協定書等を締結するような記載があるため、地元住民からの求めに対し、事業者は誠意をもって対応することとなるとの答弁がありました。

また、委員からは、合意書、もしくは協定書等が必要であるとの判断は誰がするのかとの質疑があり、理事者からは、地元住民と事業者による合意形成の過程で判断されるものと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、太陽光発電設備を設置するのに適当でない区域と適当な区域の明確な判断基準があるのかとの質疑があり、理事者からは、ガイドライン（案）において設置するのに適当でない区域が定められているが、原則、関係法令に照らして不許可になるような地域が選定されているとの答弁がありました。

また、委員からは、請願文書中に条例の制定に向けて取り組まれるよう請願するとの表現があるが、請願事項が条例の制定に限定されるのではないかと、懸念があるとの意見がありました。

他の委員からは、同文書においては、各自治体のきめ細やかな指導要綱・ガイドライン・条例が必須であるとの表現もなされていることから、請願事項については条例の制定に限定されるものではなく、指導要綱・ガイドラインを含む何らかの対策を行政に求めるものと判断できるのではないかととの意見がありました。

また、委員からは、これまでの当委員会での議論の経過を踏まえ、主な論点であった国および県の対応、動向がある程度明らかになった以上、今定例月議会で結論を出すべきではないかととの意見がありました。

次に討論におきまして、委員からは、本請願の請願事項については条例の制定を求めることに限定されるものではないとの認識のもと、採択には賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、地域で抱える課題に対し、各自治体のきめ細やかな対応が市には求められており、今後、何らかの規制を考えていくきっかけとして本請願を捉え、採択には賛成するとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、本請願につきましては、全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会会長報告(平成29年6月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第2号 平成29年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

【環境部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費≫

○第2条 債務負担行為の補正(関係部分)

保健衛生費

Q. 北大谷斎場の天井改修工事について平成29年度から平成30年度の事業費合計が9000万円であるのに対し、同期間の債務負担行為の限度額が6000万円となっているが、どのように理解すればよいのか。

A. 今回の補正予算で上げた平成29年度の事業費3000万円については、当年度予算であるため、債務負担行為には含まれていない。債務負担行為は来年度以降の予算の限度額を設定するものであり、当年度の3000万円に債務負担行為を設定した平成30年度の6000万円を加えた合計9000万円で事業を実施したいと考えている。

Q. 北大谷斎場の改修工事に伴い、休業が発生するのか。

A. 改修工事は夜間工事を考えている。現在でも年間に7日間程度休業日があり、それに加えて数日間の休業日を設けることとなるが、利用する市民に極力影響が出ないようにしたいと考えている。

Q. 今回の耐震対策事業に含まれるものではないが、工事の実施に関連して、過去に委員会において指摘があった住職用の着がえ場所の不足やトイレからの音漏れなどの課題についてもこれを機に対応を整理すべきではないか。

A. 指摘事項を踏まえ、利用者の利便性の向上に向け、対応を行うこととしたい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（平成29年8月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第16号 四日市市公共下水道条例の一部改正について、委員から、下水道事業については一般会計からの繰り入れが行われているが、公共下水道を利用しているのは市民全体の何割程度になるのかとの質疑があり、理事者から、平成28年度における人口普及率76%に水洗化率92.3%を乗じて試算すると、約70%の市民に利用いただいている計算になるとの答弁がありました。

また他の委員からは、平成20年度の使用料改定の際には3年ごとに社会情勢を含めて下水道事業を点検するとされていたが、今回については、経営の面から判断してどの程度の期間さらなる値上げはないと考えればよいのかとの質疑があり、理事者から、前回の改定時と基本的な考え方は変わっておらず、下水道施設の整備進捗をあらわす人口普及率の見合いで資本費の回収を考えている。今後については、改定後3年間の経営の推移を見る中で使用料の改定について必要性を検討する予定であり、少なくとも3年以内の値上げは考えていないとの答弁がありました。

また他の委員からは、公共下水道への未接続に対する取り組み状況について質疑があり、理事者からは、水洗化工事積立奨励金や水洗便所改造資金融資あっせん利子助成などの補助制度を設けており、未水洗家屋を対象にシルバー人材センターへの委託により接続依頼及び補助制度の説明、未水洗の理由に関するアンケートを実施している。なお、水洗化率の向上を図るため、今後は特に効果のある事業所や集合住宅等に職員が直接訪問し、接続を依頼するなどの対応を行っていくとの説明がありました。これを受けて委員からは、アンケート結果を見ると、回答のうち資金の不足と家屋の老朽化により改造が困難というものが全体の 84%を占めているが、例えば水回りの住宅リフォームと併せて活用できる補助制度などがあれば効果が出るのではないか。受益者負担に係る公平性の観点から、使用料改定をするのであれば、同時に未接続の問題に対して実効性のある取り組みを行うことが求められると考えるとの意見がありました。

さらに他の委員からは、未水洗家屋に全て接続いただき、水洗化率が 100%になったと仮定した場合、使用料収入はどの程度ふえることになるのかとの質疑があり、理事者からは、平成 28 年度ベースで、使用料収入が 37 億 1200 万円から 40 億 2100 万円となり 3 億 900 万円ほどふえる計算になる。また、それに伴い資本費回収率についても 55.1%から 64.4%に増加するとの答弁がありました。これを受けて委員からは、仮に水洗化率が 100%になれば今回の使用料改定における資本費回収率の目

標値 65% にほぼ達することになるが、値上げをするのであれば併せて収入増に向けた姿勢を示さなければ市民の理解を得ることはできないと考える。例えば集合住宅においては、下水道接続に係る設備投資をした場合、費用を家賃に転嫁できず経営が困難になるなどの事情を抱えていることなども考えられるが、未水洗家屋を対象とした実態調査を行い、支障となっている課題について分析の上、新たな支援制度をつくるなどの対応が必要ではないかとの意見があり、理事者からは、使用料改定に向け、実態把握をする中で改善策について検討することとしたいとの答弁がありました。

さらに他の委員からは、水洗化率の向上に向け、前回平成 20 年度の使用料改定においては職員が未水洗家屋全戸を回ったとの説明があったが、今回においても全戸を回り接続を求めるような姿勢が求められるのではないかと意見があり、理事者からは未水洗家屋の実態把握の意味も含めて、対象となる全戸を訪問することとしたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、使用料値上げによる使用料収入増に伴い、一般会計からの繰り入れはどのように変わるのかとの質疑があり、理事者からは、平成 29 年度予算において他会計補助金の汚水分については 22 億 8 千万円であるが、使用料改定を行った場合、平成 30 年度において 17 億 6 百万円になると見込んでおり、5 億 7400 万円の減となる見通しであるとの答弁がありました。これを受けて委員からは、改定を行うに当たっては、

使用料の値上げが一般会計からの繰り出し額の圧縮につながり、結果として、その財源が広く市民への行政サービス施策への充当が可能となることも含めて説明を行い、市民の理解を求めるべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、このまま使用料改定がなされた場合、平成 30 年 4 月から新たに年間約 9 億円の負担を利用者に課すこととなるが、その前にまずは収益の確保や費用の縮減などの経営努力を尽くした上で、使用料の上げ幅や改定の時期などについて合理的な説明を行い、理解を得るのが本来ではないかとの意見がありました。これに対し理事者からは、これまで行ってきた経営努力についてはまだまだ不十分であるとの指摘と受け止め、取り組みを強化していきたい。なお、一般会計からの繰り出しについては公共下水道を使用していない市民も負担している市税を財源としていることから、費用負担の適正なあり方について考えていく必要があると認識しているとの答弁がありました。これを受けて委員からは、水洗化率の向上などに係る取り組みについて、使用料改定に合わせて成果が上がるという担保がない中であっては、まずはそれらを実施した上で改定の検討に入るべきであると考えたとの意見がありました。

これを受けて理事者からは、使用料改定に際し、未水洗家屋に対する実態調査の上、実効性のある対策について検討を行い、水洗化率の向上に向け努力をするとともに、検討経過について議会に報告することとしたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、先般下水道事業運営委員会から出された下水道使用料のあり方に係る答申において、使用料改定に当たっては丁寧でわかりやすい説明に努めることとの意見が付されているが、経営上値上げが必要となる理由、使用料設定及び改定時期に係る根拠などについて市民に対しわかりやすく説明すべきであるとの意見があり、理事者からは、改定の際には市民に十分理解いただくため、わかりやすい説明を行いたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、県内、全国及び類似団体の水洗化率の状況について質疑があり、理事者からは、平成 25 年度末時点で本市の 92.3% に対し県内は 87.1% であり、全国及び類似団体は平成 27 年度末においてそれぞれ 94.7%、93.5% となっているとの答弁がありました。これを受けて委員からは、本市の水洗化率は全国及び類似団体を下回っており努力不足の面があることを指摘しておきたい。さらに水洗化率の向上に向け、未水洗家屋に係る詳細な現状分析を行うとともに、集合住宅のオーナーなどに対する接続に向けた実効性のある支援策について早急に整理することについて、場合によっては附帯決議を付すことも視野に入れ、理事者に求めることとしたいとの意見がありました。

また他の委員からは、汚水に係る公費負担の考え方について、平成 18 年 3 月に総務省が示した「今後の下水道財政の在り方に関する研究会の報告書」の内容から変更はないのか、また、一

般会計からの繰り出しについて金額に係る明確な基準はあるのかとの質疑があり、理事者からは、汚水に係る費用については基本的には私費で負担する中での、一部を公費負担する必要性について、当時の考え方から変更はない。なお、繰り出し額については、原則として総務省が示した繰出基準に基づくこととなるが、各自治体の実情に応じた額を繰り出しているとの答弁がありました。

次に討論においては、一部委員から、使用料改定の前に水洗化率の向上等に向けた経営努力をすべきである。また、今回の提案においては使用料の上げ幅についての根拠が薄いと感じるほか、これを一般家庭に当てはめると年間１万円弱の使用料アップとなり負担が大きすぎるのではないか。併せて、汚水に係る下水道の維持管理に係る費用については利用者負担が原則となっているが、今後公共下水道に接続するところへの投資という側面もあり、受益者負担の観点からも今回の使用料改定については見送るべきと考えるため、当議案には反対するとの意見がありました。

次に、議案第 22 号市道路線の認定につきましては、道路法に基づき、開発行為等による 15 路線の認定を行おうとするものであり、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 2 議案につきましては、議案第 16 号四日市市公共下水道条例の一部改正につ

いては賛成多数により、その他の議案については別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、採決後、議案第 16 号四日市市公共下水道条例の一部改正について、委員から、下水道使用料改定に向け理事者に求める取り組み内容に係る附帯決議を付すことについて提案があったため、この取り扱いについて協議することとしました。

協議において委員からは、本市議会の委員会審査においては、附帯決議について採決前に提案を受け議論を深めてきた経緯があり、その内容が表決態度に影響を与えることについて考慮すべきである。今回については、附帯決議案の内容について提案者から具体的な内容を記した上での提案がなされていないこと、及び、採決において既に当委員会の意思が確認されていることを鑑みると、当委員会においてこれ以上の議論を行うことは適当ではなく、提案者におかれては本会議での議員発議により対応いただくべきではないかとの意見がありました。

他の委員からは、本市議会の委員会審査において、一般議案に係る附帯決議案の取り扱いについて明文化されたものはない。

今回の提案が取り決めに反するものでない以上、委員からの提案を受け附帯決議案について審査するのが本来ではないかとの意見がありました。

このような意見を受けて、委員長から、今回の提案については附帯決議に関する取り決めに反しているということではないが、委員間で見解の一致に至らなかったため、附帯決議の提案

趣旨を踏まえ、審査において特に理事者に対応を求めるとした意見を整理の上、委員長報告を行うこととしたいとの提案を行い、協議の結果、当委員会においては附帯決議案に係る提案を取り扱わないこととなりました。

なお、先に述べた、使用料改定に当たり理事者に強く求める意見として出された事項は次のとおりです。

1. 下水道使用料の改定に当たっては、収益の確保及び受益者負担に係る公平性の観点から、水洗化率の向上に向け次の事項について早急に取り組むこと。

(1) 未水洗家屋に対し、公共下水道に接続する上で支障となっている理由などについて、全戸を対象とした実態調査を行うこと。

(2) 調査結果を分析の上、水洗化率向上に向け、集合住宅に係る対策など実効性のある取り組みを実施すること。

2. 下水道使用料の改定に際し、市民に対し下水道使用料の値上げに係る理由及び必要性などについて、わかりやすく説明を行い理解を求めること。

以上であります。

最後に、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成 29 年度第 1 回四日市市環境保全審議会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会都市・環境分科会長報告(平成29年8月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【上下水道局・経過】

○一般会計

≪ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ≫

≪ 歳出第6款農林水産業費 第3項農地費 ≫

別段の質疑、意見はなかった。

○農業集落排水事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

【環境部・経過】

○一般会計

≪ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ≫

地球温暖化対策事業費

Q. 新エネルギー等導入奨励金については、CO₂の削減が目的という理解でよいのか。

A. 地球温暖化対策事業として、CO₂の削減という目的で補助をしている。

Q. 年間のCO₂削減量の目標は決まっているのか。

A. 目標を定めて取り組んでおり、平成23年度から平成28年度の累計削減目標8,549トンに対して実績が7,876トンという結果であった。

Q. 新エネルギー等導入奨励金、及び、中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金について、CO₂の削減目標を達成できるよう年間の補助件数を定めているという理解でよいのか。

A. 予算計上した内容の全てに補助を行った場合、目標のCO₂削減になるよう数値目標を定めている。

Q. 平成28年度の中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金について前年比で実績が下がっているが、現状として頭打ちになっているのか。

A. 広報等を通じて広く募集をしているが、結果的に補助申請が少なかったため、前年

と比較してCO₂削減実績が落ちている。

Q. 今後も中小企業の省エネルギー設備更新等事業費補助制度は継続していくのか。

A. 同補助金は、空調設備の更新等がその内容であるが、補助金としての効果は薄くなっていると考えられる。また、申請実績も下降気味になってきている。今年、環境計画の改定を計画しているので、パブリックコメント等を実施して広く市民のニーズを確認した上で検討していきたい。

Q. CO₂の削減に関連して、公共施設内に設置している環境配慮型自動販売機はどのくらいあるのか。

A. 平成27年の10月時点において125台の自動販売機が設置されているが、その内、環境配慮型の定義が難しいが、平成24年度から実施している自動販売機の設置事業者選定に係る入札の仕様書においては、省エネルギー対応やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであることを要件としている。

自然環境保全推進事業費

Q. 特定外来生物の四日市市の分布状況や個体数について公開されているのか。

A. アライグマ、ヌートリアの分布状況について平成26年度、平成27年度において特定外来生物の分布調査の委託事業を行った。その結果をホームページ「かんきょう四日市」の四日市の自然という項目に掲載している。

Q. 防除実施計画はヒアリやセアカゴケグモ等の特定外来生物は含まずアライグマ、ヌートリアに絞った事業という認識でよいのか。

A. 特定外来生物防除実施計画では、アライグマ、ヌートリアの捕獲・駆除に限った計画になっている。最近ヒアリやアカカミアリという特定外来生物も日本に入ってきているため、ホームページには注意喚起も含めて特徴、対策、連絡方法、連絡先等についての情報提供をしている状況である。

Q. ヌートリアはどのような被害をもたらしているのか。

A. 普段は河川敷などに生息しているが、水路から上がってきて畑の農作物を食べたり等の被害が報告されている。

Q. 捕獲おりを仕掛ける場所や捕獲後の連携について柔軟に対応ができていくのか。

A. 捕獲おりの設置の際には要請者と十分調整した上で、効果があると考えられるところに設置している。平成28年からは、農水振興課と連携して、捕まった際の対応等はワンストップというような形で駆除を行っている。

Q. 農水振興課が仕掛けた捕獲おりにヌートリアが捕獲された場合、所管外ということで逃がしていることはなかったのか。

A. イノシシ等の有害鳥獣を捕獲のために仕掛けた捕獲おりにアライグマやヌートリアが捕まった際には、防除実施計画に基づいて農水振興課と連携して対応をしている。防除実施計画策定前は逃がさざるを得なかった場合もあったかもしれないが、現在は駆除をしている。

Q. 捕獲された特定外来生物の確認方法はどのようにしているのか。

A. 捕獲されたという報告を受けた際には、市の職員が現地で確認をしている。また実

績報告書のなかで写真を確認している。

Q. 捕獲後の処分はどのようにしているのか。

A. 炭酸ガスによって殺処分している。

大気汚染対策事業費

Q. 公害苦情の中で発生源が不明となっているものがあるが、原因が特定できないということか。

A. 苦情対応の際には原因を特定するため、可能な限り早く現地調査を実施しているが、悪臭等、一過性の事象で原因が特定できない場合があり、やむを得ず不明として分類している。

Q. 原因を調査するためにどのように対応しているのか。

A. 苦情者に対して内容を聞き取り、原因が特定できる場合には、事業所等に立ち入る場合もある。

Q. 苦情件数の考え方の基準はあるのか。

A. 同じ人から同じ内容の苦情申し立てが複数回あった場合は、3か月以内の申し立てであれば、1件と数えている。また、発生原因や発生日時が同じ苦情案件に対して複数の申立人から苦情があった場合も1件と数えている。

Q. (事業活動を伴わない) 近隣トラブルについても苦情として対応することはあるのか。

A. 基本的には大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭に該当する通報があった場合に公害苦情として対応している。個人が発生原因である苦情に関しては非常に対応に苦慮しているが、苦情があったということを伝えても構わないという案件については、原因者に対し苦情内容を伝えた上で、なるべく配慮してもらうようお願いをしている。

次世代環境人材育成事業費

Q. 地球環境塾の実施について、高校生の募集というのは学校単位なのか全市的に募集をかけているのか。

A. 市内の高校生の募集方法については、広報よっかいちへの掲載や実際に学校にも訪問して全市的に広く募集をしている。

Q. どれぐらいの応募があるのか。

A. 今年度の応募者が4名で募集定員と同数であった。昨年度は4名募集して5名の応募があった。ここ数年の実績を見ると、なかなか応募者が集まりにくいというのが現状である。

Q. 応募者が集まらないのであれば、高校に協力を依頼して生徒を選抜してもらう方法もあるのではないか。

A. 学校単位での募集も含めて広く応募者を募っていききたい。

Q. 天津市やロングビーチ市からの参加者について、選抜される生徒に対して要件を付しているのか。

A. この事業には環境に関心のある生徒に参加して欲しいと考えているため天津市、ロ

ングビーチ市にも本市の意向を伝えた上で選考していただいている。

Q. 生徒の派遣に対してロングビーチ市、天津市にも費用負担を求めているのか。

A. 往復の旅費はロングビーチ市、天津市が負担しており、滞在中の宿泊費や研修費等は本市が負担している。

Q. ロングビーチ市、天津市に本市の生徒が派遣されることはないのか。

A. これまでの事業では本市が受け入れる側となっており、本市から天津市やロングビーチ市に生徒を派遣した実績はない。

(意見) 姉妹都市米国ロングビーチ市からの交換学生・教師(通称: トリオ)については、双方による派遣や受け入れをして交流しているが、本市から生徒を派遣して国際感覚を学ばせるような試みを実施していけば、魅力のある事業になっていくと考える。

A. 今後は生徒を派遣することも含めて事業のあり方を関係部局とともに研究していきたい。

Q. 地球環境塾における議論と関連して、過去の委員会において、環境教育を環境部が所管している考え方について環境先進市の四日市市で学んでもらうことを前提にしており、国際交流事業ではないことを確認しているが、改めて考え方を確認したい。

A. 環境教育については、四日市公害という事実があったこと、あるいはコンビナート事業所との関係等々も含めて、環境部が主体となって、教育委員会や商工農水部とも連携を十分とりながら実施していきたいと考えている。なお、関連して、地球環境塾について、原則は四日市公害が発生した本市での開催ということの基本としていくが、事業に付随するものとして、英語でのコミュニケーション等の国際交流の側面があることは否めない事実であるため、政策推進部にも意見を伝えて研究をしていきたい。

Q. 環境教育については、教育委員会の所管に係る部分があると考えられるため、教育委員会に一元化するべきではないのか。

A. 今後も教育委員会とは十分に連携を図っていく。教育委員会と事業が重複するものがあるかどうかについては、しっかりと精査していく必要があると考えている。

環境学習推進事業費

Q. 四日市公害と環境未来館の来場者が減少している要因について把握しているのか。

A. 平成 28 年度の来館者が平成 27 年度を下回った要因については、開館当初の平成 27 年 4 月、5 月に報道等により注目が集まったことで、特にその時期多く来場いただいたことが要因と考えている。ただし団体見学については、海外や市外からの来場者数は堅調に推移しており、平成 28 年度は目標 55,000 人に対し 56,453 人の実績であった。

Q. 四日市市の小学校だけではなく、例えば三重郡等、近隣の学校にもプロモーション活動はしているのか。また、高校生にも来館してもらえるような方策を検討しているか。

A. 平成 27 年開館初年度から、博物館とともに近隣の鈴鹿市、亀山市、津市、いなべ市、桑名市などの教育委員会、校長会において小・中学校の社会見学等の行き先として誘致活動をしている。また、高校についても三重県教育長や県内の高校、特に工業高

校教諭による研修での来館時など、様々な機会をとらえて来館のお願いを行うなど、これからも継続して団体の誘致に努めていきたいと考えている。

Q. 国外からの団体に対してリピーターになってもらうような工夫はしているのか。

A. 海外からの団体視察が来る場合には、そのニーズに応じた解説や説明をしているが、友好協会など海外からの団体の仲介者にも好評であるため次の団体の誘致にもつながっているという実感がある。

エコパートナーシップ推進事業費

Q. エコパートナーシップ推進事業費の不用額について説明して欲しい。

A. エコパートナーに委託する講座の実施回数が設定していた目標より少なかったため、不用額が発生したものである。

Q. 設定している目標を達成するため、何が課題であると考えているのか。

A. エコパートナーについては、市民活動団体の登録に比べ企業など事業者の登録が少ないことが課題であると考えており、登録数がふえるよう今後取り組んでいきたいと考えている。

北大谷斎場管理運営費

Q. 社会情勢の変化によって大きな会場を使用して葬儀を行うケースが少なくなっているが、需要に応じて北大谷斎場の機能も変化させることを考えているのか。

A. 近年、少人数の葬儀が増加しており、施設のあり方について検討は必要と考えている。ただ、市が斎場施設を整備する場合には、民間の施設が増えてきていることや改修期間中の式場等の問題など、総合的な検討が必要となってくると考えている。

Q. 家族葬の増加等で葬儀の形態が変化しているため、葬祭場利用率が低下している状況についてどのように考えているのか。

A. 今後北大谷葬祭場をどのようにしていくのかについては、課題としてとらえており、民間事業者の意見も聞きながら、今後のあり方について検討をしていきたいと考えている。

墓地管理運営費

Q. 旧慣墓地の管理について確認したい。

A. 旧慣墓地の土地の権利については行政、自治会及び個人に付いている場合があるが、地方自治法上、当該地域において墓地として使用することが認められている。

Q. 旧慣墓地について、無縁仏や墓石が崩れてきた場合の対応など、行政が行うことになるのか。

A. 旧慣墓地について、市として運営に携わることはしていない。

Q. 市として運営に携わらないということになると、土地の所有権はどういう取り扱いになるのか。

A. 旧慣墓地の運営は当該地域によることになるが、所有権自体はそれぞれの土地に対して名義がついており、名義者の所有という形にはなっているが、実質的には墓地自

体は法的な手続きなしに処分ができないため、実際には所有権はそのまま残ることになる。

Q. 四日市市営霊園は何カ所あるのか。

A. 富田霊園、富洲原霊園、塩浜霊園、北部墓地公園、北大谷霊園の5カ所となっている。

Q. 四日市市営霊園のうちで使用者が判明しているのはどの程度あるのか。

A. 富田霊園、富洲原霊園、塩浜霊園の利用者については8割程度判明している。

《歳出第4款衛生費 第2項清掃費》

生ごみ処理機購入費補助金

Q. 生ごみ処理機の購入費補助件数に関して平成28年度29基、平成27年は52基であるが、年々減少傾向となっているのか。

A. 生ごみ処理機の購入費補助件数については年々減少している。

Q. 生ごみ処理機の購入費補助についてももう少し支援があれば、ごみの減量につながると考えているが、今後の方針について確認したい。

A. 可燃ごみの減量についてお願いしており、説明会でも生ごみ処理機の購入費補助制度について周知・啓発等を行っている状況である。

（意見）生ごみ処理機の購入費の補助上限を拡大すれば、利用者も増加すると考える。

Q. ディスポーザーについて、市としてごみ減量に向け使用を推奨しているのか。

A. ディスポーザーについては、ごみの減量に一定の効果があると考えてはいるが、下水道処理における影響への懸念もあるため、上下水道局と十分意見調整をして情報を共有したいと考えている。

Q. 市内のマンションに設置されるディスポーザーはどのような仕組みになっているのか。

A. 市内のマンションに設置されているものは生物的に処理するタイプであり、地下の処理施設に溜まった汚泥を定期的に引き抜く作業が必要となる。

資源物処理事業費

Q. 収集した缶・瓶についてどのように処理しているのか。

A. 資源物として収集しており、缶や売値がつくりターナブル瓶は売却しており、その他の瓶は値段がつかないため、売却益0円でリサイクルしている。

Q. 分別はどこでしているのか。

A. 資源物についてはごみ置き場である程度の種類を分けた上で、回収時に資源物の種類によって分けられた収集車で回収をしている。

Q. 桶衛生センターではスチール缶とアルミ缶の分別はどのようにしているのか。

A. 金属類、飲料缶は直接業者に渡しており、選別はしていない。瓶は桶衛生センターで選別している。

Q. 資源物の持ち去りに対する対応状況について確認したい。

A. 資源物の持ち去り行為者がかなり朝早い時間から行為におよんでいるため、試行と

して朝7時ぐらいから、パトロールの取組みをしている。また他市の状況では、早朝パトロールそのものを委託しているような自治体もあるため、今後はそのような事例についても検証していきたい。

（意見）現在の対応では限界があると判断されるため、対応策を検討すべきである。

集団回収活動奨励費

Q. 以前の集団回収における調査で売却益がマイナスになっているものがあつたが、現在の状況を確認したい。

A. 平成27年度に見直した結果、売却単価がマイナスとなる団体はかなり減っている。

Q. 売却益がマイナスとなる要因はなにか。

A. 分別が不十分な場合は、業者の手間がふえて単価が落ちることが要因となっている。

都市美化事業費

Q. 路上喫煙の禁止に関する条例について、喫煙所設置後に喫煙者からの反応があつたのか。

A. 喫煙する側の立場で肩身が狭い思いであつたため、喫煙所の設置はありがたいとの声も届いている。

Q. 本市の客引き行為等の防止に関する条例及び路上喫煙の禁止に関する条例に共に違反していた場合、それぞれの規定において取り締まりを実施すべく包括的なパトロールの実施が可能となるような委託契約ができないのか。

A. 月数回合同でパトロールを実施して対応しているが、十分とは言えないことから、検討を進めている状況である。

Q. 加熱式たばこについても取り締まりの対象となるのか。

A. 本市の場合は、加熱式たばこについては条例の適用外としている。

尿尿処理費

Q. 尿尿処理費の不用額について確認したい。

A. 尿尿処理費の不用額について当初予算を編成する際に1キロリットルいくらという形の契約をしているが、想定値が予想よりも減ったことで不用額が生じたということになった。

Q. 朝明広域衛生組合の包括業務委託における四日市市としての考え方を確認したい。

A. 朝明広域衛生組合の包括業務委託については昨年度から始まり委託期間は5年間となっている。5年後の契約終了に向けて、現在の包括業務委託の対応を3年目あるいは4年目の段階ではどう総括するのか、今後の状況を見ながら考えていきたい。

Q. 検討に係るタイムスケジュールについて確認したい。

A. できるだけ早く示していきたい。

清掃工場管理運営費

Q. 四日市市クリーンセンターの売電収入と資源売却収入については当初見込みどおりであったのか。

A. 売電収入については当初予算 4 億 8 千万円に対し 5 億 3 千万円超の実績であり当初見込みを上回ったが、クリーンセンターにおいて処理した資源物売却収入は約 3 百万円の予算に届かなかった。

Q. 売電収入が想定したよりも多くなった要因はなにか。

A. 可燃ごみが想定していた量よりも多かったことに加え、生ごみを焼いた場合と廃プラスチックを焼いた場合の売電単価が異なり、生ごみのほうが、売電単価が高く、そして、生ごみ量が多かったため、結果的に売電収入も多くなったものである。

Q. 以前はリサイクルされていたペットボトルがクリーンセンター稼働後は、利便性が良くなったため、各家庭において燃えるごみとして分別されている可能性はないか。

A. ペットボトルが可燃ごみに混じっていることは完全に否定はできないが、ペットボトルの回収実績はクリーンセンター稼働後も減少していないため、分別方法の変更による影響は少ないと思われる。今後ごみ説明会等で正しく分別してもらえるように引き続き周知していきたい。

Q. クリーンセンター稼働後に市外からのごみの受け入れが増加した要因について確認したい。

A. クリーンセンター稼働前は近隣の川越町及び朝日町から家庭系の可燃物しか受け入れていなかったが、クリーンセンター稼働後は、家庭系の粗大ごみも可燃物として受け入れているため、受け入れ量が増加となった。

Q. 川越町や朝日町はごみの分別方法は四日市市と同じなのか。

A. 川越町や朝日町においてまだ本市のような分別の方式にはなっておらず、各町において今後どのようにしていくのかについて方向を模索している状況である。

Q. クリーンセンター稼働後は、川越町及び朝日町から家庭系の粗大ごみも可燃物として受け入れているにも関わらず、従来どおりの分別を続けているのは矛盾していないか。

A. 川越町及び朝日町については分別方法に関して議論がなされているが、両町間で合意には至っていない。クリーンセンターで可燃ごみと家庭系の粗大ごみを受け入れているが、町民がごみを出す際には従来の分別の仕方になっている。

Q. 川越町及び朝日町の住民に対して四日市市でごみを処分しているという意識を持ってもらうという意味で本市の小学生と同様にクリーンセンターに見学してもらってはどうか。

A. 朝日町や川越町だけでなく、他の近隣市町の小学校 4 年生も見学にきていただいている。

ごみ処理施設環境整備事業費

Q. 平成 28 年度の周辺環境整備事業費 786 万円の内訳について確認したい。

A. 周辺環境整備事業費の内訳で支出額が一番大きいものは米洗川の河川の改良工事の複断面化を継続的に実施しており、約 550 万円を支出している。その他、除草関係費

用として約 130 万円程度を支出している。

Q. 米洗川の河川の改良工事はどのような計画で行う予定になっているのか。

A. あと 2 年程度で複断面化工事が終了する事業量となっている。

Q. あと 2 年から 3 年で終期を迎えるという理解でよいのか。

A. この事業についてはあと数年程度で終了すると考えている。

南部埋立処分場費

Q. 南部埋立処分場の現状について確認したい。

A. 平成 28 年度は約 1,300 トンの埋め立て等処分をしている。埋立容量として 3,000 立米ほどとなり、現在残っている容量は約 200,000 立米のため、あと 60 数年間は維持できると考えている。

Q. 埋立てをできる限り少なくする必要があると考えており、クリーンセンターで焼却できるものの詳細について確認したい。

A. クリーンセンターには切断機を有しており、厚さが 30 センチ、長さが 2 メートルを超える場合は処理できないため、市としてやむなく埋め立てをしている場合もある。

【都市整備部・経過】

○一般会計

≪ 歳出第 8 款土木費 第 1 項土木管理費 ≫

営繕受託業務

Q. 営繕工務課が受託した教育委員会の関係施設を大規模改修する際には、バリアフリー化や垂直移動のエレベーターなどの工事はしてもらっているのか。

A. 教育委員会関係施設の大規模改修において営繕工務課としてではなく、教育委員会からの要請を受けてバリアフリー化、トイレの洋式化、電灯の LED 化、外壁の防水工事を主に行っている。給食エレベーター等に関しては、現在設置しているものをリニューアルする必要があるれば更新しており、これから新たに設置するように要望があれば、設置をしている。

Q. 大規模改修についての建築確認等の制度がどのようなになっているのか。また、バリアフリー化について教育委員会への指導はどうなっているのか。

A. 大規模改修工事については、新築、増築以外に主要な構造部の半分以上の改変がなければ、建築確認申請の対象にならず、直接、建築指導で携わっている状況ではない。

Q. 旧東橋北小学校や旧三浜小学校の整備工事でエレベーターを取り付けた際にも、都市整備部として全く関わっていないということによいのか。

A. 建築確認申請が伴うもので一定規模以上のもの、もしくは用途変更の場合には、三重県のユニバーサルデザイン条例の中で審査をしている。

また、教育委員会のみならず、主管課の要望を受けた工事受託課が設計段階でバリアフリー化に関する助言をするなど、適宜調整を図っている。なお、エレベーター設

置に関しては、主管課の意向によるものと認識している。

未登記道路調査事業費

Q. 未登記道路についてあとどれぐらい残っており、実際にはどのような対応をしているのか。また、所有者が死亡して所有者不明などの土地はどのような対応をしているのか。

A. 未登記道路について実際に処理しているのは、年間で大体 150 筆弱となる。平成 28 年度は、128 筆の寄附があった。あとどれぐらい残っているのかについては、実際に境界立ち会いをしないと明確にはわからないが、約 26,000 筆あるものと推定される。実際の対応については、相続関係を調査して判明したすべての相続人に対して寄付の説得をしている。

Q. 不在者地主の問題について他部局の問題とも関係しているが、連携して対応をしていくことになるのか。

A. 都市計画税や固定資産税の賦課とも関連しているため、他部局とも協力して対応していきたい。

Q. 全庁的な体制を整備するだけではなく、法務局等の外部機関の協力も必要になるのではないか。

A. 行政書士会、土地家屋調査士会など各業界等への外部委託について検討もしており、課題に対して対応できるよう取り組みを進めていきたい。

＜ 歳出第 8 款土木費 第 2 項道路橋梁費 ＞

社会資本整備総合交付金事業費

Q. 平成 28 年度の主要幹線道路の整備状況を確認したい。

A. 近年、都市計画道路のような大きな道路は開通していない。現在は、北勢バイパス関連の小杉新町 2 号線や泊小古曾線の中部電力変電所付近で用地買収を進めている状況である。

Q. 当初の計画から大分遅れているが、見直し等はしていないのか。

A. 当初に計画した路線の整備がまだ終わっていないため、道路整備計画は、平成 16 年の策定以降に改定はしていない。第 3 次推進計画に位置づける中で事業を進めている状況だが、社会資本整備総合交付金の国の内示が低く予算の確保が出来ていない状況もあり、場合によっては見直し等も今後検討していく必要があると考えている。

防災・安全社会資本整備交付金事業費

Q. 道路照明の LED 化の進捗状況について確認したい。

A. 現在 3,404 本の内、190 本が LED 化されているが、まだまだ LED 化は遅れている。

Q. 全部 LED 化すると電気代はどのくらい減少するのか。

A. 今は数字を持ち合わせていないため、後日、中部電力に確認して報告する。

Q. LED 化が遅れている原因はなにか。

A. 費用が原因である。

CO2削減のため、もう少しペースを上げて交換していく必要があると考えている。

生活に身近な道路整備事業費

Q. 平成 28 年度当初予算において生活に身近な道路整備事業に係る事業費が 2 億円増額修正となったが、不用額はどの程度あったのか。

A. 翌年度に繰り越しを 7,400 万円ほど行っただが、5 月までに事業が完了できたため、不用額は発生していない。

Q. 予算が増額された中での事業実施であったが、工事の作業効率についてはどのように感じているのか。

A. 土木要望について地域にできるだけ集約化をお願いしているが、前年度対比で件数が 120 件ほどふえ、繰り越した件数が 124 件となり、結果、増額分が翌年に繰り越したような形になっている。一部の地区では集約化を進めていただいているが、多くの地区でまだ細かく分かれているというのが現実である。

Q. 道路整備要望の会議が行われていない地区もある。会議が行われていない地区数はどれぐらいあるのか。

A. 形式上は全地区で会議体があることになっているが、地区によっては、単純にその地区の人口割あるいは 1 自治会あたりいくらかという形で予算配分を行っているところがある。単純な地区割りで配分している地区数は把握していない。毎年連合自治会の会議や自治会長会議に出向いて、何とか集約化して有効に予算を使っていただくようお願いをしている。

Q. 東海道の整備について、生活に身近な道路の土木要望予算と市が行っている道路整備の整理はどのようにしているのか。

A. 東海道の整備については、市の自主事業で整備をしているところと地区の土木要望で整備をしているところがある。一部説明不足で市が整備するものとの認識がないまま地区の土木要望予算で整備した例もあるため、市の予算で整備する場所については、各地区に説明するようにしている。

《 歳出第 8 款土木費 第 3 項交通安全対策費 》

交通安全施設整備費

Q. 自転車道の現在の整備状況と今後の見通しについて確認したい。

A. 自転車道の整備については、四日市中央線は西に向かって、堀木日永線は、笹川通り付近まで、松本街道は、堀木日永線から西に整備を計画しているが、現在は中川原通りから西を公安委員会と協議しながら整備に取り組んでいる。松本街道、堀木日永線、橋北通りについては、第 3 次推進計画期間中の平成 32 年度までにはおおむね整備を完了させたいと考えている。

Q. 市道の区画線や横断歩道が消えかかっている場所があり、早急な対応が必要であるが、平成 28 年度は十分な対応ができたのか。

A. 区画線については、多くの方から消えているとの声が届いており、昨年度から予算を増額して対応している。ただし、市道の横断歩道と公安委員会が管理する黄色の規

制線を引く作業を同時期に行いたいと先方に伝えているが、予算上の問題から、同時には実施できないところがある。

Q. 通学路の安全対策について、現場の声がどのように行政に上がり、都市整備部としてどのように関わっているのか。

A. 四日市市通学路交通安全推進会議が年1回開催されており、国、県、市、公安委員会が協力して協議を重ねている。その会議の中で議題に上ったもののうち、市として実施可能なものについては対応しているし、国や県に対応してもらうものは伝わっている。

Q. 四日市市通学路交通安全推進会議においては、どこが窓口となって国や県に要望しているのか。

A. 教育委員会が窓口になり実施している。また、その他にも、地区土木要望などに応じて、道路整備課を経由して国や県へ要望を行っている。

Q. 教育委員会に任せるだけではなく、都市整備部もサポートできる体制をとるべきではないか。

A. 教育委員会で作成した交通安全プログラムの中で各学校から上がってきたものを整理して、教育委員会の予算で河川排水課が受託事業で携わっている。また、道路維持の中で地域からの要請を受けて生活に身近な道路整備予算を使って事業を実施しているものもある。それぞれが連携や情報共有しながら、通学路という仕切りでは教育委員会になるが、安全に関する面から所管部として可能な限り対応をしている。

Q. 教育委員会が窓口となるが、都市整備部の中で教育委員会をサポートする主管となるのはどこになるのか。

A. 都市整備部では、道路管理者である道路整備課と道路管理課が主管となりサポートしている。

放置自転車対策事業費

Q. 放置自転車対策事業費についてどのような使われ方をしているのか。

A. 放置自転車対策事業費について中心市街地の放置禁止区域の巡視・撤去・保管・返還業務のシルバー人材センターへの委託費、その他各駅の駐輪場の清掃・管理業務、臨時職員の給料、自転車保管場所の電気代、駐輪場の借地している用地費等に使用している。

Q. 放置自転車の撤去台数 2,047 台の再利用について確認したい。

A. 元の所有者に戻す自転車が約 820 台、もう一度修理をして再利用する自転車が約 270 台ある。修理もできないような古くなってしまっている自転車が約 810 台あり、これを鉄材料、スクラップとして売り払っている。残りについては3カ月間の保管中に年度末を迎えるため次年度の対応となる。

Q. 行政が管理している自転車駐輪場はいくつあるのか。

A. 近鉄沿線をはじめ全体で 23 駅の駐輪場を管理している。

Q. 近年の放置自転車数の増減について確認したい。

A. 放置自転車を回収した台数については、平成 24 年度約 2,700 台、平成 25 年度約 2,500

台、平成 26 年度約 2,000 台、平成 27 年度 2,500 台、平成 28 年度が約 2,000 台となっている。

Q. 近鉄富田駅の放置自転車の増減について確認したい。

A. 自転車者預り所が随分廃業しており、その分の役割を行政が担っているため、携わる台数は非常に増加している。

Q. 中心市街地に自転車駐輪場が少なく不便を感じるため、撤去や巡視にかけている費用を自転車置き場の整備にまわしてはどうか。

A. 自転車駐輪場を公共が税金で整備することについては十分議論して考えていきたい。

Q. 近鉄四日市駅周辺で無料の駐輪場はどのくらいあるのか。

A. スターアイランド前とララスクエア前に 2 カ所設置されている。

Q. 有料の駐輪場の料金はいくらなのか。

A. 1 日 120 円となっている。

Q. 湯の山線沿線の学生の利用者減少を防ぐため、駅周辺に自転車置き場を整備するべきではないか。

A. 家族の送迎に頼らず、学生に駅まで自転車で来てもらうためにも、現状を整理して考えていきたい。

(意見) 自転車専用レーンを整備、拡充していくのであれば、同時に駅周辺に自転車置き場も確保して利用を推進していくべきであると考える。

《 歳出第 8 款土木費 第 4 項河川費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第 8 款土木費 第 6 項都市計画費 》

内部・八王子線運行事業費、関連事業費、基金積立金

Q. 四日市あすなろう鉄道の利用者数を確認したい。

A. 平成 28 年度の利用者数については、前年の 3,082,000 人から 2,927,000 人となり 5 % の減少となっている。

Q. 利用者数が 5 % 減少した要因はどう分析しているのか。

A. 近鉄とあすなろうが分離し運賃体系が変わったことで通学定期の利用が減ったことが主な要因となっている。

Q. 通学定期の利用が減少していることへの対策はしているのか。

A. 通学利用者の確保に向けて今年度から定期券購入者に対してキャンペーンを実施したり、また、通勤利用者の確保に向けては、あすなろう鉄道沿線の新たな住宅の開発が進んでいる地域に鉄道の時刻表を配布するなどの取り組みを実施している。また、昨年度はカブトムシ列車やまんじゅう列車というようなイベントを開催して利用促進を図っている。

Q. あすなろう鉄道の運営状況に係る資料を決算概要や主要施策実績報告書に組み込むことはできないのか。

A. 財政部局等と相談して、対応を検討していきたい。

Q. あすなろう鉄道の通学定期と通勤定期以外の利用者数と割合を確認したい。

A. あすなろう鉄道の利用者全体 2,927,000 人に対して定期外は 936,000 人で約 32%の割合になっている。

Q. あすなろう鉄道の車両に冷暖房設備は設置しているのか。

A. 更新、新造している車両については冷暖房設備を設置している。

Q. あすなろう鉄道を存続していくため、定期外利用者の運賃のあり方についてどう考えているのか。

A. 鉄道事業再構築実施計画の内容については、5 年が経過した時点で、必要に応じて見直すということとなっており、収益としては黒字で推移しているが、運賃に係る検討はしていきたい。

Q. あすなろう鉄道の運賃改定の時期について確認したい。

A. 鉄道事業再構築実施計画で現在の運賃が国から承認を受けており、改定に当たっては相当の理由整理が必要になるため、すぐに改定できるものとは考えていない。

Q. あすなろう鉄道の切符券売機を利用した際に釣り銭硬貨切れで販売停止となったことがある。切符券売機の状況を把握できているのか。

A. あすなろう鉄道に対し切符券売機の釣り銭切れについて状況を確認することとした。

Q. 切符購入時に利用者の利便性も考慮して釣り銭が少なくなるような運賃設定にはできないのか。

A. 鉄道運賃は基本的には距離数に応じて決定されており、現状の運賃設定となっている。切符を購入時の利便性が向上するように券売機の台数や機能についてあすなろう鉄道と協議していきたい。

Q. 切符券売機に使用する釣り銭硬貨の両替えには手数料が発生しているのか。

A. 手数料は発生していない。

Q. 釣り銭で 10 円玉の払い出しが多いが、乗客の利便性及び業務上の効率の面から、運賃設定を考える必要があるのではないか。

A. 鉄道運賃の改定は運輸審議会での承認が必要で運賃設定については非常に審査が厳しくなっている。釣り銭切れ等の運営上問題が生じているため、切符券売機から 50 円玉でつり銭の払い出しができるようにあすなろう鉄道には伝えたい。

(意見) 今年 1 月の大雪の際には、乗客数が大幅に伸びた経緯があるが、あすなろう鉄道利用客と天候との関連性を調査して潜在的な顧客数を把握した上で利用者数の増加に向けた対策を検討していくべきである。

Q. 運行事業費及び基金の積み立てに関する不用額の理由と考え方について確認したい。

A. 内部八王子線の運行事業費において 3300 万円ほど、基金積立金において 1100 万円ほどの不用額があった。まず積立金のほうについては、あすなろう鉄道の収支が黒字であれば市のほうへ寄附として入ってくるが、その収入の確定が年度末となるため、12 月の段階で一旦予算を補正しているものの実績との差異が生じたものである。運行事業費については、昨年のサミット開催に伴い保守点検の業務を集中的に行ったため、そのうちの一部の実施を見送らざるを得なかったことから、不用額として計上するこ

ととなった。

バス利用環境改善整備事業費

Q. 自主運行バス 3 路線の年間利用者数について確認したい。

A. 年間の利用者数について山城富洲原線が 20,337 人、神前高角線が 16,106 人、磯津高花平線が 28,508 人というような状況になっている。

Q. 民間事業者が運用するバス路線のうち、利用者が減っているところはどこになるのか。

A. 平成 27 年度実績での経常収支比率について、鈴鹿四日市線、長沢線が 50%を切っている状況であり、四日市福王山線、平田四日市線がそれに続いている。

現状として基本的に黒字を生み出しているのが三重団地笹川線と羽津山線の 2 路線のみであり、それ以外のバス路線は軒並み低調な利用になっている。

公園施設維持補修費

Q. 公園の数が増えて維持管理費が増加しているため、機能を集約していくことも検討していく必要があるのではないのか。

A. 背景や状況が変化し、NPO が管理を担っているところもあるが、今後、公園管理者として市民とどういった形で協働していくのか、行政はどこまでやるのか等、緑地や公園の維持管理について、十分な検討が必要になると考えている。

近鉄四日市駅の自動車乗降場所の活用について

Q. 近鉄四日市駅の東口の自動車乗降スペースの活用状況を確認したい。

A. 明確な数字はわからないが、利用している台数は確実に増加している。

特に夜 20 時、21 時台は、塾への送り迎えの車が増えている。

J R 四日市駅周辺の踏切について

(意見) J R 四日市駅周辺の踏切について、遮断時間が長く、また、貨物の入替時などにおいては列車通行の有無に関係なく遮断機が降りたままになるなど、交通に支障を来しているため、事業者は踏切の運用の実態を確認するとともに対策を促してほしい。

＜ 歳出第 8 款土木費 第 8 項住宅費 ＞

住み替え支援事業費

Q. 住み替え支援事業というのは、市外から市内への転居者を対象にしていると理解しているが、その方向性は今後も変わらないということによいか。

A. 子育て世帯の住み替え支援補助金については、市外から市内を対象としており、移住促進空き家リノベーション事業費については、県費補助事業のため、県外から市内を対象としている。

Q. 平成 26 年度から平成 28 年度までの補助件数の実績をどのように考えているのか。

A. 平成 26 年度から予算を計上しているが、毎年、300 万円以上の不用額を出している。

予定より補助実績が少ないため、第3次推進計画においては予算を少し減少させているが、引き続き取り組みを進めていきたいと考えている。

Q. 子育て世帯の住み替え支援補助金について市外から市内を対象としているが、市内のアパートから持ち家に移る場合も含めるよう対象者の幅を広げていくという考えはないのか。

A. 定住促進と地域の活性化を事業の目的としているため、基本的には市外から市内への住み替えのみ対象とすることを考えている。

(意見) 例えば市内のアパートから持ち家に移る際には市外に転出する場合も考えられるため、流出を防ぐという点において市内から市内への住み替えも定住を促進する目的には合致していると考えている。

市営住宅維持補修費

Q. 市営住宅の入居者における孤立死の状況を把握しているのか。

A. 入居者のうち、ひとり暮らしで亡くなる方もみえるが、市営住宅の中で孤立死の報告はないが、現在、身元保証人の見直しや洗い出しを少しずつ始めている。その中でもう保証人が亡くなっている場合は、次の保証人を探してもらうようお願いをしている状況である。

Q. 公営住宅の残置物の対応方針の策定という国のガイドラインを参考に、ぜひ四日市バージョンで生前から意向調査などについて対応をとってもらいたい。

A. 公営住宅の残置物の四日市市の対応方針について検証していきたい。

《 歳出第13款災害復旧費 第2項土木施設災害復旧費 》

別段の質疑、意見はなかった。

○住宅新築資金等貸付事業特別会計

Q. 平成28年度住宅新築資金等貸付金の不能欠損額の詳細について確認したい。

A. 不納欠損額で約650万円を計上している。これに関しては、貸付を受けた方に納付書を送る等の対応をしていたが、本人が重篤な状態となったため別居している親族が身辺整理をされる中で、通知文書を見つけ納付期限から10年以上経過したものについて時効の援用の申し立てをした経緯がある。

Q. 回収が困難な未収額の督促について今後はどのように対応していくのか。

A. 貸付金を借りた本人と保証人が既に死亡している場合は、負の財産も相続するため、戸籍調査により、相続人を洗い出している状況である。

Q. 滞納整理の部署との連携はなく、市営住宅課ですべて対応しているのか。

A. 健康福祉部で行っている災害時の貸付制度の貸与者とある程度リンクしているため、世帯の状況に応じて健康福祉部と連携して回収を進めている。

Q. 市営住宅課だけで対応すべき問題なのかについて庁内で整理をした方がよいのではないか。

A. 住宅新築資金貸付金については、滞納額も大きく都市整備部だけで対応という訳にはいかない状態になっているため、全庁的な取り組み中で整理していきたい。

○土地区画整理事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 8 号 平成 28 年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について

第 2 期水道施設整備計画の進捗について

Q. 第 2 期水道施設整備計画の事業別の進捗状況において管路の耐震化と更新はどのように区別をしているのか確認したい。

A. 耐震化については優先的に整備を進める必要のある口径が 300 ミリ以上の管路や病院等に接続する管路を平成 33 年までに更新する計画を立てている。経年管の更新については、昭和 44 年以前の管を平成 40 年までに更新する計画を立てている。

Q. 基幹管路の耐震化は優先順位が高いと思われるが、平成 33 年までに目標を達成する見込みなのか。また、経年管の更新については、平成 40 年までの長いスパンでの計画で問題はないのか。

A. 基幹管路の耐震化について平成 29 年 2 月定例会議会の都市・環境常任委員会で平成 33 年度までに布設替が困難な箇所が約 4,300m あることを説明しているが、ルート替えや他手法を検討して今後策定する第 3 期水道施設整備計画の中で実施していきたいと考えている。また、全体で 174 km ある管路の更新については、昭和 44 年の管路が平成 40 年に耐用年数の 60 年を迎えるため、それまでに平準化を図る中で計画的に整備を進めていきたい。

(意見) 耐用年数だけではなく、その地域の特性によって様々な課題も出てきているため、しっかりと調査を実施して策定中の第 3 期水道施設整備計画に反映して欲しい。

大口水道利用者減額制度について

Q. 大口水道利用者減額制度について利用実績は決算書で確認できるか。

A. 同制度については、年度毎に精算を行う方式であり、水道料金収入から減額分を差し引いた金額を収益として計上しているため、具体的に減額がいくらされたのかということは決算書には記載されていない。

Q. 同制度の利用者について、平成 28 年度は何栓が登録されているのか。

A. 平成 28 年度は 54 栓の登録がある。この登録の条件は、本市の水道を継続して 3 年以上使用の上、1 年度当たり 12,000 m³以上の使用実績があり、かつ、1 年度において、1 月当たり 1,000 m³以上の使用があった月が 3 か月以上ある場合について登録ができる。登録された 54 栓の中で今回、減免が適用となったのは 20 栓である。

Q. 同制度による、水道利用促進に係る効果について確認したい。

A. 減額の基本となる基準水量と、平成 28 年度の使用水量を比較すると 72,813 m³の増

加となり、水道料金として 3,687 万円の収入増となったが、ここから減額分 1,817 万円を差引すると 1,870 万円の効果があったと考える。

水道料金等の更正減額について（漏水）

Q. 特別損失として計上している水道料金等の更正減額の内容は何か。

A. 宅内で漏水があった場合には減免制度があり、現年度分については収入において精算されるが、過年度分については特別損失として計上している。

Q. 過去の規模の大きな漏水について確認したい。

A. 平成 19 年に中央緑地のプールや体育館で約 1,000 万円、平成 22 年 12 月に神前小学校で約 17 万 6 千円、平成 19 年 6 月に四日市高校で約 43 万 5 千円の大きな漏水があり減免措置をとっている。プールなどでは管の口径が大きいいため、漏水量も多く、比例して金額も大きくなっている。

Q. 漏水の件数は減少しているのか。

A. 漏水の件数は年度によって変動がある。学校やプールなど口径の大きい管で漏水が発生すれば、その年度の減免金額の合計は大きくなることになり、金額の多寡は年度における事案の発生件数や内容によるところとなる。

Q. 宅外の漏水の影響はどうか。有収率は 91%であるが、残り 9%の影響額はどの程度であるか。

A. 9%の中には、漏水以外にも消火活動によるもの、濁水発生時の洗浄によるものなどもあり、影響額は把握していない。漏水は早期発見、早期修理が重要であり、調査業務委託して漏水を早く発見すべく対策をとっている。なお、この調査による漏水防止量は約 652,000 m³で約 1 億 350 万円の効果であったと考えている。

Q. 漏水対策について、今後の取り組みはどのようなになっているのか。

A. 漏水対策は重要であると認識していることから、漏水調査については以前よりも頻度を上げて 3 年で市内全箇所を実施しており、今後も漏水の早期発見、早期修理に努めていきたい。

水道修繕用材料の盗難について

Q. 昨年度に発生した水道修繕用材料の盗難についてどのくらいの被害額があったのか。

A. 1,479,000 円の損害が発生した。盗難を受けて防犯カメラの設置や金属製保管箱に新たに施錠するなど対策を講じている。

Q. 盗難被害について決算ではどのように計上しているのか。

A. その他特別損失として計上している。

議案第 10 号 平成 28 年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

水洗化率について

Q. 公共下水道の整備完了の見通しはどのようなになっているのか。

A. 平成 27 年度に策定した生活排水処理施設整備計画、いわゆるアクションプログラムにおいて以後 10 年から 20 年の中長期にわたる本市の整備計画を示しており、公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併浄化槽といった生活排水処理施設ごとに経済比較を行う中で、効果的な整備手法について検討を行っている。市街化区域については計画策定から 10 年後の平成 37 年度における整備完了を予定している。その後市街化調整区域の整備を行うこととなるが、整備時期は相当先になることから現時点において完了目標年度は不明瞭である。

Q. アクションプログラムの計画どおりに進捗はしているのか。

A. 現在のところは予定どおり進捗している。

Q. 3 年以内に下水道接続をしなければいけないと法令的にはなっているが、水洗化率を向上させるための取り組みについて教えて欲しい。

A. 水洗化を図るため、水洗化工事積立奨励金（通称らくらく水洗化積み立て）という取り組みを行っており、3、4 年後に供用開始が見込まれる地域に対し下水道工事に先立って、測量設計についての説明会を開いたときにこの制度について説明を行っている。制度開始以来、一定の利用が図られていることから下水道接続を促す効果があったと考えている。

Q. 新規に管が整備されたところについては、概ね接続がなされているが、過去からの積み残しについては、今後どのように水洗化率を上げていくのか。

A. 下水道接続に対する意識を高めるため、シルバー人材センターに委託して未水洗化の家庭を訪問して水洗化を促すような働きかけやアンケート調査を実施している。今後は、特に効果のある事業所や集合住宅を中心に職員が出向き、接続依頼を行っていく。

Q. シルバー人材センターに依頼して水洗化の啓発をしているが、委託費用はいくらぐらいかかっているのか。

A. 水洗化の調査については平成 28 年度においては約 1 千万円が決算額となっている。

Q. 状況によって差はあると思うが、下水道接続にどのくらいの費用がかかるのか。

A. 下水道接続の改造費について合併浄化槽の場合は数十万円程度で済むが、単独の浄化槽や汲み取り便所の場合は、宅内改造費が非常に高額となる場合もあると考えられる。

Q. 家を改築しようとする場合には、下水道接続について指導しているのか。

A. 供用開始区域については、建築建てかえの段階で切りかえることになっているため、建築指導課で下水道接続を指導している。

Q. 建築確認申請がおりないぐらいの強い指導をしているのか。

A. そのような指導となっている。

下水道管の補修について

Q. 下水道管の補修について、どのように進められているのか。

A. 昭和 40 年から 50 年代につくられた古い団地には、われやすい陶管が使われているため、下水道管の場合は新しく管を入れかえるのではなく、管更生という技術を使っ

て、今ある管の中に樹脂系やグラスファイバーなどで補強するような工事を6団地で計画的に進めている。その他にも、耐震対策として、緊急輸送道路の下をカメラ調査した結果、補強が必要な管路についても管更生工事を進めている。

Q. 家が建ったのが同時期であれば同じような管で接続してある可能性が高いため、道路陥没した際には、1カ所のみではなくて、効率を考えて全体的な修繕ができるのか。

A. 調査の結果、同時に行った方が効率的な場合などには、費用対効果も考えて同時に行うようにしている。

下水道事業の経営状況について

Q. 下水道使用料改定が今定例月議会で提案されているが、提案に至るにあたっての下水道事業の経営状況について確認したい。

A. 下水道整備が進捗して接続すれば使用者が増える反面、戸当たりの使用水量については節水機器の普及や節水意識の高まりによって減少傾向にある。平成28年決算において前年度と比べると増収となっているが、今後についても大幅な増収は見込めない状況にある。

Q. 公共下水道に未接続の家屋もあるが、過去に無断接続が発覚した経緯について改めて確認したい。

A. 平成20年度に下水道使用料改定をした際、議会からの附帯決議により、水洗化率を高めるための戸別訪問調査を行った結果、無断接続が発覚した。

Q. 無断接続のその後の対応状況について確認したい。

A. 当時800件弱の無断接続があり、過去に遡って使用料を賦課徴収してきた。徴収不可能なものについては不納欠損処分としたが、現時点で分納中の2件を除いて全て完納している。

Q. 収益が改善している状況にも関わらず、下水道使用料改定に至る背景を確認したい。

A. 下水道事業は「収益的収支」と「資本的収支」の2本立ての会計であり、収益的収支において生じた純利益の全額を資本的収支不足額に補填しているが、なお不足する分は運転資金である「損益勘定内部留保資金」で補填している。この「損益勘定内部留保資金」については平成21年度の29億円をピークに、平成28年度末には17億円まで減少している。また、本来は下水道を利用している方が全額費用負担するのが原則であるが、整備途中においては処理場などの先行投資が大きく、資本費が高額となることから、現世代にその負担をすべて求めることは過度な負担となるため整備進捗に見合った負担にしているが、現在は下水道使用料で維持管理費の全額と資本費の55%を賄っている。この資本費回収率は、全国平均の72%と比較し低い水準である。また、平成28年度の資本費回収率を会計制度改正前で算出すると47.8%となり、前回の下水道使用料改定後、平成20年度の48.6%よりも下がっているため、このままでは、下水道を使用していない市民も負担している税金が財源となる一般会計からの繰入金も平成28年度で20億円、29年度予算で22億であり、先行きを見ると26億円と繰入金は増加すると見込んでいる。整備進捗に見合う指標である人口普及率は、平成20年度の68.8%から平成28年度は76.0%と7.2ポイント上昇しているが、資本費

回収率は低下していることとなる。その点を考慮すると、このようなことから、一般会計からの税負担の公平性や一定のルールに基づく健全な経営をしていく上で下水道使用料の改定をお願いするものである。

Q. 上下水道局の収益改善に係る経営努力を確認したい。

A. 直営業務の委託化による人員削減、電力自由化に伴う入札制度の導入、企業債の繰上償還による利息軽減等のさまざまな取り組みを行って収益確保並びに費用の縮減をしてきた。

Q. 下水道使用料の原則である受益者負担だけでは賄いきれない部分を一般会計から繰り入れて市税を投入している状況を市民に対してわかりやすく説明をしているのか。

A. 一般会計からの繰入金が年々増加している状況等については、下水道使用料改定の必要性について市民の方にご理解いただけるよう、広報などを通じてわかりやすく説明していきたい。

Q. アクションプログラムがすでに示されているが、下水道使用料を改定しなくても済むように計画の変更や時期の先送りについては検討しなかったのか。

A. アクションプログラムは生活排水処理施設を今後 10 年で整備する国の方針で全国的に進められているものであり、現在の計画に沿って取り組みを進めるべきと考えている。また、耐震化や老朽施設の更新も平準化を図る中で着実に進めていくことが必要と認識している。

議案第 8 号 及び 議案第 10 号について

未収金と不納欠損について

Q. 上水道事業未収金、下水道事業未収金と不納欠損の状況を確認したい。

A. 未収金の収納率について下水道使用料は、現年度分の収納率をみると、平成 27 年度実績と横ばいの 99.12%となっているが、過年度分の収納率が伸びているため、全体としては 27 年度収納率 97.6%より 0.4 ポイント上昇し、98%となった。水道料金は平成 27 年度現年度分の実績が 99.26%、平成 28 年度は 99.22%で微減となっている。この理由としては、大口利用者である企業の入金が遅れ、5 月末納期の分が 6 月初めとなったため、それを合わせると 99.27%となり、目標としていた平成 27 年度実績を上回っている。平成 29 年度についても 99.30%を目標に、未収金の回収をしていきたいと考えている。不納欠損について水道料金は平成 27 年度は 1,154 万円、平成 28 年度は 629 万円と前年度より減少しているが、下水道使用料は平成 27 年度 765 万円のところ、平成 28 年度 1,255 万円と増加した。不納欠損の理由としては、事業不振や生活困窮等の経済的な事由によって納付が困難となったり、利用者が行方不明になったことなどによるものである。

Q. 支払いが遅れがちな個人の納付について、口座引き落としを利用するような働きかけはできないのか。

A. 口座振替の利用について、納付書送付時などに口座振替の依頼文書を同封して利用啓発を行っているが、口座振替においても残高不足により、引き落としができないこ

とも多くある。最近では、コンビニ収納が便利なことから利用率が上がっており、クレジットカード決済も平成 27 年度からできるようになり、利用者も増加している。
(意見) 大口利用者である企業について慢性的に支払いが遅れるようなことが続かないように対応すべきである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（平成29年11月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第 57 号 市道路線の認定については、道路法に基づき、開発行為による 14 路線の認定を行おうとするものであり、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてありますが、平成 29 年度第 2 回四日市市環境保全審議会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(平成29年11月定例会月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算(第6号)**【都市整備部・経過】****○第1条 歳入歳出予算の補正****《歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費》****社会資本整備総合交付金事業(道路)**

Q. 当事業については、国庫補助交付決定額に合わせて減額補正がなされているが、各路線単位で金額の内示があったのか。

A. 国からは当事業全体での金額内示であったため、各路線への予算配分については、事業の進捗や用地交渉の状況に応じて市において算出している。

Q. 小杉新町2号線の補正後の予算減少率が他路線と比較して大きいですが、主な要因は何か。

A. 今年度の事業費について、当初予算においては主に小杉新町2号線及び泊小古曾線の用地費・補償費に充てることとしていたが、国からの減額内示を受け、家屋の移転を含めた交渉が進む泊小古曾線に重点的に配分せざるを得なかった経緯がある。

社会資本整備総合交付金事業(港湾関連)

Q. 四日市港千歳地区の情報案内板設置に対する国庫補助交付決定額に合わせて予算が減額補正されたことによりどのような影響があるのか。

A. JR四日市駅から四日市港に至る歩行者動線の整備が当初の計画よりも遅れていくことになる。

(意見) 四日市港千歳地区については、単なる緑地整備ではなく、四日市港の航路の拡張ということも視野に入れて必要な予算を確保する手段を今後検討していく必要がある。

防災・安全社会資本整備交付金事業(道路ストック関連)

Q. 当初予算で計上して減額補正で補正後0円になっている事業については、当初予算の算定に問題があったのか。

A. 道路の損傷が著しい箇所への舗装を行うため予算化をしたものであるが、国からの内示額が少なかったため、優先順位を考慮して路線ごとに配分をした結果、全額を減らさざるを得ない路線が出たものである。今年度舗装ができなかった箇所については、次年度に整備することを前提に平成30年度予算を要求することとしたい。

《歳出第8款土木費 第3項交通安全対策費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第8款土木費 第4項河川費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第8款土木費 第6項都市計画費》

公園緑地活性化推進事業費

Q. 当初予算で計上して減額補正で補正後0円になっている事業については、当初予算の算定に問題があったのか。

A. 今年度、国の地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る補助制度が改正され介護予防遊具が補助対象から外れたことから、全額を減額する補正を行った。これまで国の制度を活用し整備してきたが、今後は、施設の老朽化による更新の際など公園の利用実態や地域の意向を確認する中で必要に応じて市費で対応することも考えたい。

《歳出第13款災害復旧費 第2項土木施設災害復旧費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第2条 繰越明許費

別段の質疑、意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正

都市公園施設管理業務（維持修繕等）委託

Q. 市内の街区公園の管理業務について、基本的に街区公園は地域で管理いただいているものと認識しているが、どのような場合において、市が当事業委託により管理業務を実施しているのか。

A. 街区公園の維持管理は、原則として地域で行っていただいている。その中で樹木の剪定や伐採など地域での実施が難しいものについては市が行っているほか、高齢化等の理由により担い手の確保が困難なところについては、除草などについて、地域と協議する中で実施回数を限るなどして公園を適正に管理するために必要最低限の作業を実施している。

Q. 高齢化が進む中、どの地域も担い手の確保に苦慮しながら公園を管理いただいている実態がある。市民が不公平感を感じることはないよう、市が公園施設の管理業務を委託する場合の基準を明確にしておく必要があるのではないか。

A. 現状の把握を行っている状況にあるが、基本的には地域の力を借りながら、適正な管理が実施できるような方向性で考えているが、具体的な方策の検討に至っていないのが現状である。

Q. 公園の維持管理については、基本的には地域で実施していただくべきものと考えているが、地域での対応が困難なものについてはあらかじめ基準を明確にする中で、一括し

て事業として成り立つ形で専門業者に委託するなどの手法を考えるべきではないか。

A. 公園の維持管理について現在の管理の手法を今後続けられるかについては問題意識を持っており、現状を把握した上で改善していけるように今後の方向性を考えていきたい。

(意見) 次年度の当初予算審査に当たっては、今後の考え方について示すべきである。

都市公園施設管理業務（除草清掃等）委託

Q. 例えば三滝通りなど、市道沿いの街路樹の根で路面に凹凸がある場合はどのように対応しているのか。

A. 街路樹の根切りや舗装の修繕を行うほか、樹木の植え替えにおいては根が広がらないような手法をとるなどの対応を行っている。

近鉄四日市駅前公衆便所清掃等業務委託

Q. 近鉄四日市駅前公衆便所について、管理状況の確認はどのようになっているか。

A. 便器の詰まり等の苦情が市民から寄せられることもあり、その対応の際に道路管理課の職員が現地を確認している。

Q. 時折、便器の詰まり等により使用ができない状況が見受けられるが、委託先であるシルバー人材センターに適正に管理するよう指導するべきではないのか。

A. シルバー人材センターには、便所の清掃やトイレトペーパーの交換等を委託しているが、作業時間が1日1時間程度であり、作業後に不具合が生じた場合などは職員で対応をしている。

(意見) 作業内容を改めて確認する中で、効率的な業務が実施されるよう要望したい。

(意見) 公共のトイレについては故意的ないたずらが問題となるケースも多いが、抑止策として防犯カメラの設置などについても検討すべきではないか。

【環境部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第4款衛生費 第2項清掃費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

議案第37号 平成29年度四日市市水道事業会計第1回補正予算

【上下水道局・経過】

○第2条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

議案第39号 平成29年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算

【上下水道局・経過】

○第2条 資本的収支及び支出の補正

別段の質疑、意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正

管渠布設事業費（浜田通り貯留管築造工事）

Q. 当事業の費用対効果についての説明資料の中で、浜田通り貯留管整備後においても浸水が想定される箇所がある。現状が農地等で、周辺より相対的に低いいため、シミュレーションでは浸水深が大きい結果となっているとの説明であるが、将来的にその土地が宅地化された場合も同様の状況になるのか。

A. 当事業の費用対効果についての説明資料においては、既存の下水道を入力して簡便的にシミュレーションしたものであり、道路側溝等の詳細まで反映しておりません。将来的に農地等が宅地化された場合には、その水は周辺の道路に流れることが想定される。このようなこともあり、貯留管整備事業の効果をより高めることができるように、道路側溝のサイズ拡大や雨水桝の増設などの局所改良も必要になると考えており、当該事業の完成時期に合わせて、局所改良工事も行っていきたいと考えている。

（意見）浜田通り貯留管整備事業の効果もみながら、今後も引き続き他の地域の浸水対策を要望したい。

Q. 近鉄高架橋の基礎杭はどのくらいの長さなのか。

A. 約18mの長さである。

Q. 平成26年の基本計画策定の時点で近鉄高架橋の基礎杭の長さを把握していたのか。

A. 近鉄高架橋の基礎杭の存在は認識していたが、基本計画の段階では基本的な考え方のみを確認しており、鉄道事業者とは工事位置が確定してから再度、詳細協議をすることになっていた。

Q. 平成26年の基本計画の時点で鉄道施設に影響することは想定できたのではないか。

A. 基本計画の段階における貯留管の埋設深度は、トンネル標準示方書（シールド工法）に基づき、既存地下埋設物に影響を与えない位置（地下約20m）に計画していたが、鉄道事業者と貯留管工事の詳細な位置の確定後に協議を行った結果、地盤変位が避けられないことが判明し、対策が必要となった。

Q. 基本計画の段階における状況の精査が不足していたのではないか。

A. 今後は基本計画を策定する段階において、このようなリスクも含めて説明していくようにしたい。

Q. 平成29年10月の当委員会の所管事務調査において雨水排水対策を取り上げたが、

本件についての説明はなかったのではないか。

A. 本件に係る債務負担行為の補正等の可能性について報告させていただいた。その時点では、明確な方針まで決まっていなかったため、説明を差し控えた経緯がある。

(意見) 公費を投入する事業において、多額の費用の増加が伴うことになったことについて市民への説明責任を果たすことができるよう、計画策定時の精査や丁寧な説明を行う中で事業を進めるべきである。

Q. 本件について当初計画の予定から工期が遅れている要因はなにか。

A. 当初の計画よりも工期が遅れている主な要因としては、用地の取得が影響している。

Q. 今後の工事の見通しについて確認したい。

A. 平成 30 年の年明けに入札公告を行い、3 月末頃の契約を見込んでいる。その後、施工者による施工計画策定や地元説明が必要となるため、工事着工時期については改めて報告したい。

(意見) 浸水被害に対する住民の不安は大きいため、早急に整備することを要望したい。

Q. 当初よりも事業費が大幅に増加した要因と予算要求の手続きについて確認したい。

A. 地質調査及び詳細設計、また鉄道事業者との詳細協議による工法変更に伴い、総事業費が増加した。今後は、基本計画を策定する際にある程度の工事費増に係るリスクが想定される場合には、予算額にどの程度影響するかという情報も併せて提供することにより、今回の事例のような補正予算もあり得ることを説明した上で予算要求をしていきたい。

(意見) 過去の事例を参考にして効率的に事業を実施していくことを要望したい。

○第 4 条 企業債の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（平成30年2月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第96号 土壤汚染対策法関係手数料条例の一部改正につきましては、土壤汚染対策法の改正に伴い、汚染土壌処理業の承継に係る手数料を規定しようとするものであります。

委員からは、条例改正による業務への影響に係る質疑があり、理事者からは、今回の改正については汚染土壌処理業者が事業の相続や譲渡を行う場合などにおける手数料を新たに定めるものであり、現在本市においては汚染土壌処理業の許可を受けた事業者はないとの答弁がありました。

次に、議案第97号 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について、ないし、議案第100号 都市計画法関係手数料条例の一部改正につきましては、別段質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第101号 都市公園条例の一部改正につきましては、三重とこわか国体に向けた施設整備に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、中央緑地フットボール場の配置について改めて確認する質疑があり、理事者からは、3面のグラウンドを整備中であるとの答弁がありました。

次に、議案第102号 都市公園及び公園施設の設置基準等を定

める条例の一部改正につきましては、都市公園法の改正に伴い、公園施設の設置基準等に関し、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、市内において公募対象公園施設の具体的なものはあるのかとの質疑があり、理事者からは、現時点で具体的なものはない、十分な市場調査などが必要となるとの答弁がありました。

また他の委員からは、今回の条例改正とあわせて、飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募し、計画的に施設整備ができないのかとの質疑があり、理事者から、民間事業者が収益施設と公園施設を一体的に整備し、収益施設の収益を公園の整備や維持管理に還元するためには、事業として成立することが前提となるため、その可能性や成立性も含め、事例を調査する中で検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第103号 市営住宅条例の一部改正につきましては、公営住宅法の改正に伴う関係規定の整備のほか、放置自動車への対策に関する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、市営住宅の敷地内の放置自動車についてナンバープレートから所有者を特定できないのかとの質疑があり、理事者からは、関係機関に照会を行った結果、所有者が判明したものの、外国人で既に帰国してしまっている事例などもあるため対応に苦慮しているが、今後対策が必要であると考えているとの答弁がありました。

また委員からは、放置自動車を保管する場所について質疑があり、理事者からは、現時点では保管場所は決まっていないが、

市有地で２カ所ほど想定している場所はあるとの答弁がありました。

また委員からは、放置自動車の移送及び廃棄処分費用の見込みに係る質疑があり、理事者からは、道路上の放置自動車を処分している事例を見ると、収支を考えたときほぼ同額になるか、数千円程度の市の負担が必要になることもあると考えているとの答弁がありました。

最後に、議案第108号 市道路線の認定につきましては、開発行為等による茂福66号線ほか13路線の認定を行おうとするものであり、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました９議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成29年度第3回四日市市環境保全審議会、平成29年度第3回四日市市営住宅入居者選考委員会、狭あい道路後退用地整備事業の状況、ごみ処理手数料の減免、平成29年度第1回及び第2回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成29年度第1回四日市市同和行政推進審議会について、それぞれ調査を実施いたしました。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(平成30年2月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

【上下水道局・経過】

○第1条 歳入歳出予算

≪ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ≫

合併浄化槽水質浄化促進事業

Q. 公共下水道の整備に関連して、合併浄化槽の補助制度は、公共下水道整備後においてもなお使用を続けている場合でも対象となるのか。

A. 浄化槽維持管理費の補助は、公共下水道の整備後は、対象外としている。

≪ 歳出第6款農林水産業費 第3項農地費 ≫

別段の質疑、意見はなかった。

【環境部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

≪ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ≫

吉崎海岸保全事業費

Q. 観察路の改修と東屋の移設をした場合の配置図を示してほしい。

A. 配置図を参考資料として提供する。

Q. 希少植物の群生地への保護に向け、国や県の補助制度等の活用について調査をしたことはあるのか。

A. 四日市唯一の砂浜海岸である吉崎海岸には希少動植物として絶滅危惧種に指定されているものが3種類見られる。市として保護するとともに活用できる制度がないか県に確認したい。

Q. 吉崎海岸について、環境の保全に加え観光資源として活用することも検討すべきではないか。

A. 四日市 STYLE にも吉崎海岸の写真を掲載しており、全国にPRできるよう庁内においても情報共有をしていきたい。

エコパートナーシップ推進事業費

Q. 本事業について、委託先はエコパートナーに登録している事業者に限られるのか。

A. 現在、50 弱の団体に登録いただいております、その中から委託をしている。

Q. 業務委託の契約方法を確認したい。

A. エコパートナーの団体と随意契約になっている。

(意見) ボランティアが自発的に行っていた活動を、市の業務として委託してしまうと本来あるべき市民協働の考え方が崩れてしまうことが危惧される。特定の団体に業務委託するよりも、補助事業として実施するなどの方法についても検討が必要ではないか。

エコパートナーシップ推進事業費（吉崎海岸除草・清掃等業務委託）

※当事業については、当該事業の審査終了後に答弁修正があったことを受け、再審査を含め、分科会での取り扱いを協議する中で、都市・環境常任委員会所管事務調査を実施しごみ処理手数料の減免について調査を実施した。調査内容については予算審査と関連するため、分科会との審査経過と合わせて以下のとおり報告することとする。

①分科会での質疑及び答弁の修正について

Q. 吉崎海岸除草・清掃等業務で出されるごみの処理について確認したい。

(当初説明)

A. 四日市市クリーンセンターで焼却処理しているが、業務委託をする中で事業活動の中で出されるごみについては処理手数料を徴収しており、必要経費については委託料に含まれている。

(修正後)

A. 本事業については、市民協働による清掃活動を促進するための事務に係るものを委託している。ごみについては委託業務以外の部分で地域の方々が参加するボランティアによって発生するものであることから、処理手数料については減免となっている。

②所管事務調査について（詳細は別紙 1 を参照）

ごみ処理手数料の減免について調査を実施し、減免については処理手数料等に関する内規が基準となっていることを確認した。委員会において再審査が必要との意見はなかったが、委員から、当事業に限らず各部局の事業に対する減免の取り扱いについて確認すべきである、減免の内規について明確化すべきではないかなどの意見が出された。

クールチョイス普及啓発事業費

Q. クールチョイス普及啓発事業をどのように展開させていくのか。

A. 国の補助メニューを活用して事業を実施し、地域の生活スタイルに応じて参加しやすいような取り組みを推進していきたい。企業の先進的な環境活動の事例を紹介し、場合によっては、工場見学なども取り入れて環境保全の大切さを周知していきたい。

Q. 四日市市の取り組みとして具体的にどのような取り組みを行っていくのか。

A. 市長自らがクールチョイス宣言を行って企業、団体に賛同を募り、市がパイプ役と

なって市民参加型のイベント等、連携した事業を推進していく。また、市役所においては、エネルギー消費量削減の取り組み等を全庁的に進めていきたいと考えている。

Q. 市長のクールチョイス宣言のみでは、一過性の取り組みになってしまうのではないかな。

A. 宣言するのみではなく、市民参加型による地球温暖化防止を啓発していきたいと考えている。

(意見) 事業を進めるに当たり、市が行っている既存の環境への取り組みを、単にクールチョイス普及啓発事業に当てはめただけということにならないよう留意すべきである。

地球温暖化対策事業費

Q. 中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金について、段階的に縮減を図り平成 31 年度で終了することに対する周知はどのように行うのか。

A. 平成 30 年 4 月以降に補助事業の募集をする中で周知を図っていく。

Q. スマートシティ構築に係る調査・研究の具体的な内容はなにか。

A. 例えば、中心市街地のオフィスビル、マンションがどのように電力を需給しているのか、より省エネルギー化するための利活用をどうしていくのか等について調査・研究をしていく。

《 歳出第 4 款衛生費 第 2 項清掃費 》

火葬墓地費（火葬残骨灰）

Q. 火葬残骨灰の処分について、契約方法等を確認したい。

A. 入札によって業者を決定しており、単価による売却をしている。毎年度、火葬残骨灰の想定量を示し、一番高い単価をつけた業者（平成 29 年度においては 8 社の応札）が落札している。

Q. 四日市市はいつから火葬残骨灰を入札で売却しているのか。

A. 平成 21 年度から入札による売却を行っている。なお、それ以前は処理業務として委託していた。

Q. 火葬残骨灰から業者が希少金属を回収後、最終的な処理はどのようにしているのか。

A. 業者が寺に埋葬して供養を行っており、市は報告書により確認している。

Q. 火葬残骨灰の年間の引渡数量及び計量の方法について確認したい。

A. 毎年 9 トンから 10 トン程度の引渡数量になっており、業者が事業所で計量した数量に基づき支払いを受けている。

Q. 市において引渡数量を把握するべきではないか。

A. 北大谷斎場に機器がないため現在計量していないが、今後把握に努めたい。

Q. 当該年度に四日市市が業者に引き渡した火葬残骨灰について業者からどのくらいの分量が寺に埋葬されたのか確認しているのか。

A. 報告書により業者が火葬残骨灰を埋葬したことについては確認しているが、他の市町から排出された火葬残骨灰と一緒に埋葬されているため、そのうち本市のものがど

の程度含まれているのかは把握していない。

Q. 最終的に火葬残骨灰が適切に埋葬されているのか行政も確認する必要があるのではないか。

A. 今後、最終的に火葬残骨灰が適切に埋葬されているのかの確認方法について改善したい。

Q. 現在の火葬残骨灰の処理方法では、墓地埋葬法に違反するのではないかと。また、処理について行政が適切に管理する責任があるのではないかと。

A. 墓地埋葬法には、火葬残骨灰の処理についての規定はない。また、仕様書において最終供養地の報告をするものと定めており、現状では書面での報告のみとなっているが、今後は、現地調査を検討していきたい。

(意見) 火葬残骨灰の処理が尊厳に基づいて適切に行われるように仕様書にも記載し、市としても業者が適切に処理しているのか最終的な確認をする必要があると考える。

火葬墓地費（北大谷斎場葬祭棟の稼働率について）

(意見) 近年は家族葬が増加しており、北大谷斎場の式場第 1 の稼働率が低い。市内の葬儀業者も小規模な式場が多くなってきているため、行政も見直しを検討していくべきではないのか。

負担金（朝明広域衛生組合費）

Q. 朝明衛生センターへのし尿、浄化槽汚泥の搬入量が減少していく一方で、朝明広域衛生組合の四日市市分の負担金が増加する要因を確認したい。

A. 消費税の改定等によって全体の負担金が増えるため、四日市市の負担金も増加している。

Q. 朝明広域衛生組合において川越町が今後も関わりを持つ中で組合を運営するとされている根拠を確認したい。

A. 平成 7 年 6 月に開催した、現施設への建て替えに向けた地元自治会の住民を対象とした説明会で川越町長の出席のもと、町と町議会が今後も、朝明広域衛生組合に関わっていくことで理解を求めたことによるものと判断される。

Q. し尿については、朝明衛生センターで処理後、公共下水道に放流されているが、日永浄化センターで処理する方法に変更すれば、現在よりも負担金を低く抑えることができると思われるが、市として建設的な方法を朝明広域衛生組合議会に対して提案すべきではないのか。

A. 朝明広域衛生センター処理量については、水洗化率の向上によって減少していく見込みであり、今後の処理の仕方については、関係部局で検討した上で示していきたい。

(意見) 四日市市が朝明衛生センター以外でし尿、浄化槽汚泥を処理することも考慮の上、今後の朝明広域衛生組合の将来像について早急に検討することを要望したい。

ごみの減量推進事業費

Q. スマートフォン用アプリ「さんあ〜る」について利用状況を確認したい。

- A. 現在のアクセス数は3,000件を超えている状況となっている。
- Q. アクセス数の目標設定はしているのか。
- A. 目標設定はしていないが、四日市市内のスマートフォン所有者全てに利用してもらえ
るように説明会や施設の見学会において周知している。
- Q. スマートフォン用アプリ「さんあ〜る」の普及手段を確認したい。
- A. ホームページへの掲載、チラシの配布、全世帯へ配布しているごみ収集日程表にQR
コードを記載して啓発している。

廃棄物対策事業費（不法投棄監視カメラ設置場所について）

- Q. 監視カメラ設置の効果について確認したい。
- A. 不法投棄の件数及び量は減少しており、監視カメラ設置による抑止効果があると思
えている。
- Q. 平成30年度に監視カメラを設置する予算で、既に設置しているのと同じ場所に設
置することで抑止効果を高めることはできないのか。
- A. これまでに検討したことはないが、同じ場所に複数のカメラを設置することによる
効果を検討したい。

資源ごみの持ち去りの状況について

- Q. 持ち去り行為の件数の増減を確認したい。
- A. 持ち去り件数の変化はなく、持ち去り行為者の人数は十数名いると認識している。
- Q. 地域住民からの持ち去り行為の通報件数の状況を確認したい。
- A. 通報件数は数年前と比較すると減少している。

粗大ごみ戸別収集事業費

- Q. 粗大ごみの戸別有料収集制度の効果について確認したい。
- A. 地区のごみ集積場に出すことができない大型の粗大ごみを自分で四日市クリーンセ
ンターに持ち込むことが困難である高齢者等には、一定の効果があると考えている。
(意見) 一定の収集実績があることは理解しているが、他市の事例を参考にして粗大ご
み戸別有料収集業務について民間事業者に委ねていくことも検討するべきではないか。

○第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

≪ 歳出第8款土木費 第1項土木管理費 ≫

未登記道路調査事業費

Q. 未登記道路調査事業費について昨年度と同程度の予算額を計上しているが、道路の未登記について、何筆程度が解消する見込みなのか。

A. 100 筆から 150 筆程度の解消が可能となる。

Q. 所有者不明の土地がふえている中でスピード感をもって対応するべきではないか。

A. 所有者不明土地の解消を進めていくためには面的に処理していく必要があり、来年度からは地籍調査業務に着手する。

《 歳出第 8 款土木費 第 2 項道路橋梁費 》

道路整備事業

Q. 道路整備計画の路線における土地買収について、民間の事業者から用地を買収する際、先方が事業を継続する意思がある場合は、代替地を紹介しているのか。

A. 移転にあたり代替地の情報提供などの面において可能な範囲で対応している。

Q. 例えば用地買収に伴い駐車場用地が大幅に減少して業務車両の駐車が不可能となり、残存する土地を立体駐車場に整備する場合は、補償の範囲に含まれるのか。

A. 補償基準に則って、個々の状況により判断することになる。

Q. 用地買収において、必要な補償が受けられることなどを明確に説明し、事業者に対しては事業継続に向けて支障がないことを理解いただくなど、用地提供者の安心が担保された中で買収に係る交渉が進められているのか。

A. 必要な情報を提供のうえ、交渉にあたっていると認識しているが、事業説明会だけでなく個別の話し合いの場においても丁寧に説明していきたい。

道路維持修繕費（舗装修繕の考え方について）

Q. 平成 25 年度から平成 26 年度に路面点検を実施しているが、健全度評価分析を行った結果について、点数化して順位付けしているのか。

A. 点数表はまとめている。

Q. 点数表について、議会への報告をしているか。

A. 過去に、橋梁の長寿命化計画と合わせて道路修繕の進め方については報告しているが、結果は報告していない。

Q. 例えば消防車両の更新計画などにおいては、車両更新について年次別にまとめた一覧表が作成されているが、道路修繕についても評価点数をもとに同様の整理を行うと、当該年度に修繕が必要な路線がわかりやすくなるのではないか。

A. 資料として提出することとしたい。

道路整備事業

Q. 現在進行している四日市市道路整備計画について、平成 30 年度に事業を実施する路線について確認したい。

A. 千歳町小生線、小杉新町 2 号線、（仮称）泊小古曾線、富田富田一色線である。

Q. 千歳町小生線の一部にかかっている松本街道と西浦通りの交差点付近については道路勾配の関係上、雨水がたまりやすいが、どのように排水していくのか。

A. この区域は公共下水道の合流区域であり整備済の管渠がある。詳細設計着手前だが、現状の下水道本管へ流していくよう考えている。

Q. 千歳町小生線の道路整備完了後、雨水対策に関し大幅な改善となるのか。上下水道局と連携して、道路整備と併せて雨水排水対策をするべきではないのか。

A. 全体の雨水排水対策については回答しかねるが、道路整備にあたっては、表面排水が路面に滞水しないよう、集水ますの基数を増やすことや、大きさや構造等を工夫することとし、事業着手時には上下水道局と十分に調整し、連携をとって道路整備を進めていきたい。

社会資本整備総合交付金事業費（道路整備の財源の考え方について）

Q. 国の補助事業を受けられず、なかなか事業が進捗しない現実があるため、全庁的な課題として受け止めて市単独費により事業を実施することも考えるべきではないか。

A. 基本的には、道路整備事業全般において残事業がわずかであったり事業の区切りで、一定の投資により明らかに交通の改善がみられるなど、早期の効果が確実な場合には、市費で対応するよう財政経営部と調整していきたい。

生活に身近な道路整備事業について

Q. 地区別の予算執行状況について、地区別執行率に差がある要因を確認したい。

A. 地区においては、入札差金を集めて次の工事入札を行うという形で工事が進められており、工事全体の進捗・予算執行率において差が生じる要因となっている。

＜ 歳出第8款土木費 第3項交通安全対策費 ＞

防災・安全社会資本整備交付金事業費（通学路交通安全対策）

Q. ゾーン30は、防災・安全社会資本整備交付金事業費の予算に含まれているのか。

A. 今年度は含んでいないが、事業の展開により当事業で実施することも可能である。

Q. ゾーン30の実施主体はどこにあるのか。

A. ゾーン30は速度規制であるため、公安委員会が告示行為にて指定地域に規制を定めている。市は道路管理者として路面標示等を整備し、通行者に対して周知をしている。ゾーン30は、市民の安全に直結しているため、市としても積極的に協力していきたい。

Q. 通学路等での危険運転車への対策のため、ゾーン30の整備を進めるべきであると考えるが、児童が通学路として利用する道路について市が優先的にゾーン30の整備ができるのか。

A. ゾーン30の導入は、交通規制のために公安委員会が地域の同意を得て指定している。通学路として利用している場所への導入が検討される際には、積極的に協力していきたい。

（意見）市と公安委員会が連携して危険箇所速度制限を設けることを検討して欲しい。

Q. ゾーン30整備による効果について、どのように捉えているのか。

A. 平成 25 年度に東富田地区でゾーン 30 を導入後、区域内を走行する車両の速度低下の面で一定の効果があったことについて公安委員会より報告を受けている。当該地域からは、一層の安全対策を求める要望があがっているため、来年度は、さらに路面標示等を整備する予定となっている。

Q. 通学路の危険箇所については、時間帯で通行規制を検討するべきではないのか。

A. 通学路の安全対策に関しては、学校関係者や公安委員会を含めた会議体の中で議論をしており、その中で検討はしていきたい。

Q. 通学路の危険箇所についてリストアップはしているのか。

A. リスト化はできていないが、定期的に関係者でパトロールしている。

《 歳出第 8 款土木費 第 4 項河川費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第 8 款土木費 第 6 項都市計画費 》

都市鉄道維持・活性化事業費

Q. 都市鉄道維持・活性化事業費の内容について確認したい。

A. 三岐鉄道三岐線に対する鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費 1,500 万円、鉄道施設安全対策事業費 125 万円の補助金である。

鉄道軌道安全輸送設備等整備事業については、平成 25 年度から平成 37 年度における国の補助事業であり、県及び関係市町として四日市市、いなべ市、東員町が協調して補助金を支出している。平成 30 年度については、全体事業費 1 億 8,000 万円に対して本市は持ち分である 12 分の 1 の 1,500 万円を支出する予定である。

(意見) 乗客数が減少する鉄道路線に対する対策について、三岐鉄道三岐線や近鉄湯の山線などを含めた本市の考え方を整理し、推進計画において示すべきである。

運転免許証の自主返納への対応について

Q. 運転免許証の自主返納への対応について確認したい。

A. 各地区で高齢者を対象とした交通安全教室を開催しており、運転免許証自主返納の制度を紹介している。

Q. 運転免許証の自主返納後、高齢者の移動手段について検討しているのか。

A. 高齢者の移動手段を確保するには、自家用車からの代替手段の確保が必要となる。

このため、できる限り現状の公共交通機関を維持するよう交通事業者や利用者も含む関係者が入った都市総合交通戦略に係る会議体において対策を検討していきたい。

Q. 実証実験中のデマンド交通だけではなく、不公平感がないように対象区域以外の高齢者も利用できるバスのフリーパス等の他の手法についても検討すべきではないのか。

A. 行政だけでできる取り組みではないため、交通事業者や利用者も含む関係者が入った都市総合交通戦略に係る会議体の中で十分に議論していきたい。

ふるさと応援寄付金魅力体験事業費（四日市あすなろう鉄道応援プロジェクト）

Q. あすなろう鉄道一日駅長体験で着用する制服は男性用と女性用で区別しているのか。

A. 現在のところ、区別はしていない。

(意見) 今後、事業の価値を上げるための工夫も検討してほしい。

(意見) 来年度の新規事業として財政部局と連携してあすなろう鉄道をPRしてほしい。

ふれあいモール維持管理費

Q. ふれあいモールの維持管理費の内容について確認したい。

A. ふれあいモールの清掃、樹木の剪定、設置しているトイレの維持管理などである。

Q. ふれあいモール東側のデッキ部分についてビスが外れるなどの劣化が見られるが、設置当初に想定していた耐用年数及び補修する場合の対応について確認したい。

A. 耐用年数については概ね10年程度と想定しているが、通常の維持修繕は道路整備課で対応している。

(意見) 四日市市のイメージダウンにならないように適切に維持管理をすべきである。

駐車場維持管理費

Q. 平成29年度と比較して平成30年度の事業費が増加している要因を確認したい。

A. 市営中央駐車場のエレベーター及び受電設備の更新に係る費用が増加したためである。

Q. 来年度の市営中央駐車場の老朽化対策、及び、1階・地下1階の漏水に対する対応について確認したい。

A. 平成30年度には通路の舗装等を実施予定である。また、漏水対策について、以前に漏水の調査を実施したが、原因の特定には至らなかった経緯がある。現在、本庁とのジョイント部分の漏水に関してはおさまっているが、再発した場合には原因を調査の上対応したい。

Q. 漏水について、修繕が遅れて経費が多額にならないように初期対応を迅速にするべきではないのか。

A. 営繕工務課の協力も得て漏水の対処をしていきたい。

Q. 故障中と聞いていた市営中央駐車場の防犯カメラの映像は映るようになったのか。

A. 平成30年3月中旬までには復旧の予定である。

公園施設管理費

Q. 街区公園等における除草について、地域で管理する公園において作業の一部を市で行っているが、どのような場合に市による対応となるのか。

A. 例えば年間に複数回除草を行っている街区公園などにおいて、その内、年1回を市で除草を行っているというケースが該当する。

Q. 市が街区公園の清掃を担うに至るプロセスを確認したい。

A. 街区公園の除草は、基本的には地域で担うことを前提としているが、個別に相談を受ける場合や土木要望会で相談を受ける中で一部を市で実施するに至る場合がある。

Q. 土木要望会で相談すれば、街区公園の除草の実施を検討してもらえるという認識で

よいのか。

A. 地域で街区公園の除草が困難となっている場合、相談いただければ対応について検討していくこととなる。

(意見) 街区公園の除草の一部を市で行っている地域と地域の努力だけで行われている地域で差があることに不公平を感じる。相談を受けて検討するという受け身ではなく、今後の街区公園の管理について行政が一緒になって考えていく姿勢が必要である。

Q. 街区公園等における除草・剪定業務についてシルバー人材センターへの業務委託の内容を確認したい。

A. 除草・剪定業務については、収集業務、運搬業務、処理業務を委託している。

Q. 当業務において、四日市市クリーンセンターにおいてごみ処理手数料が発生しているのか。

A. 除草・剪定業務のシルバー人材センターへの委託については、地域のボランティア等で収集する草も含めて作業・運搬を委託しており、ごみ処理手数料は減免となっている。

Q. 今後の公園の維持・管理について、担い手が少なくなる中で公園のスクラップも含めて検討が必要ではないか。

A. 高齢化により公園の維持・管理が困難になってきているため、手法について検討し、次期の総合計画を作成していくこととなるが、途中経過についても議会に報告したい。

公園緑地活性化事業費

Q. 平成 30 年度の公園緑地活性化事業費の予算計上が 0 円の理由を確認したい。

A. 介護・高齢福祉課の健康遊具の制度がなくなったためである。

ムクドリの対策について

Q. 中心市街地のムクドリ対策について放鷹の効果が低いとの声もあるが、今後も事業を継続するのか、他の手段を検討しているのか確認したい。

A. 放鷹の効果については、市民からも多様な意見が寄せられており、市街地整備・公園課としては、中心市街地からは、ムクドリが分散しているとの効果を認識している。来年度も方法を検証して改善していきながら、放鷹を継続していきたい。

(意見) 放鷹の効果を検証すると同時に他の方法についても検討してほしい。

《 歳出第 8 款土木費 第 8 項住宅費 》

市営住宅整備事業費（浴槽設置）

Q. 市営住宅における浴槽の設置状況について確認したい。

A. 市営住宅の募集を行う場合は、すべての居室に浴槽は設置されている。ただし、以前に浴槽が配備されていない状態で市営住宅の募集を行っていたことがあり、それについては居住者により自費で浴槽を設置いただいていると認識しているが、件数を含め具体的な状況は把握していない。

Q. 市営住宅課として実態調査を行い、浴槽設置の有無を確認する必要があるのではな

いか。また、調査の結果、実際に浴槽が取り付けられていなかった場合の対応を確認したい。

A. 入居いただいている住宅について浴槽設置の有無について調査することとしたい。
また、浴槽がない住宅があった場合は、設置させていただくこととなると思う。

《 歳出第 1 1 款災害復旧費 第 1 項土木施設災害復旧費 》

別段の質疑、意見はなかった。

○第 2 条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 73 号 平成 30 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 74 号 平成 30 年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 75 号 平成 30 年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 78 号 平成 30 年度四日市市水道事業会計予算

給水収益

Q. 水需要について今後はどのように推移していくと想定しているのか。

A. 近年、水需要は減少傾向にあったが、現在は下げ止まりの状態である。今後も増加するとの想定はしづらい状況である。

水道料金

Q. 平成 30 年度における水道料金の未収金に対する対策を確認したい。

A. 今年度に引き続いて初期滞納を減らす取り組みを行っていく。2 カ月に一度の新規調定分の納付とともに、納期の間には滞納分の納付をお願いする。長期滞納者に対しては必要に応じて、停水を実施し、分納誓約書を提出させ、分納計画の履行を指導していく。また、納付方法については、現在の口座振替、コンビニ収納、クレジットカード払いのほか、新たな収納方法についても研究し、個々の利用者の状況に応じて利便性を向上させて滞納を減らすように対応していきたい。

Q. 大口の料金滞納者に対する対応を確認したい。

A. 定期的に滞納者と面談し、生活実態や収入状況を把握した上で分納誓約書を提出させ、計画的な納付のチェックをしている。履行がない場合は、預金調査や財産調査を実施した上で厳しく対応している。

議案第 80 号 平成 30 年度四日市市下水道事業会計予算

公共下水道接続促進補助事業

Q. 新たな制度である公共下水道接続促進補助事業については市民税非課税世帯が対象となっているが、公共下水道が未接続である市民税非課税世帯を把握した上で制度の周知を図るようなことは可能であるのか。

A. 課税データは市民税課が所管しており、税の賦課以外の用途で利用することは基本的には不可能であると認識をしている。訪宅時に市民税非課税世帯を対象とした補助制度が新たに創設されたことを紹介した上で、市民税課税の有無がわからない場合は本人の承諾を得たのち対象者であるかを確認し、該当すれば制度の利用案内を行いたい。

Q. 市民税非課税世帯を対象に、公共下水道接続促進補助金の制度が創設されたことを市民税課から通知することは可能であるのか。また、他市においては市民への情報提供や周知についてどのように行っているか把握しているのか。

A. 市民税非課税世帯に対し市民税課からの文書の発送は行っていないため、案内文書の送付については不可能であると考えている。なお、他市においても本市と同様に、未接続家屋等に直接訪問して補助制度を説明するほか、工事説明会、市の広報紙・ホームページを中心とした情報提供・周知が多いと聞いている。

Q. 未接続世帯と市民税非課税世帯を突合して対象者を絞り込んでから、補助制度の紹介をすることはできないのか。

A. 未接続かつ市民税非課税世帯を対象に補助制度の通知を送付する方法が理想であるが、課税データ閲覧の問題もあるため、方法については検討していきたい。

(意見) 公共下水道接続促進補助金の制度に対する効果的な周知・啓発について検討が必要である。

Q. 下水道の整備に伴い新たに発生する接続対象戸数と、累積している既存の未接続戸数を区別して分析した上で、接続に向けたアプローチをしているのか。

A. 今回の補助制度については、過去のデータに基づき、整備後 3 年以内の接続率が 40% 程度と極めて低いことから、新たに整備した箇所をどうすれば接続してもらえるのかという視点から、対象者を基本的に公共下水道供用開始後 3 年以内とした。平成 29 年度末に新たに接続の対象となる想定数は戸建で 788 世帯であり、3 年以内の接続を目標に、1 年間で 263 世帯の接続に取り組む。

Q. 下水道接続依頼時に実施した実態調査において、接続できない理由として金銭的な問題が多く挙げられているが、市民税非課税世帯に対する補助額を見直す必要があるのではないか。

- A. 市民税非課税世帯に対する補助額を増額すれば下水道接続率も改善されると思われるが、これまでに自費で接続した世帯との公平性の観点から、費用の2分の1を補助上限としている。この制度に加え現行の無利息の融資あっせん利子助成制度についても紹介し、下水道接続を依頼していく。
- Q. 融資あっせん利子助成制度について、利用方法や市の関わりはどのようなになっているのか。
- A. 融資受付は上下水道局、審査は銀行で実施しており、市が利子助成を行っている。また、この制度のパンフレットを作成し、工事説明会や未接続家屋への訪問時にも紹介するなど利用促進に努めている。
- Q. 公共下水道の整備完了後、3年以内の接続率が低い、どのような対策を行っているのか。
- A. これまで外部委託していた未接続家屋等の下水道への接続依頼の方法を改め、接続依頼に従事する臨時職員を採用した上で上下水道局の職員とともに複数回の訪問を実施していく。新たに公共下水道の整備が完了した地域については、自治会とも連携するなど着実に水洗化率を向上させていきたい。
- Q. 公共下水道未接続世帯に対してペナルティを課すことはできないのか。
- A. 下水道法において処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、供用開始3年以内に水洗便所に改造しなければならないとされており、規定に違反している者に対しては、相当の期間を定めて改造すべきことを命ずることができることとなっている。さらに命令に違反した者に対しては30万円以下の罰金を科すこととされているが、全国的にもこの規定に基づき罰金を科した事例はなく、また本市としても罰金相当額により下水道接続が可能であることから、接続促進に注力している。
- Q. 行政手続きとして条例改正しなくても、罰金を科すことはできるのか。
- A. 四日市市公共下水道条例は、排水設備を整備しないことによる罰則規定がないため、上位法である下水道法に則り対応することとなる。
- Q. 本市において下水道法による改造に係る命令を出した事例はあるのか。
- A. 本市において把握している範囲ではこれまでに命令を出した事例はない。
- Q. 命令を出した上で理由を確認し、罰金を科すなどの対応になると思われるが、まずは法に定める命令を出すことは必須ではないのか。
- A. 未接続となっている個々の事由について確認し一定の手順を踏んだ上で、法に基づき対応することとしたい。
- (意見) 罰則規定があるのであれば、経済的な理由で接続できない場合を除いて規定を適用して公共下水道の接続を促すべきであり、他市の事例によらずとも下水道使用料の改定を契機に法に基づく対応を実施すべきである。
- Q. 下水道工事実施に伴う住民説明会について、開催の周知や参加者の把握はどのようなになっているのか。
- A. 住民説明会は、工事が始まる2年ほど前の測量時と工事着手前の2回実施しており、すべての土地の所有者に対して参加をお願いしている。当日参加できなかった方につ

いても、後日連絡を取り周知を行っている。

Q. 未接続へのペナルティだけではなく、供用開始後、早期に下水道接続をした方に対する報奨金を支給することは検討していないのか。

A. 下水道に接続しない主な理由が資金面であることから新たな補助制度を設けており、早期に下水道接続をした世帯に対して報奨金を支給することは、現在検討していない。
(意見) 未接続の人に対するインセンティブとなる補助制度だけでなく、早期に接続する人のメリットとなるような報奨金制度についても検討することを要望したい。

Q. 早期に下水道接続した場合には、下水道使用料の減額制度を設けてインセンティブが働くような仕組みを検討すべきではないのか。

A. 未接続世帯を減少させるための方法について、これまでに公共下水道に接続した方との公平性の観点も含めて検討していきたい。
(意見) 水洗化率向上に向けた対策について、さまざまな角度から研究していくことを要望したい。

共同住宅排水管設置費補助事業

Q. 共同住宅排水管設置費補助金について、入居者の同意に係る要件を無くした考え方について確認したい。

A. 補助制度の創設時においては、入居者が知らない間に下水道使用料が賦課されてトラブルになることを防止するため同意書が必要としたものであるが、現在、この補助制度を使わずに共同住宅が水洗化される際には同意書を取っておらず、トラブルも生じていないことから、制度の利用促進に向け同意に係る要件を撤廃した。

浜田通り貯留管整備事業

Q. 浜田通り貯留管整備事業について、来年度分の実施内容はどのようになっているか。

A. 平成 30 年度は、発進立坑築造及びシールドマシンの機械製作に係る費用となっている。
(意見) 多額の事業費を予算計上しているため、当該年度にどの部分の工事を行うのか市民にも十分な説明をすべきである。

施設更新事業（日永浄化センター）

Q. 日永浄化センター第 2 系統及び第 3 系統の耐震補強工事のスケジュールについて確認したい。

A. 日永浄化センターでは、第 2 系統においては自家用発電機更新工事、監視制御設備更新工事を平成 29 年度及び平成 30 年度の債務で行う。第 2 系統、第 3 系統においては、平成 30 年度に管廊の耐震補強工事を行うとともに、水処理脱臭設備工事を平成 30 年度及び平成 31 年度の債務で行うことを予定している。

Q. 工事期間中は、処理業務は停止するのか。

A. 工事期間中についても、処理業務に影響しないように工事を行っていく。

Q. 以前は、し尿の処理を日永浄化センターの第 1 系統でしていたのか。

A. 第1系統の消化槽にし尿を投入していたが、当該処理区にし尿の量が減ってきたため、本来、処理をすべき朝明広域衛生組合に移管し、日永浄化センターの第1系統の廃止と同時にし尿の投入も終了した。

Q. し尿の処理は日永浄化センター第2系統、第3系統、第4系統ではできないという認識でよいのか。また、技術的には受け入れは可能であるのか。

A. し尿は朝明広域衛生組合で処理することになっており、日永浄化センターで受け入れるためには、施設の改造が必要である。技術的には施設整備を行えば受け入れは可能である。

Q. 朝明広域衛生組合で処理しているし尿を日永浄化センターで処理すれば、全体的なコストを下げることはできるのではないのか。

A. 日永浄化センターでし尿の受け入れを行うことは、処理能力や法的な手続きといった点を考慮すると、現時点では難しいと考える。

管渠更新事業

Q. 下水管破損による道路陥没など不具合箇所が見つかった場合には、周辺の箇所も併せて調査や更新工事を実施することはできないのか。また、今後の管渠更新の方針について確認したい。

A. 現在は、不具合箇所周辺をできるだけ効率的に補修工事を行っている。

今後の管渠更新事業については、平成30年度予算にストックマネジメント計画策定に伴う調査業務委託として納屋・阿瀬知排水区の管渠調査費を計上しており、その調査結果を踏まえて、更新計画に位置付けて、ある程度まとまった単位で実施していくことを予定している。また、実施にあたっては国の補助事業として盛り込めるのかなどを検討するとともに調査結果を踏まえて効率的に実施していきたい。

(意見) 陥没箇所周辺の調査も行って効率的に管渠更新事業を行うことを要望する。

議案第78号 及び 議案第80号

平成30年度上下水道局事業基本方針について

Q. 新年度予算の基本方針の中に下水道使用料改定についてほとんど触れられていないため、下水道使用料改定が平成30年度予算にどのような影響を与えているのか市民にも明確に説明をするべきではないのか。

A. 下水道使用料改定に係る影響について改めて整理の上、資料を提出したい。

(意見) 下水道使用料の改定を経た予算編成であることを十分に意識した上で、説明を行うべきである。

企業債利息

Q. 企業債の繰上償還について借り換えの対応はなかったのか。

A. 企業債の繰上償還を行う際の補償金を免除する制度が平成20年頃に国から示され、その際に、過去に借り入れた5%以上の高利率の企業債について、水道事業において

は自己資金で一括して返済し、下水道事業においては低金利のものに借り換えて償還を行った経緯はあるが、現在は補償金免除の制度がないため行っていない。

水道料金・下水道使用料（不納欠損）

Q. 不納欠損予算額はいくらか。

A. 水道事業会計では不納欠損が見込まれる 11,418 千円、下水道事業会計では 10,366 千円について貸倒引当金の取り崩しによる会計処理を行うものとしており、昨年度については水道事業会計では 13,647 千円、下水道事業会計では 3,552 千円となっている。

Q. 下水道事業会計の不納欠損額が昨年と比較して多い理由を確認したい。

A. 平成 29 年度不納欠損額の大半を占める下水道使用料の平成 24 年度分未収金額が例年と比較して少なかったためである。

Q. 不納欠損にならないように料金を徴収する努力は最大限しているのか。

A. 料金を徴収する努力はしているが止むを得ず不納欠損に至る場合もある。徴収できる可能性があるものについては、分納誓約書の提出により、債務を承認させ納付指導を行い、債権回収に努めている。

議案第 69 号 及び 議案第 75 号 及び 議案第 80 号

合特法にかかる業務委託料

Q. 合特法（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法）に基づく新合理化事業計画に関する代替業務委託金額の実績が年度によって変動する要因を確認したい。

A. 施設系の業務における主な変動要因は、機械設備の保守修繕や処理場の汚泥の処理量が増加するためであり、管渠系については、整備の進捗につれて管理業務が増加するとともに、老朽化に伴い業務が増加するためである。また、気候や気象条件にも影響を受けるため、毎年の委託金額が増加している。

議案第 109 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

＜ 歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費 ＞

別段の質疑、意見はなかった。

＜ 歳出第 4 款衛生費 第 2 項清掃費 ＞

清掃工場管理運営費

Q. 清掃工場管理運営費の補正予算については、ごみの焼却処理量及び溶融飛灰処理量の増加による増額補正分をごみ発電電力売却収入で賄うという考え方でよいのか。

A. その通りである。

Q. ごみ発電電力売却収入額について、当初及び補正時点での見込みについて確認した

い。

A. 当初は4億8,000万円程度、補正時点では5億3,000万円程度の見込みとなっている。

《 歳出第8款土木費 第1項土木管理費 》

Q. 狭あい道路対策費について今回国の内示を受け15,900千円が減額となっているが、何件分が影響を受けるのか。

A. 1件あたり50万円程度の費用と想定すると、単純計算で約30件分に相当する。

《 歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費 》

Q. 道路雪氷費対策でストックしている融雪剤の1袋あたりの重さを確認したい。

A. 道路整備課では、1袋あたり25kgの融雪剤をストックしている。道路整備課では、委託業者に主要な道路の坂道や橋梁に散布し、交通の安全に努めている。

Q. 地区市民センターにおいて、配布する際の運搬の負担を考慮し、軽量なものに変更はできないのか。

A. 現在、サイズの小さいものに変更していくという検討はしていない。

(意見) 地区市民センターにストックしてある融雪剤だけでも、軽量のものに変更することを検討してほしい。

《 歳出第8款土木費 第4項河川費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第8款土木費 第6項都市計画費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出第8款土木費 第8項住宅費 》

Q. 石塚町市営住宅の建て替えについて今後の方針を確認したい。

A. 委員会での指摘を受け、コスト意識をもって建設予定地を検討している段階であり、他市の事例も調査する中で十分な検討が必要であると考えている。

Q. 平成30年度は、どのようなスケジュールになっているのか。

A. 現在検討している方針について決定後に議会に報告したい。

○第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

議案第112号 平成29年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算

(第1号)

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 116 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 118 号 平成 30 年度四日市市水道事業会計第 1 回補正予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 120 号 平成 30 年度四日市市下水道事業会計第 1 回補正予算

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、議案第 80 号平成 30 年度四日市市下水道事業会計予算については賛成多数により、その他の議案についてはいずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、議案第 69 号平成 30 年度四日市市一般会計予算について、歳出第 8 款土木費、第 6 項都市計画費のうち、公園除草に係る業務について市の各部局において実施される事業などにおけるごみの処理手数料の減免の現状及び考え方について確認する必要があると考えるため、複数の分科会に係る事項として全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、別段異議なく、全体会に送ることと決しました。

また、議案第 80 号平成 30 年度四日市市下水道事業会計予算について、公共下水道接続促進補助事業につきましては、下水道使用料改定を受け、実効性のある対策が必要と考えるため、附帯、修正も視野に全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、別段異議なく、全体会に送ることと決しました。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

○ごみ処理手数料の減免について

1. 調査実施の経緯

平成30年度当初予算審査において、環境部関係部分の審査終了後にエコパートナー委託事業に係る答弁の修正があり、再審査を含め、当分科会での取り扱いについて協議する中で、ごみ処理手数料の減免について現状を確認する必要があることから所管事務調査を実施することとなった。

2. ごみ処理手数料減免の現状について

本市におけるごみ処理手数料の減免については、資料「処理手数料等に関する内規」を基準として行われている。なお理事者から、エコパートナー委託事業における吉崎海岸除草・清掃等業務委託について、業務委託費の中にごみ処理に係る部分は含まれておらず、排出されるごみの処理手数料については内規の減免事由のうち、「6. 側溝、水路、道路等公共的な場所、施設において、自治会等が奉仕作業として行う清掃活動に伴う場合」に該当するケースとして対応しているとの説明があった。

3. 主な質疑、意見

Q. エコパートナー委託事業における吉崎海岸除草・清掃等業務委託の内容、及び、ごみ処理手数料の取り扱いについて改めて確認したい。

A. 当業務については、市民協働による清掃活動を促進するための事務に係るものを委託している。ごみについては委託業務以外の部分で地域の方々が参加するボランティアによって発生するものであることから、処理手数料については内規6の事由に該当するものとして減免の対象としている。

(意見)

市の委託業務において生じるごみについて、その処理を自治会等の清掃活動によるものと同様の取り扱いとすることに疑問がある。事業活動である以上、業務に必要な処理料を含めた形での委託とした上で、業務から生じたごみの処理料については別途徴収するのが本来ではないか。本市の業務についてはそのような形で実施されていると認識しているが、ごみ処理手数料の減免について改めて各部局における取り扱いを確認する必要がある。

Q. 当業務の仕様書において除草と清掃等の活動に係る記載があるが、これを見る限りごみの処理についても業務に含まれていると解釈されてしまうのではないか。

A. 業務内容については上記答弁のとおりであるが、来年度の契約に向けては疑義が生じることのないよう委託内容をわかりやすく示した仕様書に改めることとしたい。

Q. 内規 6 では減免について、自治会等の奉仕作業による清掃活動を対象とする旨の記載があり、当事業から生じるごみ処理についてはボランティアによる作業との説明があったが、どの作業においても地域の方がボランティアに加わっていれば「自治会等」との解釈になり減免の対象となってくるのか。

A. 吉崎海岸の除草・清掃について、市の委託業務となる以前は自治会において行っていたと聞いている。そこに趣旨に賛同するボランティアが加わった自治会中心の活動であるとの認識から、処理料の減免を行っているものである。

(意見)

ごみ処理手数料減免に係る内規については、上記以外にも、例えば内規 3 の「地域住民等」といった解釈に幅のある表現が散見される。市民に混乱を生じされるおそれがあることから内容について明確化し整理する必要があるのではないか。

(意見)

例えば、里山保全活動に伴うものや集団回収方法の変更など、状況の変化に応じて整理すべき事項があることから、内規についても対応できるよう改めるべきではないか。

Q. 都市整備部所管の公園の除草については、市直営による実施からシルバー人材センターへの委託に変更となった経緯があるが、ごみ処理料については減免となっている。これについてごみを処理する担当部としてどのように認識しているのか。

A. 内規 6 に該当するものとして減免の対象としているが、ごみの収集・運搬業者によって搬入されるごみについては処理料を徴収しており、これも踏まえて内規の見直しを検討したい。

(意見)

事業者によるごみの持ち込みについては適正に実施されていると考えているが、ごみ処理料を減免する手法では、同一の清掃車に他のごみが混入していた場合、それも含めて減免となってしまう。ごみの排出元についてのチェックが難しい以上、行政として説明責任が果たせるような仕組みを検討すべきではないか。

4. まとめ

上記の調査を経て、当分科会における本件の取り扱いについて協議したところ再審査を実施すべきとの意見はなく、調査結果については予算常任委員会都市・環境分科会での全体会審査への申し送り事項提案時における参考とすることとした。

なお分科会においては、「ごみ処理手数料の減免について」が全会一致により全体会審査事項として送ることとなり、また、当調査については予算審査と関連するため分科会長報告と合わせて報告することとなった旨を申し添える。

処理手数料等に関する内規

（目的）

第 1 条 この内規は、四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成 5 年四日市市規則第 10 号。以下「規則」という。）第 12 条に規定する処理手数料等の減免についての基準を定めることを目的とする。

（処理手数料等の減免の基準）

第 2 条 規則第 12 条第 1 項に規定する処理手数料等の減額又は免除の基準は、別表に掲げるものとする。

（標準処理期間）

第 3 条 規則第 12 条第 2 項に規定する処理手数料免除・減額申請書にかかる標準処理期間は、7 日とする。

附 則

- 1 この内規は平成元年 12 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 56 年 4 月 1 日制定の廃棄物処理施設使用料減免基準は、廃止する。

附 則

この内規は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	減 免 事 由	減 免 割 合
ごみ	1 家庭系一般廃棄物であって市民が直接搬入するもの（市民が所有する居宅等市内に存する物件から排出されたものであって、一回の搬入重量が 350kg 以下のものに限る。）。	免 除
	2 市の事業活動に伴って排出された一般廃棄物であって、市が処理の責務を負うもの（市が市民や自治会等と連携して、生活環境の向上に資する事業等を実施する場合を含む。）のうち、市の職員が直接搬入するもの。	免 除
	3 自治会又は公共的活動を行う団体等（以下「自治会等」という。）の事業活動に伴って排出された廃棄物であって、自治会等が処理の責任を負うもののうち、次の各号いずれかに該当するもの。 (1)自治会等が管理する施設等から排出されるものであって、自治会等が直接搬入するもの。 (2)地域住民等との協同作業により排出されるものであって、自治会等が直接搬入するもの。	免 除
	4 台風、水害、火災及びそれに準ずる災害により被害を受けた建物等から排出された一般廃棄物であって、所有者等が処理の責任を負うもの（大規模災害を除く。）。	免 除
	5 不法投棄物であって、施設等の管理者又は占有者の責任において撤去したもの（不法投棄者の特定に至らなかったものに限る。）。	免 除
	6 側溝、水路、道路等公共的な場所、施設において、自治会等が奉仕作業として行う清掃活動に伴うもの（企業等にあっては、公共的活動に資すると認められるものに限る。）。	免 除
	7 上記のほか、生活環境課長が特に必要と認めるもの。	免 除

4. 所管事務調査報告書

○市営住宅のあり方について

1. はじめに

本市の市営住宅は、昭和 28 年度から平成 27 年度までの間に建設された 25 団地・2948 戸がありますが、入居者の高齢化、空き室の利活用、住環境の保全などに対する対応、及び、建物の長寿命化や老朽化した建物の整備などに向け、費用対効果を考えた効率的な取り組みが求められています。

特に、昭和 30 年代以前に建設された石塚町及び小鹿が丘市営住宅については、小鹿が丘の建物を除却・売却し石塚町に新たな住宅を整備し集約とする石塚町市営住宅建替事業が第 3 次推進計画に位置づけられ、今年度は基本設計に係る費用が予算化されておりますが、当委員会の平成 29 年度当初予算審査でも指摘された石塚町、小鹿が丘双方の土地の利活用を比較した上での整備方法の精査が必要と考えられます。

このようなことから、当委員会においては、市営住宅の現状と課題を確認するとともに、今後、市有財産としてどのように活用していくのが望ましいかを調査する必要があると考え、市営住宅のあり方について所管事務調査を行うこととしました。

2. 市営住宅の現状について

(1) 建物の管理状況

平成 29 年 6 月 1 日現在、25 団地、2,948 戸の市営住宅を管理している。

四日市市住生活基本計画における平成 34 年の管理予定戸数は 2,770 戸であり、県内の主な市や近郊の同格市も将来的に減少の方向で考えている。

(2) 入居者の状況

①入居戸数・入居者数（平成 29 年 6 月 1 日現在）

入居戸数	2,344 世帯	市内の世帯数（135,074 世帯）の約 1.7%
入居者数	4,754 人	市内の人口（311,672 人）の約 1.5%

②入居者の収入状況

入居者の 78.2%が収入分位 1 分位である。

収入分位 4 以下（基本的な入居条件）の入居者が 87.0%を占める。

収入分位		月収（円）	
分位	%	下限値	上限値
1	0.0－10.0	0	104,000

2	10.0－15.0	104,001	123,000
3	15.0－20.0	123,001	139,000
4	20.0－25.0	139,001	158,000
5	25.0－32.5	158,001	186,000
6	32.5－40.0	186,001	214,000
7	40.0－50.0	214,001	259,000
8	50.0－	259,001	

※収入分位とは

総務省の家計調査において全世帯（2人以上世帯）を収入別に低い方から分布させたものをいい、25%といった場合には、100番目までの階層のうち、下から25番目に該当する収入の世帯のこと。政令で月収が定められている。

③世帯人員の状況

1人世帯（単身者）が42.9%と最も多く、次いで2人世帯の35.2%である。

入居停止をしている城西町、石塚町、小鹿が丘、泊ヶ丘町、及び大瀬古新町、坂部が丘、楠旭町、天白町については1人世帯が50%以上を占める。

④60歳以上の高齢者世帯の状況

高齢者のみの世帯、高齢者を含む世帯を合わせると全体の66.4%を占める。高齢者のみの世帯が50%以上の団地は城西町、石塚町、大瀬古新町、小鹿が丘、泊ヶ丘町、高花平、坂部が丘、東新町の8団地である。

(3)住環境に係る問題

①獣害の発生

ハトの糞や、野良ネコに入居者が餌付けをすることにより、居付くことで糞尿の被害に係る苦情がよくある。

②近隣とのトラブル

生活リズムの多様化による深夜の物音や子どもの声を原因とする騒音トラブルを筆頭に、ゴミ屋敷やボヤ騒ぎ、子どもへのいたずらや落書きなど、近隣トラブルも多様化している。

③放置車両の発生

市営住宅の敷地内において、放置車両が確認されている。

3. 市営住宅の課題

(1)管理戸数縮小

現在、老朽化等の理由により入居停止中の住宅を含め2,948戸を管理しているが、平成24年度策定の

四日市市住生活基本計画における将来の目標管理戸数を2,770戸（平成34年度）としており、住宅の効率的な運用を計るために住宅の除却や用途廃止を進める必要がある。

（2）空室の利活用

四日市市住生活基本計画を策定した時には、入居率を約93%（策定時の県内自治体平均値）として設定した。

本市における現在の入居率は、88.58%（2,344／2,344+302）となっているため、入居率を高める施策の検討が必要である。

（3）入居者の高齢化対策

公営住宅法による入居資格（基本的に60歳以上）とあいまって、入居者の高齢化対策は喫緊の検討課題となっている。

（4）住宅困窮者へのスピーディーな対応

緊急に入居を要する住宅困窮者が、速やかに入居できる施策の検討が必要である。

（5）住環境の課題

① 獣害の発生

ペットに関しては、入居時の案内（禁止）、苦情発生時の個別対応（注意喚起）となる。また、現在、ハト対策としてテグス張りを試行しており、こうした対策の強化も求められている。

② 近隣とのトラブル

トラブルの多くは基本的にはマナーの問題であり、地域全体で解決されるように声掛けをしていくが、住民に危害を及ぼす懸念のある場合など、行政介入を行うべき事案もある。

③ 放置車両の発生

公営住宅法や四日市市営住宅条例において、放置車両に関する規定がないため、放置車両の処分ができない状況がある。

4. 今後の取り組みについて

諸課題の解決に向け、以下の内容にて具体的な取り組みが検討・実施されている。

課題		取り組み	
		方向性	アクション
1	管理戸数縮小	老朽化した住宅の除却 廃止予定団地の移転促進	石塚町、小鹿ヶ丘を集約化するための建替え 用途廃止による土地の売却、要綱に基づく移転交渉
2	空室の利活用	ニーズに合った住宅の提供	子育て世帯用住宅の供給（既存住宅の改良）
		高齢者対策	バリアフリー化
3	入居者の高齢化対策	高齢者が集まれる場所の提供	グループホーム、地域包括ケア利用など
		低層階への住み替え対応	建替え住宅へのエレベーター導入、1階の空室管理
		入居者の安否確認	民生委員への情報提供に係る関係部局との調整
4	住宅困窮者へのスピーディーな対応	空室の有効活用	平成29年度第1回入居者選考委員会で審議 （二次募集・募集要件の見直し、単身者の随時募集）
5	獣害の発生	地域全体で解決するように働きかける 行政介入する場合のルール化	条例規定の適用に向けた判断基準の検討など ・条例第27条第3項：市営住宅の入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない ・条例第45条：市営住宅の入居者が第27条に違反したときは、入居者に対し当該市営住宅の明渡しを請求することができる
	近隣トラブル		
	放置車両の発生	放置車両の処分	処分するための条例の制定又は改正

5. 石塚町、小鹿が丘市営住宅の立地比較について

石塚町市営住宅建替事業では、小鹿が丘の建物を除却・売却し石塚町に新たな住宅を整備することとなっておりますが、当委員会の平成29年度当初予算審査における、それぞれの土地について除却・売却に係る売却益と住宅整備に係る費用の見合いや集約する場所の利便性など、あらゆる比較を行った中で事業を進めるべきであるとの指摘を受け、理事者から以下の内容について報告がありました。

なお、報告においては、総合的に判断して石塚町に新たな住宅を建設する手法にメリットがあるとの評価に至ったこと、及び、第3次推進計画では2棟建て120戸での整備を想定しているが、検討の過程で1棟建て120戸による整備手法を採用することも可能性があることがわかったため、今後検討に加えていくこととすることなどの説明がありました。

(1) 金額面（建設費用及び残地概算額）

全体コストを見た場合、極端な差はないが試算では石塚町、小鹿が丘、共に1棟建てを建設した方が有利となった。

石塚町市営住宅周辺は度々冠水している状況から、残地の概算額に造成費用を考慮して残地の概算額を算出している。

(2) 利便性

建替えにより住替える人の約8割が高齢者であることを踏まえると、石塚町に建設の方が通院や買い物に有利であると判断される。

(3) 災害面

小鹿が丘においては、現市営住宅の近傍に活断層が走っており、公共の中高層建築物を建てることは望ましくない。

石塚町市営住宅周辺は、降水により過去に避難勧告が出された経緯もあり、中高層建築物を建設することで周辺住民の避難建物として活用できる。

○石塚町、小鹿が丘市営住宅比較表（立地について検証）

		①石塚町に建設 (1棟建て120戸)	②石塚町に建設 (2棟建て120戸)	③小鹿が丘に建設 (1棟建て120戸)	④小鹿が丘に建設 (2棟建て120戸)
評 価	金 額 面	○	△	○	△
	利 便 性	○	○	△	△
	災 害 面	△	△	×	×
	総 合	○	○	×	×

○石塚町、小鹿が丘市営住宅比較表（10階×1棟、5階×2棟）

		1. 石塚町 1棟建設	2. 石塚町 2棟建設	3. 小鹿が丘 1棟建設	4. 小鹿が丘 2棟建設
基本情報	世帯数	53		32	
	敷地面積(㎡)	23,000		18,000	
	路線価(円/㎡)	47,000		35,000	
	概算評価額(千円)	1,081,000		630,000	
	建設計画地面積(㎡)	9,700	10,100	9,650	10,150
	残地面積(㎡)	13,300	12,900	8,350	7,850
残地概算額(千円) (A)		1,076,611	1,056,411	1,098,795	1,083,045
	石塚町敷地 評価額(千円)	625,100	606,300	1,081,000	1,081,000
	小鹿が丘敷地 評価額(千円)	630,000	630,000	263,025	247,275
	石塚町跡地 造成費用(千円)	△ 94,328	△ 77,718	△ 148,706	△ 148,706
	既存建築物 除却費用(千円)	△ 84,161	△ 102,171	△ 96,524	△ 96,524
建設費用(千円) (B)		2,522,190	2,531,705	2,548,865	2,555,740
	住棟(千円)	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000
	E V(千円)	15,000	20,000	15,000	20,000
	集会所(千円)	33,000	33,000	33,000	33,000
	ごみ庫(千円)	0	0	20,000	20,000
	外構(千円)	106,320	108,240	105,720	105,720
	その他経費	25%+消費税	25%+消費税	25%+消費税	25%+消費税
コスト合計 (B-A)		1,445,579	1,475,294	1,450,070	1,472,695
住環境の整理	周囲の住環境	戸建て住宅と分譲、賃貸マンション等が ミックスされた住宅街		周囲で戸建て住宅の建設が進んでいる	
		あすなろう鉄道、バス停		バス停	
		医療機関、スーパー、コンビニ		医療機関、コンビニ	
	小学校区	常磐小学校		常磐西小学校 (教育環境課題調査検討事業において検 討対象校に位置付けられている)	
評価	金額面	○	△	○	△
	利便性	○	○	△	△
	災害面	△	△	×	×
	総 合	○	○	×	×

6. 委員からの主な意見

- ・市営住宅入居時に必要となる連帯保証人について現状では、基本的に2名必要となっているが、入居者も高齢化しており、連帯保証人の確保が困難になってきている。また、入居時の連帯保証人がその後、既に死亡している事例があるため、今後の連帯保証人のあり方についても検証していく必要がある。
- ・石塚町と小鹿が丘にある市営住宅を集約して、入居戸数120戸を確保する計画になっているが、現在入居している石塚町と小鹿が丘を合わせた戸数と差異があるため、積算根拠が示されるべきではないか。
- ・石塚町市営住宅跡地売却益のみで、財政支出を伴わずに小鹿が丘に新たな市営住宅を整備できるのではないか。石塚町の跡地売却額について、路線価等をベースに試算がなされているが、実勢価格ベースで経済計算をすべきではないか。
- ・小鹿が丘について、新たな住宅の整備に関して、活断層の存在を理由に災害対応の面からマイナス評価となっているが、それを理由にするのであれば中高層の建物を建てられない根拠を示すべきではないか。
- ・都市計画全体を見の中で、市営住宅の整備を考えるべきではないか。石塚、小鹿が丘の跡地を民間に売却して、学校の統廃合、公共交通機関の整備状況など、他の部局の施策とも連動させる中で、売却益を原資に適切な場所での整備を検討する必要があるのではないか。
- ・市営住宅敷地内の放置自動車や遺留財産の処分について福祉部局と連携を図り、四日市市としてどのように対応していくべきか考え方を整理する必要がある。

7. まとめ

当委員会における調査の内容については以上のとおりであります。

市営住宅は、困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住居を賃貸していますが、老朽化等の理由により、現在は住宅の除却や用途廃止を進めており、管理戸数は将来的に減少していく見込みとなっています。現在取り組みが行われている石塚町市営住宅建替事業について理事者から整備手法の比較に係る報告を受けましたが、委員から意見のあった比較手法の精査や他部局の施策との連動などについても考慮の上、事業を進める必要があると考えます。

また、単身世帯や高齢者世帯の増加により、入居者の孤立化・高齢化に伴う問題も発生しているため、地域と連携しての安否確認や身体機能の衰えに対応した住宅・住環境の整備が喫緊の課題となっており、解決に向け福祉部局と連携した取り組みが求められます。

その他、市営住宅入居時に必要となる連帯保証人について現在の制度が実情を合わなくなっており、今後のあり方について考え方の整理を行う必要があるなどさまざまな課題がありますが、当委員会といたしましては、実情を把握の上、他部局との連携も含めた中で具体的な取り組みを進めるとともに、施設整備に当たっては市民に対しメリットが最大となるよう十分に検討の上事業を進めることを求め調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	中村久雄
副委員長	豊田祥司
委員	伊藤修一
委員	川村幸康
委員	中森愼二
委員	樋口龍馬
委員	三木隆
委員	諸岡覚

○雨水排水対策について

１．はじめに

近年、本市の市街地において集中豪雨による床上・床下浸水被害が発生しており、雨水排水対策は、住民が安心して暮らすためのまちづくりに欠かせない事業となっています。

また、平成17年の楠町との合併時に策定された新市建設計画に位置づけられた、吉崎ポンプ場及び新南五味塚ポンプ場の設置と導流する雨水幹線等の整備については現在、事業が進められており、今年６月には、当委員会において吉崎ポンプ場建設現場の現地視察を行いました。

このような中、当委員会においては、本市の治水事業の状況を確認するとともに、今後、国・県とも連携してどのような対策をしていくことが望ましいか調査する必要があると考え、雨水排水対策について所管事務調査を行うこととしました。

２．整備状況について

（１）下水道（雨水）の整備状況について

本市の下水道（雨水）整備状況は、平成28年度末で事業計画認可区域面積4,670haのうち、整備済み区域面積は、2,901haで事業進捗率は62%となっている。

また、対策をすべき区域5,799haのうち、都市浸水対策達成率は50%となっている。

現在、沿岸部で唯一ポンプ場がない楠地区において、吉崎ポンプ場と新南五味塚ポンプ場の建設を行っており、浸水被害を防止するための整備を進めている。

本市では、都市化の進展に伴い、それまで貯留機能や浸透機能を持っていた田畑が宅地化されるなど、雨水が大量に水路に流れ込むことによって中心市街地での浸水が多く発生するようになってきている。

そこで、昭和62年の浸水被害の後に諏訪公園調整池を建設し、平成12年の東海豪雨の後に中央通り貯留管を建設したが、その後、平成24年の台風17号により、中心市街地が再度浸水被害を受けるなど、新たな対策が必要となっている。

市内における浸水被害の発生状況の把握を積み重ねて今後の雨水対策整備の優先度について平成12年の東海豪雨と平成24年の台風17号の浸水状況、それと、各排水区の計画降雨強度、近年の整備状況を踏まえ、下記の表のとおり基準を設定した。

ランク	整備優先度の基準	既計画 降雨強度
A	・東海豪雨、台風17号の双方の降雨において、床上浸水が10件以上発生した流域	—

B	・東海豪雨、台風17号の双方の降雨において、床上浸水が発生した流域	—
	・東海豪雨において床上浸水が発生し、浸水対策未実施の流域 ・台風17号において床上浸水が発生した流域 上記の内、既計画が5年確率対応の流域	5年確率
C	・東海豪雨において床上浸水が発生し、浸水対策未実施の流域 ・台風17号において床上浸水が発生した流域 上記の内、既計画が10年確率対応の流域	10年確率
D	・東海豪雨において床上浸水が発生し、浸水対策を実施したが台風17号で床下浸水が発生した流域 ・東海豪雨で床下浸水が発生し、浸水対策が未実施の流域 ・台風17号で床下浸水が発生した流域	—
E	・上記以外	—

検討の結果、阿瀬知排水区が東海豪雨、台風17号の双方において床上浸水被害が他の排水区に比べて多数発生しているため、緊急に対策を進めることとなった。鵜の森公園や浜田小学校及び西浦通り周辺において、多数の浸水被害が発生していることから、浜田通り貯留管を新設し、地下深くに埋設する貯留管に雨水を一時貯留することで、既設管の能力を補完する。（対象降雨強度 5年確率50mm/h⇒10年確率75mm/h）

（２）河川の整備状況について

四日市市内を流れる河川のうち、準用河川と普通河川を本市が管理しており、市域における排水対策の所管は、準用河川、普通河川及び市街化調整区域の排水路は都市整備部、そのほか市街化区域の排水路は上下水道局となっている。準用河川と普通河川は合わせて91あり、その内訳は、準用河川が23、普通河川が68となっている。なお、主要事業である準用河川の整備率は、おおむね6割程度となっている。

	流路延長（m）	整備済延長（m）	整備率（％）
河川整備率	118,953	31,179	26.2
準用河川整備率	50,893	30,009	59.0

現在、国からの交付金事業として準用河川改修事業を実施しており、朝明新川、米洗川中流、源の堀川の3河川の整備を進めている。そのほかには、河川改良事業として三鈴川などの河川や市街化調整区域内の排水路の改良工事を行っている。

3. 総合治水対策について

浸水に対する安全度向上のための施策



(イ) 流出抑制施設の設置事例

【雨水浸透ます】



内部地区市民センター



川島地区市民センター

【透水性舗装】



民間駐車場



市道金場新正線の歩道舗装

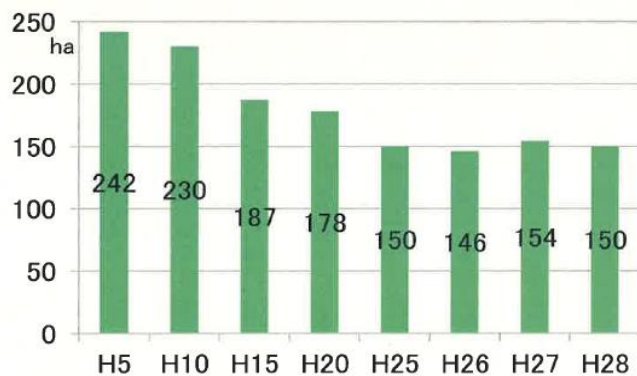
上記は、公共施設に設置した雨水浸透ます、民間開発行為において採用した透水性舗装、市の工事で実施した歩道の透水性舗装である。このように、地区市民センターや文化施設など、人の集まる施設に雨水浸透ますなどを設置しPRすることで、市民にも治水対策の取り組みに理解と協力を得られるようにするとともに、公共施設においても積極的に透水性舗装を採用している。これらの浸透ますや透水性舗装などの雨水の流出抑制施設は、民間開発行為の中でも採用を依頼するなどし、官民合わせて総合治水対策に取り組んでいる。

(ロ) 生産緑地法の改正

生産緑地制度は、市街化区域内の都市農地を計画的に保全する制度であり、都市農地は農産物を供給するほか、ゲリラ豪雨に対する貯留機能のように、治水対策の一役を担っている。

近年において、防災機能もあわせ持つ都市農地が見直されているが、都市農地は全国的に減少している。このような背景から、都市農業振興基本計画では、生産緑地制度の活用が示され、それを受け、平成29年6月に生産緑地法が改正された。これにより、条例を制定することで面積要件の下限値を従来の500㎡から300㎡に緩和することが可能となった。本市の生産緑地は、年々減少していたが、平成27年度から行っている追加指定により、下げどまりの傾向にある。また、市街化区域内の生産緑地に指定されていない300㎡から500㎡の農地は49haあり、下限値を引き下げることににより、遊水地である都市農地の保全を図ることができる。

【市の生産緑地の推移】



【生産緑地以外の農地(300～500㎡)】

地区	面積 (ha)	地区	面積 (ha)
羽津地区	4.0	川島地区	1.2
塩浜地区	1.2	大矢知地区	5.6
下野地区	1.3	内部地区	3.6
河原田地区	4.8	楠地区	2.3
海蔵地区	1.4	日永地区	4.0
橋北地区	0.7	八郷地区	2.4
桜地区	1.3	中部地区	0.3
三重地区	2.8	富洲原地区	0.8
四郷地区	5.4	富田地区	1.7
常磐地区	2.4	保々地区	0.7
神前地区	1.1	合計	49.0

4. 委員からの主な意見

- ・本市には国や県が管理している河川もあるため、情報共有や連携していく必要がある。
- ハード整備に関しては、財政面が整備の進捗状況に大きく影響してくるため、必要な予算を確保できるよう国や県にしっかりと要望をするべきである。

- ・限られた予算の中で優先度の基準を設けて雨水整備事業をしていることは理解できるが、生活している住民は不安を感じているため、いつまでにどこを整備する予定になっているのか計画を速やかに示して説明する必要がある。
- ・県が管理している河川の整備が行き届いていないため、豪雨で流木が詰まる等による二次災害が発生する危険性があると感じている。治水だけではなく、防災上の観点からも、速やかに対応するように要望するべきである。
- ・生産緑地について平成 34 年に多くが指定期限を迎えることから、生産緑地法の改正を見据えた中で、市街化区域における雨水調整機能の確保について検討を行う必要がある。

5. まとめ

当委員会における調査の内容については以上のとおりであります。

近年、集中豪雨により下水道の排水能力を超えて浸水被害が起こりやすくなっているため、本市は、限られた財源をポンプ施設や貯留管の整備等に充てて治水対策を講じています。浸水被害のリスクは、安全度向上のためのさまざまな施策により過去の被害発生時と比較し、軽減されているものの、依然として住民の不安は大きく、速やかに排水施設整備を進めることが求められています。

特に、雨水対策整備の優先度が高い地域においては、現在の事業進捗状況を説明した上で、いつまでに着手し、どのように改善していくかについて住民の理解を得る必要があります。

また、河川は規模や種類によって管理者が分かれており、本市が単独で治水対策をするには限界があるため、国や県と連携して対応していくことが必要不可欠となります。

当委員会としましては、長期にわたり多額の財源を必要とするハード整備について、必要に応じて要望活動を行うなど積極的に予算の確保に努め整備の進捗を図るとともに、地域住民に対し進捗状況に係る丁寧な説明を行うことを要望し、調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	中村久雄
副委員長	豊田祥司
委員	伊藤修一
委員	川村幸康
委員	中森慎二
委員	樋口龍馬
委員	三木隆
委員	諸岡覚

○コミュニティ交通について

1. はじめに

路線バスの利用者は減少してきており、特に利用者の少ない郊外部のバス路線には、廃止されたものもあるほか、現在運行されている三重交通の鈴鹿四日市線、長沢線においては事業者がバス路線の廃止意向を示している状況にあります。

バス路線が廃止されると、鉄道もバスも利用し難い公共交通不便地域が発生することから、本市では、これまで公共交通不便地域を対象に定時定路線型のコミュニティバスの社会実験を実施しましたが、運行に必要な利用者が確保できず導入に至らなかった経緯があります。

このような中、総合計画第3次推進計画（平成29～32年度）においては、バス路線等生活交通確保事業の中でデマンド交通の導入検討が位置づけられ、取り組みが進められておりますが、当委員会においては、その進捗状況を確認するとともに、高齢者等の交通弱者も気軽に使える持続可能な交通ネットワークの構築について調査を行うため、コミュニティ交通について所管事務調査を行うこととしました。

2. デマンド交通社会実験について

本市においては、事業者による郊外部のバス路線の維持が困難なこと、高齢化や運転免許証の返納が進む中で、高齢者をはじめとする交通弱者対策の必要性が高まっていること、過去に計4回、公共交通不便地域において定時定路線型のコミュニティバスの社会実験を行ったが利用者が少なく実現には至らなかったことなどから、今年度、交通弱者対策に効果が見込め、ある程度のコストで運行が可能であるデマンド交通の社会実験の実施が計画されている。

（1）社会実験の背景

バス路線が廃止されると、鉄道もバスも利用し難い公共交通不便地域（鉄道駅から1km、バス停から300mを超える区域）が発生することから、本市では、これまで公共交通不便地域を対象に4回（保々地区1回、水沢・桜地区2回、内部地区1回）、定時定路線型のコミュニティバスの社会実験を行ってきたが、運行に必要な利用者が確保できず、いずれも実際の運行には至っていない。

【過去の社会実験の概要】

試行路線	目的・概要	結果
保々 (有償)	・路線廃止に伴う交通不便地域における生活交通確保 ・5便／日×2路線 87日間 ・ワンボックス車両・停留所 35カ所	・平成15年に有償で実施 ・運賃 大人200円 小人100円 ・利用者数 188人 ・2.2人／日、0.2人／便 ・事業費 3,931千円
水沢・桜 (無償)	・通勤や通学等の移動手段を必要とする次世代のための地域公共交通の維持 ・14便／日 28日間 ・マイクロバス車両・バス停 14カ所	・平成26年に無償で実施 ・利用者数 2,002人 ・71.5人／日、5.1人／便 ・事業費 1,998千円
水沢・桜 (有償)	・通勤や通学等の移動手段を必要とする次世代のための地域公共交通の維持 ・10便／日 41日間 ・マイクロバス車両 ・バス停 17カ所	・平成27年に有償で実施 ・運賃 地区内200円 地区外400円 ・利用者数 453人 ・11.0人／日、1.1人／便 ・事業費 2,615千円
内部 (無償)	・高齢者を対象とし、通院や買物需要(地区内の個人病院集積地や内部駅)に対する移動手段の確保 ・4便／日(周回) 31日間 ・マイクロバス車両・バス停 13カ所	・平成27年に無償で実施 ・利用者数 686人 ・22.1人／日、5.5人／便 ・事業費 1,998千円

また、近年では、高齢運転者の運転免許証の返納が進んでおり、公共交通不便地域における高齢者の移動手段確保が大きな課題となってきた。

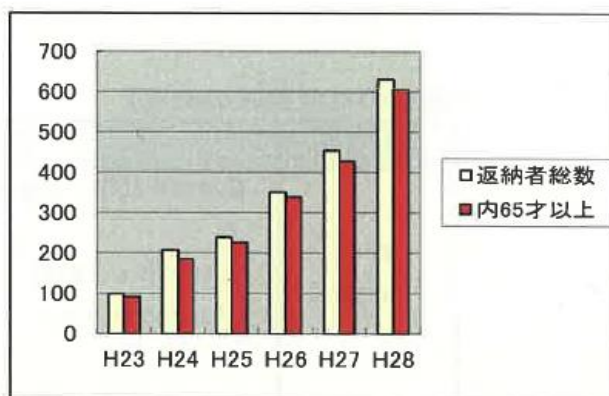
【平成27年度 郊外部における高齢化の状況】

	高齢化率	人口(人)	内65歳以上の人口(人)
四日市市全域	24.3%	311,031	75,660
市街化区域	23.5%	276,188	64,937
市街化調整区域	30.8%	34,843	10,723

※平成27年度国勢調査就業状態等基本集計(総務省統計局)より

【運転免許返納者の推移】

年	返納者総数(人)	内65歳以上(人)
H23年中	99	92
H24年中	207	186
H25年中	239	226
H26年中	351	339
H27年中	455	428
H28年中	631	606



以上の状況を踏まえ、本市では利用の多寡に関わらず、予約に応じて少人数の移動にも対応できるよう、タクシーを利用したデマンド交通の成立可能性を探る社会実験が実施されることとなった。

なお、社会実験は河原田、内部、小山田地区において、従来からの公共交通不便地域に加

え、鈴鹿四日市線、長沢線が廃止された場合に公共交通不便地域となる区域に居住する高齢者を対象として行うことが計画されている。

(2) 社会実験の内容

①目的

社会実験を通して、以下の事項を把握し、公共交通不便地域の高齢者の移動確保を目的とするタクシーを利用したデマンド交通の成立可能性を検討する。

- i) デマンド交通がどの程度利用されるか。
- ii) デマンド交通がどのような移動目的で利用されるか。
- iii) 利用者、運行者からのデマンド交通社会実験に対する評価（アンケート、ヒアリング等）。

②実験期間・運行時間等

i) 実験期間

平成30年2月18日（日）から平成30年3月31日（土）の42日間（期間中は毎日運行）。

ii) 運行時間

午前9時30分から午後4時30分。

※四日市市には多くの企業が立地し、県下のタクシー台数(247台)を所有している中、タクシー協会と調整し、比較的利用に余裕のある時間帯で社会実験に協力が得られることとなった。

iii) 利用可能回数

期間内に8往復（16乗車）まで利用可能。

※週1回の通院等の利用に加え、別途、月1回程度のお出かけなどへの利用を想定。

③運行形態・利用方法等

i) 運行形態

事前にタクシーを予約するデマンド方式。ただし、利用可能な移動に一定の制約（目的地や回数など）を設けている。

※運行管理は四日市タクシー協会へ委託（三重近鉄タクシー、三交タクシー、名鉄四日市タクシー、四日市つばめ交通、勢の國交通）。

ii) 利用対象者

河原田、内部、小山田地区の公共交通不便地域（鈴鹿四日市線、長沢線が廃止されると公共交通不便地域となる区域を含む）に居住し、かつ、以下の条件に該当する市民。

- ・平成30年3月末日において75歳以上の方。
- ・平成30年3月末日において65歳以上かつ運転免許非保有者の方。

iii) 運行区域

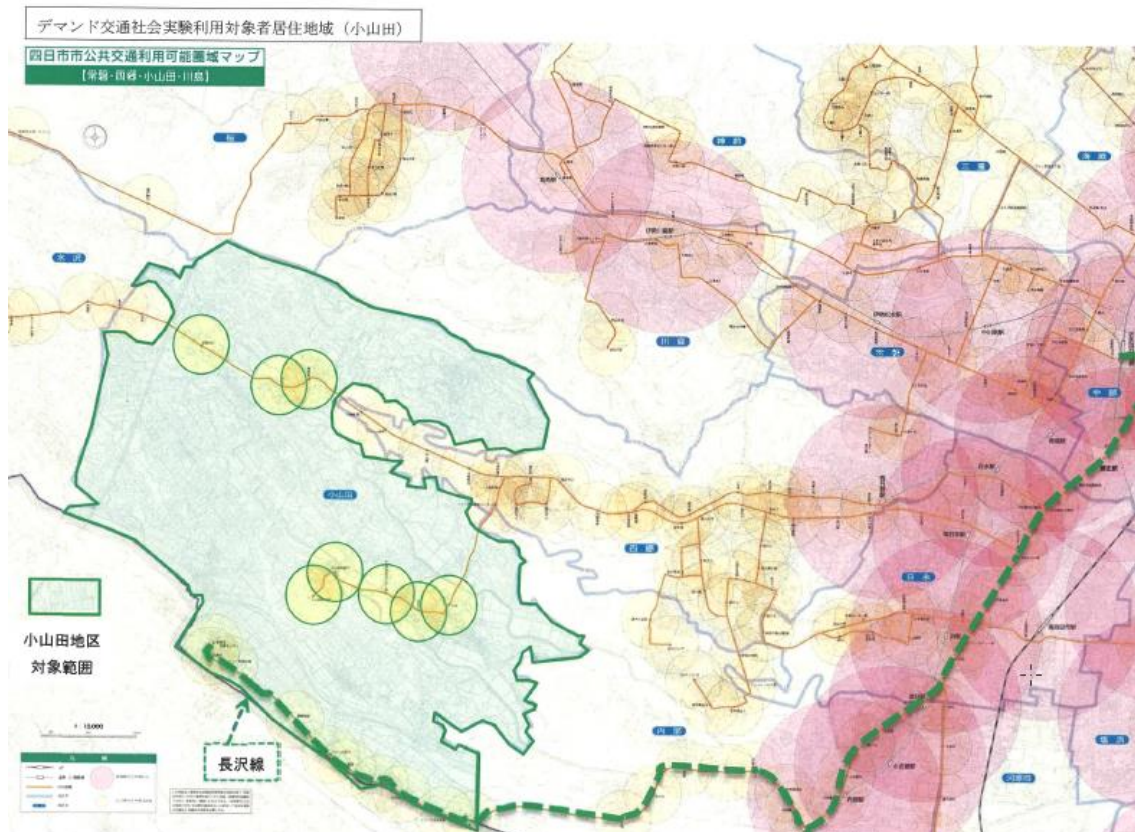
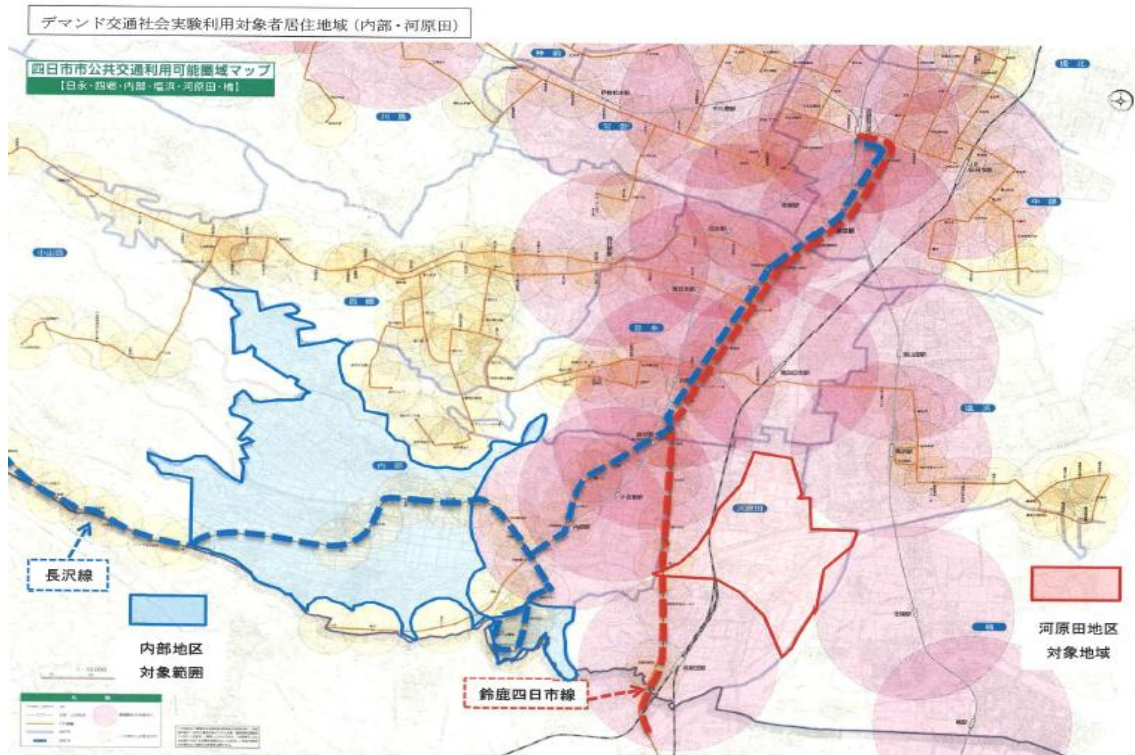
・河原田、内部、小山田地区内の移動（目的、行き先問わず）。

・次のア、イ、ウに該当する地区外の指定施設への移動。

ア 大規模商業施設…イオンタウン四日市泊（2月末閉店）、日永カヨー。

イ 総合医療施設 …市立四日市病院、県立総合医療センター。

ウ 駅 …近鉄四日市駅、J R四日市駅、西日野駅。



iv) 利用料金

登録者の利用可能区域への移動について、タクシー料金から 500 円を割引。

- ・登録者が 1 人で乗車した場合・・・1 回の乗車につき 500 円を割引。
- ・登録者が複数で乗車した場合・・・1 人につき 500 円を割引。

※予約して利用する場合には迎車料金 100 円が別途必要になる。

v) 利用方法

利用者は以下のア、イ、ウの手順により利用を行う。

ア 利用者は登録証記載のタクシー会社に 1 時間前までに予約を行う。

※予約時にデマンド交通の利用者であること、氏名、出発地、目的地、乗車時間を伝える。

復路も利用する場合には併せて予約することができる（近鉄四日市駅、JR 四日市駅のタクシー乗り場からの乗車は予約不要）。

イ 乗車時に四日市デマンド交通登録証を運転手に提示し、デマンド交通利用券を渡す。

四日市デマンド交通登録証（表面）

四日市デマンド交通登録証		No.001
住 所	四日市市諏訪町1-5	
氏 名	四日市太郎	
年 齢	80才	
性 別	男	
上記の者はデマンド交通の利用登録がされている事を証明します		
ご利用は登録証に記載された方、ご本人様に限ります		
四日市市役所 都市計画課 公共交通推進室		
〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1-5		
TEL 059-354-8095		
FAX 059-354-8404		
有効期限平成30年3月31日まで		

四日市デマンド交通登録証（裏面）

■ 利用可能区域 ■ ※利用券に記載		
■ 料金 ■		
タクシー料金から500円引き(利用券1枚を運転手にお渡しください)		
1回の乗車で使用できる利用券は1枚です。		
(複数で乗車した場合にも1人1枚利用可能)		
■ 利用方法 ■		
利用可能時間は午前9時30分～午後4時30分		
下記のいずれかのタクシー会社に電話予約(利用の1時間以上前に予約が必要)		
《利用できる(支援が受けられる)タクシー会社》		
タクシー会社名	電話番号	所在地
三重近鉄タクシー	059-353-1251	久保田1丁目2番23号
名鉄四日市タクシー	059-353-4321	新正1丁目12番1号
勢の国交通	059-352-2019	浜田町1番4号
四日市つばめ交通	059-330-4110	富士町7番1号
三交タクシー	059-353-2222	新正3丁目3-6

四日市デマンド交通利用券（表面）

No.001	有効期限平成30年3月31日
ヨッカイチ タロウ	
四日市デマンド交通利用券	
注1)乗車時に登録証を運転手に提示してください	
注2)乗車時に利用券1枚を運転手に渡してください	
注3)移動できる場所は以下のとおり	
①内部・河原田・小山田地区内	
②指定の施設	
イオンタウン四日市泊、日永カヨー	
市立四日市病院、三重県立総合医療センター	
近鉄四日市駅、JR四日市駅、西日野駅	

四日市デマンド交通利用券（裏面）

※運転手記載欄	乗車日	月	日
乗車場所			
降車場所			
乗車時間	時	分～	時 分
利用料金	円		
利用人数	人		
タクシー会社			
チェック	会社名	チェック	会社名
	三重近鉄タクシー		三交タクシー
	名鉄四日市タクシー		四日市つばめ交通
	勢の国交通		

④事前手続き

ア 利用者登録

デマンド交通の社会実験を利用するには事前に利用者登録を行う。

- ・2月上旬に市から対象となる地域にお住まいの65歳以上の方に利用者登録申請書を案内チラシとともに郵送。

- ・利用希望者は同封の返信用封筒で利用者登録申請書を市に提出
- ・市は利用者登録後、登録者にデマンド交通登録証及びデマンド交通利用券16枚を送付。

イ 利用対象者への周知

- 12月13日 11月定例会議会都市・環境常任委員会で実験概要を説明
- 12月21日 河原田地区自治会会議で内容説明
- 12月25日 地域公共交通会議で社会実験の実施を報告
- 1月9日 内部地区自治会役員会で内容説明
- 1月10日 小山田地区自治会長会議で内容説明
- 1月20日 地区広報に掲載（河原田、内部、小山田地区）
- 1月23日 内部地区長寿会で内容説明
- 1月24日 内部地区自治会長会議で内容説明
- 2月2日 対象地域に居住する65歳以上の方に利用登録申請書類・チラシ等を郵送にて送付
 - ※利用希望者は市に利用登録申請書を送付
 - 市で内容確認後、利用者登録証・利用券を返送
- 2月18日 社会実験開始

3. 委員からの主な意見

- ・今回のデマンド交通の社会実験については、利用人数によって事業の成否を判断するべきではなく、アンケート調査等の意見を分析して総合的に今後の展開を検討すべきである。
- ・デマンド交通は行政による支援が前提ではなく、将来的にはタクシー事業者による自主事業化を目指していけるような持続可能な交通システムにしていくべきである。
- ・現在、市内のバス路線網の再編が検討されているが、自主運行バスが廃止された場合に公共交通不便地域となる地域も含めてデマンド交通の対象とすることを要望する。
- ・今回の社会実験ではタクシー料金の割引きと四日市市重度障害者タクシー料金助成との併用は可能としているが、重度障害者タクシー料金助成については担当部において制度の見直しが検討されているため、障害者福祉制度との整合をはかって市が全庁的に統一した考え方を示す必要がある。
- ・高齢者福祉サービスではなく、交通移動手段の社会実験であるため、対象を高齢者に限定せずに、運転免許非保有者の若年世代も含めた交通弱者を対象としていくべきである。特に高齢者が通院する際の介助者については社会実験の対象に含め、実験結果を次の施策に効果的に活用すべくサンプルとなるデータを幅広く収集していく必要があるのではないか。

4. まとめ

当委員会における調査の内容については以上のとおりであります。

近年、路線バスの利用者は年々減少しており、市内の路線についても事業者により廃止が検討されています。一方で、公共交通不便地域における高齢化率は、市内全域と比較しても高い状況であり、高齢化に伴って運転免許証の自主返納を勧めるためにも、移動手段の確保が課題となっています。

本市では、これまでも定時定路線型のコミュニティバスの社会実験を実施してきましたが、運行に必要な利用者を確保できず、実現には至らなかったため、利用者の多寡にかかわらず、少人数の移動にも対応できるタクシーを利用したデマンド交通システムが求められています。

今回の社会実験でデマンド交通システムの導入に向けて利用実態や利用者及び運行管理者からの評価を把握した上で、事業として継続的に成立させていくことが期待されています。

当委員会としましては、デマンド交通社会実験におけるアンケート、ヒアリング等によって得られた利用者及び運行管理者からの意見を今後の事業に効果的に反映させて公共交通不便地域の高齢者等交通弱者の移動手段確保に取り組むとともに、持続可能なコミュニティ交通の構築に向け、本市の諸施策と連携をとる中で検討を進めることを要望し、調査報告いたします。

〔委員会の構成〕

委員長	中村久雄
副委員長	豊田祥司
委員	伊藤修一
委員	川村幸康
委員	中森慎二
委員	樋口龍馬
委員	三木隆
委員	諸岡覚

5. 行政視察報告書

平成 29 年 12 月 19 日

四日市市議会

議長 豊田 政典 様

都市・環境常任委員会

委員長 中村 久雄

都市・環境常任委員会行政視察報告

都市・環境常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 平成 29 年 7 月 24 日（月）～ 7 月 26 日（水）
2. 視察都市 高崎市、笠間市、柏市
3. 参加者 中村久雄 豊田祥司 伊藤修一 中森慎二
樋口龍馬 三木 隆 諸岡 覚
（随行）小山将寛
4. 調査事項 別紙のとおり

(高崎市)

1. 市勢

市政施行 明治 33 年 4 月 1 日

人 口 374,491 人 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

面 積 459.16 平方キロメートル

2. 財政

平成 29 年度一般会計当初予算 1683 億 1000 万円

平成 29 年度特別会計当初予算 825 億 7055 万 3 千円

平成 29 年度企業会計当初予算 247 億 9253 万 9 千円

合 計 2756 億 7309 万 2 千円

財政力指数 0.843 (平成 27 年度決算)

3. 議会

条例定数 38

4 常任委員会 (総務教育、保健福祉、市民経済、建設水道)

4 特別委員会 (都市集客施設建設、環境施設建設、防災・危機
管理対策、子育て支援・人口減少対策)

※平成 27 年 6 月 11 日設置

4. 視察事項 JR 高崎駅周辺整備について

(1) 視察目的

高崎市は、鉄道網及び高速道路の結節点が位置する上信越と首都圏を結ぶ東日本有数の交通拠点都市であり、その広域拠点性を十分に発揮し、次世代の都市経営を見据えた施設整備を行うべく、平成 25 年 8 月に「高崎市都市集客施設基本計画」を策定し、文化芸術センター及び体育館を核とする高崎パブリックセンターの整備を進めている。

本市においては、東海地方有数の乗降客数を有する近鉄四日市駅、及び、高速道路の結節点が位置し、さらには、今後の高速道路網、及び、将来のリニア中央新幹線の整備が予定されているが、本市の社会インフラが整備されたアドバンテージを最大限に生かし、交流人口の増加を図るべく、将来を見据えた取り組みが求められている。

ついでには、全国的な人口減少が想定される中、本市が「選ばれるまち」となるための有効な施設整備手法について、高崎市の特性を生かした戦略的な取り組みを参考とするため、視察を行うこととなった。

（２）「高崎市都市集客施設基本計画」策定までの経過について

○平成 22 年 4 月 20 日 都市集客施設整備検討委員会（庁内組織）設置

- ・検討委員会作業部会（平成 22 年 4 月 26 日～平成 23 年 1 月 20 日まで計 9 回）
- ・検討委員会（平成 22 年 6 月 2 日～平成 22 年 11 月 22 日まで計 3 回）

○平成 22 年 12 月 8 日 市議会定例会

- 「高崎市都市集客戦略ビジョン」を公表
- ・高崎市を集客都市（コンベンションシティ）と位置付け、都市部へ人・もの・情報などの「交流」と、芸術・文化などの「創造」を集積させる高崎市の将来像を明確に示した。

○平成 23 年 4 月 13 日 高崎都心部まちづくり研究会 第 1 回研究会
（以後平成 23 年 7 月 15 日まで計 4 回開催）

○平成 23 年 8 月 18 日 第 1 回都市集客施設調査特別委員会

- 「都市集客施設整備の基本的方針」を公表
- ・「上信越と首都圏を結ぶ新しい一大中心都市、文化と経済と自然環境の融合」する都市を目指し、集客施設の建設予定地や施設の概要を示した。

- 平成 23 年 9 月 1 日 都市集客アドバイザー会議（第 1 回）開催
(以後平成 24 年 5 月 15 日まで計 4 回開催)
- 平成 24 年 4 月 20 日 第 4 回都市集客施設調査特別委員会
「高崎市都市集客施設基本計画（案）」を公表
- 平成 24 年 5 月 17 日 競馬場跡地利活用基本方針に関する群馬県知事・高崎市長共同記者会見
・競馬場跡地に複合一体型コンベンション施設を群馬県が整備するという方針が発表され、コンベンション機能は県の施設に委ねることとした。
- 平成 24 年 7 月 10 日 第 5 回都市集客施設調査特別委員会
「高崎市都市集客施設基本計画（案）」の修正について」報告
- 平成 24 年 8 月 9 日 パブリックコメントの実施（～平成 24 年 9 月 7 日）
- 平成 24 年 9 月 4 日 都市集客施設整備市民懇談会（第 1 回）の開催
(以降平成 27 年 1 月 21 日まで計 8 回開催)
- 平成 25 年 8 月 28 日 第 14 回都市集客施設調査特別委員会
「高崎市都市集客施設基本計画」を策定

（３）「都市集客施設」構想の背景について

高崎市内には高崎駅をはじめＪＲ東日本の駅が７つあり、通勤・通学や買い物・旅行等に利用されているが、特筆すべきは東京駅まで１時間程度で到着する新幹線を利用した通勤・通学需要であり、近年のマンション建設や宅地開発・人口の増加とまちの活性化に反映されている。

このような経緯から高崎駅の東西を結ぶコンコースの通行者数は、１日６万人を超えており、高崎駅の乗降人員、駅周辺の大型店舗の来店者数から推測すると、高崎駅周辺は年間 2,500 万人の集客力がある。さらには、北陸新幹線の金沢延伸により、高崎駅は北陸・上信越と東京圏をつなぐ重要な結び目となるほか、既に機能している東西南北の高速道路ネットワークと鉄道や高崎の中心

部を結ぶ拠点としての整備が進められており、地方都市としては、大変大きな集客力と宿泊・交通環境を持っている。今後、宿泊施設の質の向上や施設整備など数々の課題はあるが、コンベンションを成立させる都市としての要件は整っており、中心的なコンベンション施設の整備が課題となっていた。

（４）高崎パブリックセンターの施設構成について

高崎パブリックセンターの施設の配置は整備対象地区の既存の建物に配慮し、既存の道路を挟んで東西の２つのエリアで構成されている。東エリアに音楽ホールゾーン、高崎駅に近い西エリアにビジネスゾーン、さらに東西のエリアを結ぶ、憩い・賑わいをテーマとした「交流ゾーン」の整備が計画されている。

建設予定地を二分する位置に民間の医院などが立地しているが、従来の公共事業の考え方とは異なり、移転を求めるのではなく、その機能を積極的に活用し、集客施設と相乗効果が得られるような空間形成、施設配置が考えられている。

高崎パブリックセンターを東西２つのエリアで機能を分けるに当たっては、質の高い時間を過ごし楽しみ、クリエイティブな活動に利用される音楽ホールと、賑わいを創出し、新しい消費意欲をそそる商業施設が共存しにくいことが考慮されている。

【東エリア】

東エリアは、人々が主体的に集まる「共感」を得られる質の高い空間と時間の創出を実現するエリアとして音楽ホールゾーン（高崎文化芸術センター）の整備が計画されており、音楽ホールは、上信越・北関東を代表する芸術文化センターとして、高崎の芸術文化の創造と情報発信の拠点に位置づけられている。そして、音楽ホールを中心として集客力を高め、文化の持つ創造性を、高崎の経済活動・ものづくり・まちづくりに生かし波及効果をもたらすようにしていくとのことである。

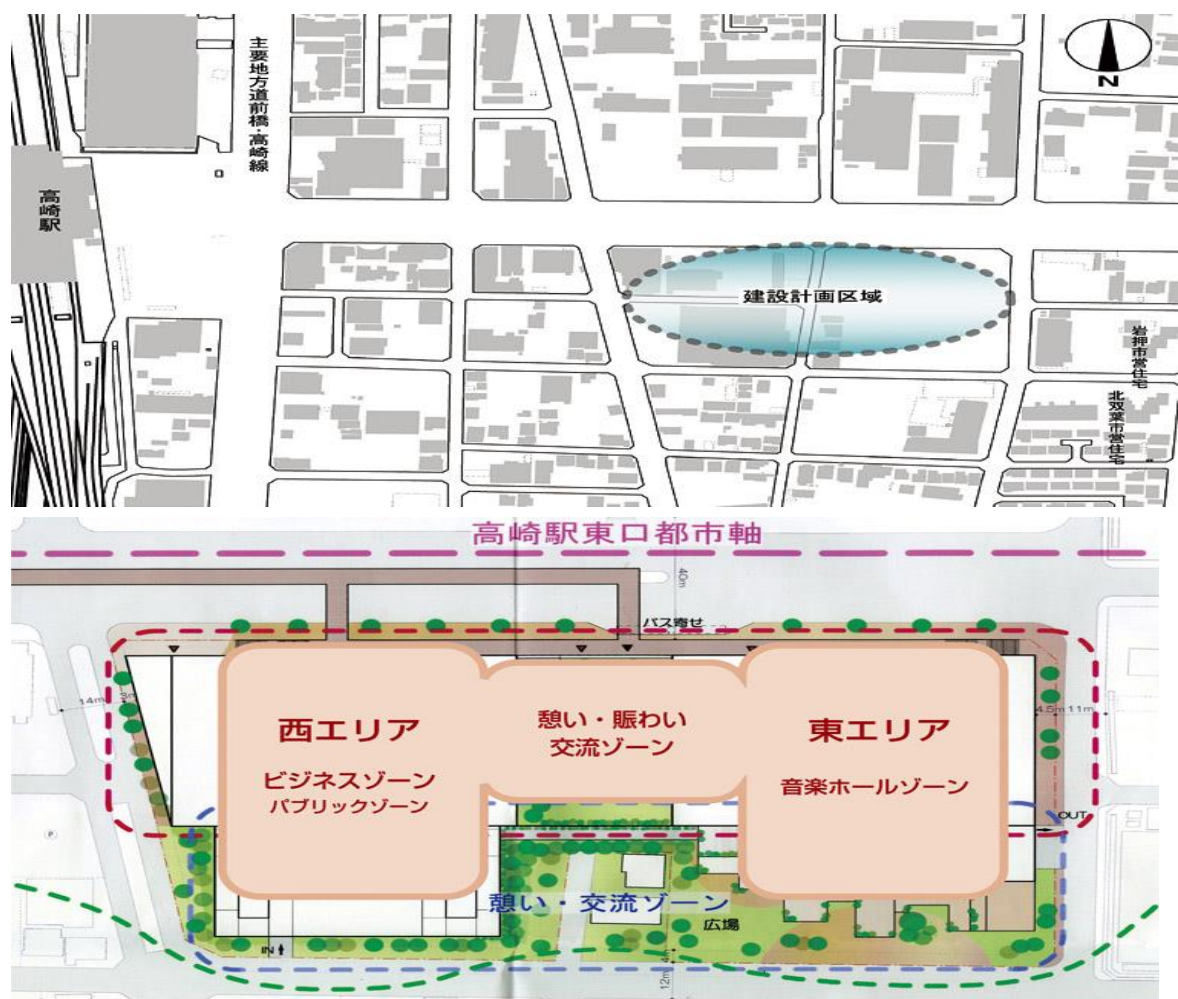
【西エリア】

西エリアは、より駅との近接性が担保されている好条件のゾーンであり、ここにビジネスゾーン（商業施設、オフィス等）を誘導する計画である。

商業施設は都市集客施設の付加価値を高め、周辺の賑わいを創出するため、大きな集客力を持つことが必要になる。広域的で質感の高い魅力に溢れる商業施設として、高崎に新たな人々を呼び込むことが求められる。

都市集客施設の核店舗となることが想定されているビックカメラを中心に、高崎駅を架け橋として駅の東西が一体化し、高崎の「まちなか」全体が上信越と北関東最大の「商都」となるような、質感の高い集客力のある小売業、サービス業の誘致が計画されている。

オフィスゾーンには、IT企業、情報産業、メディア、データセンターなど高度な情報や時代をリードする先端企業の拠点を戦略的に誘致する計画である。



(5) 高崎駅周辺のまちづくり計画について

【新体育館（高崎アリーナ）】

高崎パブリックセンターと切り離され、高崎駅西口に平成 29 年 4 月に開館した新体育館（高崎アリーナ）も、高崎市にとって重要な都市集客施設となる。

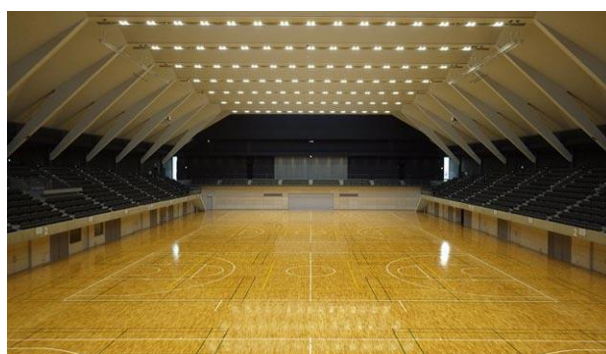
高崎市はスポーツ施設が不足しており、市民のスポーツ振興ばかりではなく、世界レベル、全国レベルのスポーツ大会が開催できる施設がなかったため、郊外ではなく高崎駅に隣接した都心部にスポーツ施設が整備された意味は大きい。

新体育館（高崎アリーナ）は、メインアリーナ・サブアリーナを中心に新たなスポーツの拠点として設置され、国際大会・全国大会などに対応した施設規模を有している。この新体育館（高崎アリーナ）が、市内外の第一線のスポーツアスリートが集う場となることは、集客としての機能はもとより、高崎市の青少年の未来に大きな希望をもたらすことが期待されている。

新体育館（高崎アリーナ）については、現地視察を行った。



高崎アリーナ（平成 29 年）春 開館



3,600 平方メートルのメインアリーナ

【高崎駅東西を一体化した「まちなか」交流】

高崎駅東口エリアの高崎パブリックセンターの建設計画に並行して、高崎市では高崎駅西口エリアの活性化に係る取り組みが行われている。

例えば、回遊性を自転車利用で高めるコミュニティ・サイクルの設置、まちなかオープンカフェ等の事業によって中心市街地の活性化が図られており、さらには、中心市街地に、学生、高齢者、外国人研究者らの住宅や、居宅介護サービス施設などを備えた「多機能型ビル」の整備も計画されている。

このような高崎駅西口の「まちなか」の新しい試みと、高崎駅東口の高崎パブリックセンターへの新しい集客を交流させ、高崎駅東西が一体化して商都となるよう方策が検討・展開されている。



(6) 都市集客施設整備に係る予算等について

都市集客施設整備には、国の補助金（社会資本整備総合交付金）、合併特例債や都市集客施設等建設基金を活用している。（資料参照）

都市集客施設整備に係る予算等

【～平成 28 年度決算・平成 29 年度～予算ベース】

＜高崎文化芸術センター（仮称）＞		
項目	額（百万円）	割合
事業費 計	27,537	100%
社会資本整備総合交付金(都市局)40% 【都市再生整備計画事業】	836	25.6%
社会資本整備総合交付金(住宅局)40% 【暮らし・にぎわい再生事業】	6,208	
合併特例債(95%)	7,885	67.4%
公共事業等債(90%)	10,672	
その他(基金)	1,570	5.7%
一般財源	366	1.3%

＜新体育館＞

項目	額（百万円）	割合
事業費 計	16,072	100%
社会資本整備総合交付金（都市局）50％ 【効果促進事業】	2,380	16.5%
学校施設環境改善交付金（文科省）1/3	277	
合併特例債（95％）	11,194	75.2%
公共事業等債（90％）	900	
その他（基金）	450	2.8%
一般財源	871	5.4%

（７）委員からの質疑

Ｑ１．新体育館（高崎アリーナ）の総工費はどれくらいか。

Ａ１．総工費は外溝工事を含めて約 154 億円となった。

Ｑ２．新体育館（高崎アリーナ）で東京オリンピック・パラリンピックにおいて実施される予定の競技はあるのか。

Ａ２．東京オリンピック・パラリンピックでの競技開催予定はないが、事前キャンプの誘致に向けて現在調整をしている。

Ｑ３．新体育館（高崎アリーナ）の指定管理者は何年ごとに期間を更新することになっているのか。

Ａ３．通常であれば、５年ごとに指定管理の見直しをしているが、他の公共施設との兼ね合いで新体育館（高崎アリーナ）については平成 29 年 4 月 1 日からの 2 年間となっている。

Ｑ４．指定管理者の選定方法はどのようにしているのか。

Ａ４．新体育館（高崎アリーナ）については、非公募で高崎市の他の施設も管理している公益財団法人の高崎財団が指定管理者に決定した。

Ｑ５．新体育館（高崎アリーナ）の利用料金について高崎市内の高校生以下は無料となっており、一般の利用者と大きな差が生じているが、料金を設定する上での算出根拠はどのような基準を設けているのか。

A 5. 高崎市内の運動施設の利用料は一律の基準を適用しているため、高崎市内の高校生以下については、新体育館（高崎アリーナ）に限らず無料で利用できる。

Q 6. 新体育館（高崎アリーナ）の地下駐車場（200 台収容）は施設の規模に対して少なくはないのか。

A 6. 新体育館（高崎アリーナ）から約 450m離れた場所にアリーナの開館に合わせて施設の利用者は無料で利用できる立体駐車場を新たに 500 台整備したため、既存の平面駐車場と合計で 1000 台程度の駐車スペースを確保している。

（８）所感

「高崎市都市集客施設基本計画」の策定に至るまでには、長期間にわたり何度も議論を重ねて計画を修正しながら施設整備が進められている。

本市は、高崎市と同様、鉄道及び高速道路網の結節点が位置することに加え、多様な産業が立地するなど、地方の中核都市としてさらなる発展が可能なポテンシャルを有しているが、このような中、地域の顔とも言える鉄道駅周辺を整備し、都市の価値を高める取り組みについては、今後の交流人口のアップの観点からも非常に重要であり、また、公だけではなく、民間の力も活用した多面的な検討も必要になってくると思われる。

本市においても、学識者や交通・商業関係者、市民・利用者、市で構成される「近鉄四日市駅周辺等整備基本構想検討委員会」において近鉄四日市駅並びにＪＲ四日市駅の駅前広場の再整備について基本構想の検討が進められており、平成 33 年度の事業化を目指し検討が始まっているが、高崎市の首都圏からの交流人口をふやそうとする取り組みについては、２０２７年のリニア中央新幹線の東京一名古屋間の開通を控える本市にとっても参考すべき点が多いと感じた。

当委員会として、今後、上記事業に係る取り組みが進む中で、高崎市のような駅前整備に係る先進事例を調査・研究する中で、地域の実情に見合い、かつ、中部圏の中で本市が存在感を高められるよう議論を深めていきたい。

(笠間市)

1. 市勢

市政施行 昭和 33 年 8 月 1 日

人 口 75,866 人 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

面 積 240.27 平方キロメートル

2. 財政

平成 29 年度一般会計当初予算 309 億 5000 万円

平成 29 年度特別会計当初予算 205 億 3352 万円

平成 29 年度企業会計当初予算 45 億 9114 万円

合 計 560 億 7466 万円

財政力指数 0.63 (平成 27 年度決算)

3. 議会

条例定数 22

3 常任委員会 (総務産業、教育福祉、建設土木)

2 特別委員会 (予算、決算)

4. 視察事項 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例について

(1) 視察目的

笠間市では、太陽光パネルの設置による環境の変化や災害等を心配する声が周辺住民より上がっていたため、平成 28 年 10 月の茨城県による「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の施行に先駆けて平成 28 年 6 月に太陽光発電事業に係る手続きを定めた条例を制定した。

本市では、市内 2 カ所において大規模な太陽光発電設備の設置が民間事業者により計画され、事業が進められているが、議会に対し環境保全の観点か

ら市に規制を求める請願が提出されるなど、市民の関心も大きなものとなっており、本市においても何らかの規制を検討していく上での参考とするため、視察を行うこととなった。

(2) 条例の制定について

【背景】

固定価格買取制度の開始以降、再生可能エネルギーである太陽光発電事業が、全国的に拡大している。笠間市においても、未利用農地や原野、さらには、山林を大規模に造成した太陽光発電施設など、多くの事業が行われている。

しかし、太陽光発電施設については、設置そのものに関する法令、基準等がなく、自治体や地域住民に知らされないまま工事が進められるなど、生活環境や土砂流出、事業終了後の撤去等の対策など、市民の方々から心配する声が上がったことから、太陽光発電設備設置事業を行う際は、あらかじめ事業者と行政区等が事業計画について話し合い、良好な関係を保つ事を目的とした説明会の実施についてなどを規定した条例が制定された。

【概要】

(目的)

市内における太陽光発電設備の設置に関し、必要な事項を定め、住環境への配慮と自然環境の保護及び地域関係者との調和に努め、もって地域社会の発展に寄与すること。

(定義)

○太陽光発電設備設置事業

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項に規定する設備（送電に係る鉄柱等を除く）及びその付属設備の設置を行う事業をいう。

○事業者

太陽光発電整備設置事業を行うものをいう。

○事業区域

事業を行う一団の土地をいう。

○該当行政区

笠間市区長設置に関する規則（平成 25 年規則第 23 号）第 1 条に規定する区域単位で、その区域に事業区域を含む行政区をいう。

○近隣関係者

事業区域の境界線に接する土地又は当該土地に建築物を所有する者若しくは当該建築物に居住する者をいう。

（市の責務）

条例の適正かつ円滑な運用のため必要な措置を講じる。

（事業者の責務）

- ・ 関係法令及び条例を遵守し、笠間市の自然環境及び生活環境に十分配慮し、事業区域の周辺の住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。
- ・ 事業に必要な公共施設を自らの負担と責任において整備するよう努めなければならない。
- ・ 事業を廃止、又は終了したときは、速やかに原状回復等に努めなければならない。

（市民の責務）

条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（抑制区域）

市長は、事業を行わないよう協力を求める区域を定めることができる。

- ・ 豊かな自然環境が保たれ、学術上重要な自然環境を有している場所
- ・ 自然災害の発生が危惧される場所
- ・ その他の事由により必要があると認めるとき

（事業適用）

事業区域の面積が 10,000 平方メートルを超える事業
ただし、建築物に設置する事業は除く。

（事前協議）

事業者は、事業を施行するにあたり、事前に市長と協議する。

(説明会)

・事業者は、事前協議実施後、該当行政区に居住する市民及び近隣関係者に対し、事業の内容、規模・施工方法、安全対策、発電事業終了後の計画等について説明会を行い、十分な理解を得る。

・説明会の内容を市長に報告する。

(実施協議)

事業者は、事業を施行しようとするときは、工事着手前に市長に協議する。

(指導助言等)

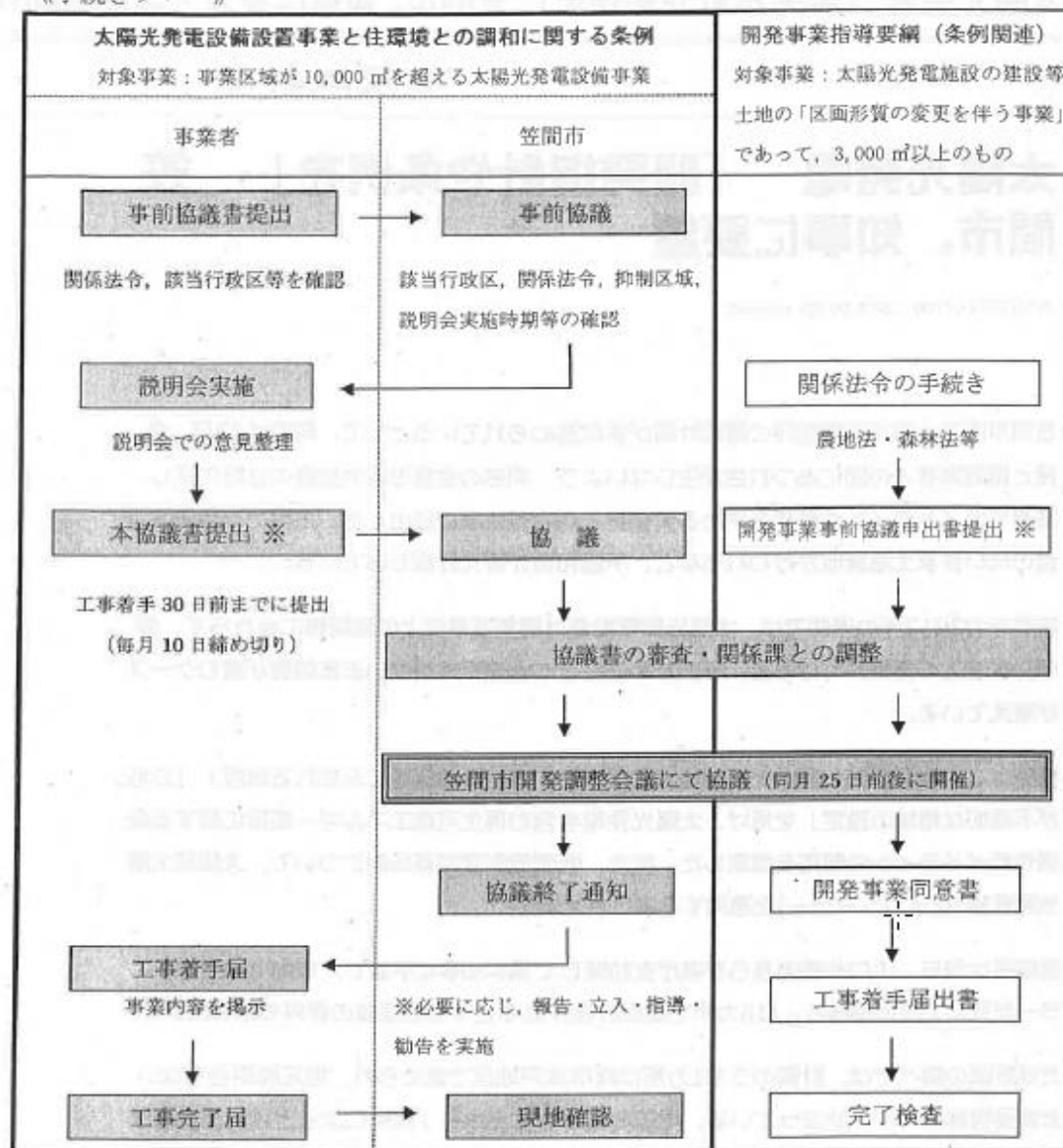
事業者に対し、必要に応じて指導、助言又は勧告を行うことができる。

勧告に従わない場合は、事業者を公表することができる。

【条例制定までの経緯】

- 平成 28 年 2 月 22 日 茨城県知事へ太陽光発電施設に関する条例又はガイドライン等の制定について要望
- 平成 28 年 3 月 14 日 第 1 回笠間市議会定例会にて太陽光発電に関する条例化検討を説明
- 平成 28 年 4 月 15 日 パブリック・コメントにて、太陽光発電事業に関する
～平成 28 年 4 月 21 日 新規条例概要の意見募集を周知
- 平成 28 年 4 月 22 日 パブリック・コメントにて、新規条例案（概要）につ
～平成 28 年 5 月 11 日 いて意見募集実施
- 平成 28 年 5 月 23 日 全員協議会にて新規条例（概要）について説明
- 平成 28 年 6 月 1 日 第 2 回笠間市議会定例会に議案上程
- 平成 28 年 6 月 15 日 条例施行

《手続きフロー》



※手続き上の注意 「条例と開発事業指導要綱」との関係

・事業地が「3,000㎡以上10,000㎡」の場合、開発事業指導要綱の申請のみ必要となりますが、「10,000㎡を超える」場合は、条例手続きと開発事業指導要綱申請を同時に行う必要があります。

なお、笠間市開発事業指導要綱（笠間市HPサイト内検索「開発行為」で検索下さい）につきましては、平成28年3月31日までに都市計画課と開発協議が完了している案件は手続き不要となります。

・その他の法令（市役所内での主な法令照会先）

国土利用計画法：企画政策課、森林法：農政課、農地法：農業委員会、自然公園法：環境保全課
土壌汚染対策法：環境保全課、道路法：管理課、文化財保護法：生涯学習課

（３）条例施行後の効果及び民間事業者による事業計画の変化について

- ・ 条例制定以前は、道路法や森林法などの法令手続きがされないまま事業に着手する事業者が多く見受けられたが、条例制定についてマスコミ等に取りあげられたこともあり、事業者から条例の手続きについて問い合わせがくるようになったため、条例だけでなく他法令の整理も必要である旨を伝えるきっかけができた。

- ・ 地元説明会を義務付けたことで、周辺住民に事業について広く周知することができるようになったため、「何の工事をしているのか分からない」といった問い合わせや苦情等が減った。

- ・ 隣接する住宅から距離をとったり、緩衝帯の緑地を残すなど、自主的に周辺住宅等への対策を講じる案件が多くなった。

（４）今後に向けた課題について

- ・ 条例が制定されて１年余りということもあり、条例適用の一体性についての判断に悩む案件も見受けられるため、判断基準を確立していく必要がある。

- ・ 太陽光事業を規制することを目的とした条例ではないため、説明会の中で周辺住民等が事業に反対したとしても、事業を中止させることはできない。

- ・ 事業に対して地元住民が賛成派と反対派で二分してしまう可能性があり、条例の目的である地元住民の調和に必ずしも繋がらない可能性がある。

- ・ 事業終了後に、太陽光パネルの撤去・廃業が適正にされるか不安が残る。

（５）委員からの質疑

Ｑ１．調整池に太陽光パネルが設置された場合の指導はどうしているのか。

Ａ１．３,０００平方メートル以上の事業地に太陽光パネルの設置を計画する場合には、開発事業指導要綱に基づいて事前協議が必要となる。雨水は調整池の外に出さないことを原則として事業地内でどのように処理するかについて計画書を提出させている。１０,０００平方メートルを超える場合は、県の林地開発の規程に照らして排水対策がなされているのか確認している。

Q 2. 条例の対象が区域面積 10,000 平方メートルを超える太陽光発電設備事業としているが、事業者が条例の適用を逃れるため、意図的に事業区域を分割した場合はどのように対応しているのか。

A 2. 当初の事前協議の段階では事業区域が 10,000 平方メートルを超える計画で条例に基づいた手続きを進めていたが、途中で事業区域を変更して 10,000 平方メートルを超えなくなったため、開発指導要綱で対応した実例が以前にあった。明らかに条例の適用を逃れることが目的の場合の事案については、今後の課題として基準等の協議をして対応したい。

Q 3. 市と市の境界線をまたいで事業区域の面積が 10,000 平方メートルを超える太陽光発電設備を設置する場合は、条例を適用する対象となるのか。

A 3. 現時点において、該当する事例はないが、茨城県県央地域で月に 1 回、定期的な協議を行っているため、該当するような案件が生じた場合には、他市とも連携して広域的な対応について検討することになる。

Q 4. 条例施行後は、事業計画に変化はあったのか。

A 4. 事業者が山林を大規模に開発して太陽光発電設備を設置する場合には、緩衝帯の緑地を設ける等、自主的に対策をしてもらえるようになった。

Q 5. 条例では勧告に従わない場合は、事業者を公表することができると規定されているが、社会的な制裁としてどの程度の効果が期待できるのか。また、より厳しい指導をするべきとの議論はなかったのか。

A 5. 勧告に従わない場合は、事業者を公表することができるという条例手続きに関しては、より厳しい罰則を規定した方がよいとの意見もあったが、そこまで厳しい罰則を規定すべきではないとの意見が大半であった。公表することが罰則としてどの程度の効果が期待できるかわからないが、勧告に従わない事業者を公表するという規定にとどめることになった。

Q 6. 条例で事業者の責務として事業を廃止、又は終了したときは、速やかに原状回復等に努めなければならないと規定が努力義務となっているため、実際には事業終了後に、太陽光パネルの撤去・廃棄が適正にされるか課題となっているが、今後、規定を厳しく見直すことは検討しているのか。

A 6. 事業者に対して事業終了後の太陽光パネルの撤去に見合った費用を求めていくことも手法の一つとして考えられるが、土地の利用に係る契約は地権者と事業者でされているため、市の条例や規則で事業終了後の太陽光パネルの撤去に関して規定することは馴染まないと考えている。

Q 7. 茨城県のガイドラインに市と県の役割について市からの要請に基づき、困難事案に対して連携して対応することが規定されているが、困難事案としてどのような事例があるのか。

A 7. 笠間市が条例を制定する以前に林地開発に関して茨城県が関わっていた案件で条例施行後に市が事業者に指導を行ったところ、当初から 10,000 平方メートルを超える県の許可が必要な開発行為に該当していたことが発覚したため、困難事案として県の林政課と連携して対応した。

(6) 所感

笠間市では太陽光発電施設が増加しており、災害の発生や事業終了後の対応等に関する市民の不安を軽減するため、茨城県のガイドラインの施行に先駆けて太陽光発電事業に係る手続きを定めた条例の制定に至った経緯が理解できた。

条例で事前説明会を義務づけたことにより、事業者と地域住民が良好な関係を築くことに一定の役割を果たしており、施行後の効果について学ぶことができた。太陽光発電事業に係る手続きについての条例を制定している自治体は少ないため、今後、本市が何らかの対応を検討していく上で大いに参考になった。

本市においては、太陽光発電事業に関する規制を求めることについての請願が採択されたことを受け、平成 29 年 7 月から施行された「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の運用を基本としつつ、よりきめ細やかに地域の課題に対応できるよう、独自のガイドラインを策定する方針が理事者より示されている。地域の課題によりきめ細やかに対応すべく、実情に応じた制度となっているか当委員会としてはガイドラインの内容についてチェックするとともに、制度の制定後においてもその効果や課題等を見極め、よりよいものとなるよう引き続き調査・研究等をしていく必要があると感じた。

(柏市)

1. 市勢

市政施行 昭和 29 年 11 月 15 日

人 口 418,824 人 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

面 積 114.74 平方キロメートル

2. 財政

平成 29 年度一般会計当初予算 1227 億 3000 万円

平成 29 年度特別会計当初予算 821 億 5000 万円

平成 29 年度企業会計当初予算 302 億 7500 万円

合 計 2351 億 5500 万円

財政力指数 0.938 (平成 27 年度決算)

3. 議会

条例定数 36

4 常任委員会 (総務、市民環境、教育民生、建設経済)

2 特別委員会 (下総基地、決算審査)

4. 視察事項 オンデマンド交通について (公共交通施策について)

(1) 視察目的

本市には、地域公共交通の活性化・再生に向けた課題が存在し、地域での実情や社会実験の結果の分析を基に、高齢者等の交通弱者も気軽に使える持続可能な交通ネットワークの構築を目指している。

柏市は総合交通計画を策定し、交通不便地域の解消に向けて予約型相乗りタクシー「カシワニクル」の運行をしている。柏市のオンデマンド交通の特徴は、インセンティブ制度を活用した運行委託方式を採用しており、事業者に対する委託料を利用実態に即した実績払いとすることで費用の削減を図る取り組みを行っている。本市においても、高齢化社会を見据え、持続可能な公共交通の一

つとしてデマンド型交通について検討がなされていることから、先進事例として柏市を視察することとなった。

(2) オンデマンド交通導入の背景について

①生活交通の廃止

沼南地域で民間路線バスの廃止に伴い、代替路線としてコミュニティバスを運行していたが、収支率が低いため、事業仕分けで「要改善」の判定となった。

②市域における実証実験

柏市をフィールドとした東京大学のオンデマンド交通の実証実験が実施されていたという経緯から柏市にとってオンデマンド交通が身近なものであった。

また、国（内閣府）の社会還元加速プロジェクトにおいて、ITS実証実験モデル都市に選定されたことにより、次世代公共交通システムの研究・開発に取り組むこととなった。

(3) 予約型相乗りタクシー「カシワニクル」の特徴について

- ・インセンティブ制度による運行委託方式
- ・セダン型のタクシー車両（定員4人）
- ・他人与相乗りしながら目的地へ向かう。
- ・利用者の予約に応じて運行する。
- ・事前に会員登録が必要となる。
- ・均一料金（詳細は下記資料を参照）



利用料金		目的地		
		A 区域	B 区域	区域外
出発地	A 区域	300円	500円	500円
	B 区域	500円	300円	500円
	区域外	500円	500円	

※障害者（介助者1名含む）及び小学生は利用料金から100円引き。

※未就学児は大人1名につき1人まで無料。2人目以降は小学生と同額。

※ 公共施設や医院の他、マンション、ゴミ集積所などに乗降場所を約 400 箇所
設定しており、限りなくドアトゥドアに近いサービスを提供している。

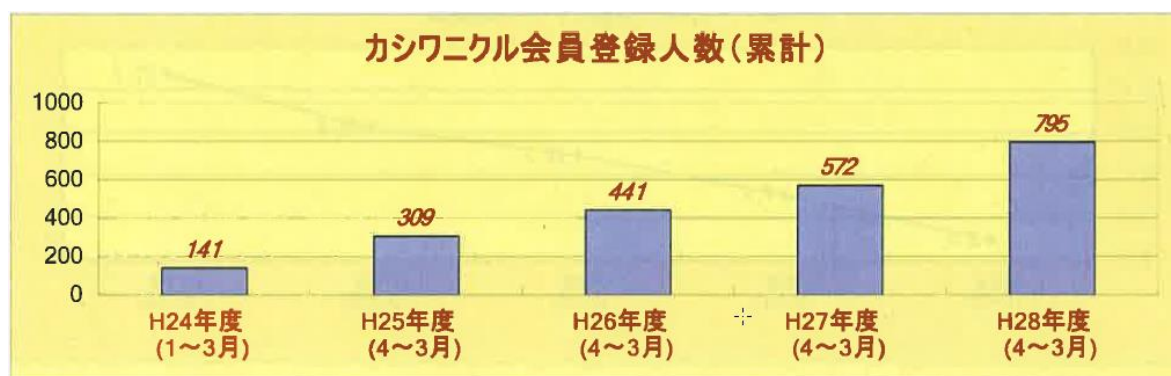


(4) 「オンデマンド交通システム」利用状況（導入の効果）について

利用者は、オンデマンド交通の運行により、区域内の移動手段が確保された。

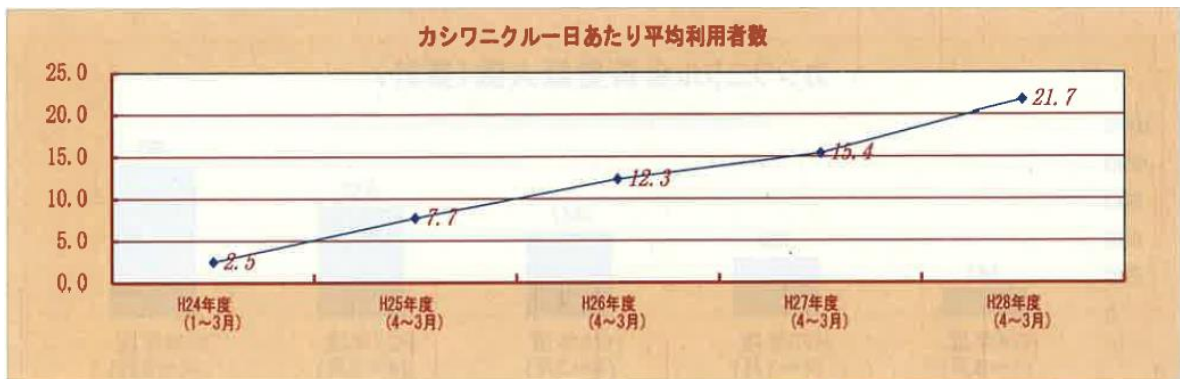
利用者 1 人あたり 1,010 円を支払う歩合制の委託方式の採用により、運行事業者の営業努力が収入増に直結するため、ドライバーのやる気の向上や新たな需要の掘り起こしに成功した。（ただし、予算上限あり）

また、市にとっても、実態に見合った支出により、経費の削減ができた。（H24 コミュニティバス決算額: 14,360 千円/H28 カシワニクル決算額: 約 9,200 千円）



○運行区域内人口は約 3.2 万人

○会員登録数はコンスタントに増加（H28 年度末 795 人）



○利用者数は増加傾向（1日あたりの最大利用者数は44人、H29.6）

（5）市民及び利用者アンケートで抽出された課題と対応について

【課題】

区域内の6割以上の住人が予約型相乗りタクシー「カシワニクル」の運行していることを知らなかった。

- ①利用予約が乗車4時間前までの締め切りとなっており、利用しにくい。
- ②区域内に総合病院がないため、区域を拡大して欲しい。

【対応】

- ①実際の利用者が口コミや医療機関等の紹介で知った人も多いことから、引き続きパンフレットをはじめとしたPRを進める。
- ②平成27年1月から利用2時間前まで、平成28年4月からは1時間前までの受付時間を見直して改善している。今後もタクシー事業への影響を見極めつつ改善を目指す。
- ③利用者の利便性の向上に欠かせないが、公共交通の適正な役割分担の観点から慎重に検討していく。

（6）今後の展望について

現在は、柏市の事業として予約型相乗りタクシー「カシワニクル」の運行をしているが、将来的にはタクシー事業者による自主事業化を目指している。市からの運営委託費を必要とせずに独立して採算をとるためには、1日あたり47

人の利用が必要と試算されているため、目標利用者を 50 人に設定している。

【参考】

タクシー平均日車営収：約 33,700 円（千葉県タクシー協会調べ）

$(33,700/18 \text{ 時間} = \text{約 } 1,870 \text{ 円}/1 \text{ 時間})$

デマンド運行での収入：18,800 円（10 時間）（平均運賃 400 円×47 人）

タクシー事業での収入：14,960 円（8 時間）（1,870 円×8 時間）

$18,800 \text{ 円} + 14,960 \text{ 円} = 33,760 \text{ 円}$

（7）委員からの意見

Q 1．平成 28 年度の予約型相乗りタクシー「カシワニクル」の決算額の内訳について確認したい。

A 1．運行委託費用、タクシー会社のオペレーター費用、システム運営事業者のサーバー利用料、タブレット端末のレンタル費用が含まれている。

Q 2．予約型相乗りタクシー「カシワニクル」を利用時にタクシー会社へ支払われる費用について確認したい。

A 2．利用者から目的地に応じた利用料金と市から利用者 1 人あたり 1,010 円の運行委託費用（ただし予算上限あり）が支払われている。

Q 3．タクシー会社のオペレーターにどれくらい費用を支払っているのか。

A 3．オペレーターはタクシー会社の職員であり、通常の営業業務も兼ねているため、市から委託料として 1 日あたり 4,000 円を支払っている。

Q 4．タクシーの予約が重なる時間帯の運行に支障が生じたことはないのか。

A 4．現在は、セダン型タクシー車両 2 台でも混雑なく運行できている。
今後、利用者が増加する場合は、運行方法を考えなければいけない。

Q 5．予約型相乗りタクシー「カシワニクル」は、事前に会員登録をすれば、高齢者等の交通弱者以外の利用も認めているのか。

A 5．事業開始当初は、市内に在住または通勤、通学者に限定していたが、現在は、利用者の増加を図るため、市外の方が観光等で利用する場合も認めている。今後、利用者がふえすぎて本来対象とする地域住民の利用に

支障がある場合には、再度、制限を設ける等の対応が必要になる。

Q 6. 予約型相乗りタクシー「カシワニクル」の市からタクシー事業者に支払われる委託費用は、利用者が夫婦などの場合にはどうなるのか。

A 6. 利用者1人あたり1,010円を支払うインセンティブ制による委託方式を採用しており、複数名の場合には、人数分の委託料を支払っている。よって、短距離を相乗りで利用する場合に事業者の利益率が高くなる。

(8) 所感

柏市がオンデマンド交通システムの導入以降、会員登録人数や一日あたりの平均利用者数はコンスタントに増加しており、導入以前にコミュニティバスを運行していた経費と比較して事業額も減少していることから、数値として効果を確認することができた。また、利用者アンケートの実施により、課題を分析した上で利便性を向上させているため、今後も需要の高まりが期待されている。

現在は利用者の約9割が女性で利用者層が極端に偏っており、平均乗合率も約1.2人にとどまっているというデータもあるため、新たな利用者層の確保と平均乗合率を高めるような取り組みが必要となる。将来的にタクシー事業者による自主事業化を実現させるには、どうすれば利用者が複数名で乗り合いをしてもらえるのか等、さらなる利用者の増加に向けた方策が求められている。

本市においても第3次推進計画に「バス路線等生活交通確保事業」が位置づけられ、その中でデマンド交通の検討に係る事業費が予算化されているが、地域のニーズに合致し、かつ持続可能な仕組みづくりが求められている。柏市では「オンデマンド交通システム」が導入されて以降5年程が経過しているが、その中で出てきた成果・課題を踏まえ、当委員会として本市の今後の公共交通のあり方について議論していきたい。

6. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○小型一般ごみ収集車の取得に関して今後の保有台数の増減見込みについて確認したい。

⇒議員 人口減少や収集業務の民間への委託により、保有台数は減少する見込みである。

高齢者等への配慮から民間業者に委託して各家庭の玄関前でごみを回収している自治体もあるが、今後、市の施策展開と合わせてごみ収集車の配備についても考えていかななくてはならないと思う。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：公共交通のあり方について》

○過去に実施したデマンド交通の社会実験に関して内部地区の試行路線が高齢者を対象とした理由について確認したい。

⇒議員 水沢・桜地区で実施した社会実験では通勤、通学している世代はバスではなく、自動車を利用する人が多いという結果が得られたため、内部地区では通院や買い物需要に対する移動手段の確保を目的とした高齢者を主な対象とすることになった。

○自家用車を利用して四日市市役所に来庁した場合は、駐車券の補助制度があるが、公共交通機関を利用した場合の交通費の補助制度や特典について検討はしていないのか。

⇒議員 現在、公共交通機関を利用して公共施設に来庁した場合の補助は実施していない。以前に商店街の店舗の協力を得て四日市あすなろう鉄道内部・八王子線の乗車証明書を持参した場合は、値引きを実施した経緯もあるが、市政としてどのように制度化をして実施していくかについては難しい問題であり、今後の課題として捉えている。

【議会報告会】

○(1)四日市全体の下水道整備事業の進捗状況はどの程度か。

(2) 下野地区の下水道整備事業の進捗状況と何年度までに完了する見込みなのか。

⇒議員 (1) 四日市市全体の下水道普及率について平成28年度末で76%の整備が完了しており、四日市市の行政人口約31万人の内、約21万8500人が公共下水道を利用している状況である。

(2) 下野地区の進捗状況については確認の上、後日お答えさせていただきたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：公共交通とインフラ整備について》

○三岐鉄道は運賃が高いため、利用しにくい。三岐鉄道の現状についてどのような認識をしているのか。

⇒議員 四日市市内の既存路線は三岐鉄道に限らず、地域の貴重な移動手段であるため、今後も存続させていきたいと考えている。

⇒議員 既存路線の存続に向けてはデマンド交通の導入により沿線駅まで乗客を誘導して乗車率を高めるなどの対策について議論が行われている。

○以前と比較してバスの本数と利用客は減る反面、ルートが、団地内を回るようになり乗車時間は増えて運賃も上がるなど、利用しにくくなっている。また、近隣の医療機関を受診する際にタクシーを利用したいが、距離が近すぎるため、配車を拒否されることもある。これらの状況についてどのように考えるか。

⇒議員 あさけが丘団地が開発された時代とは状況は大きく変化しており、バス利用者の減少に伴い、乗車時間と運賃は増えるという悪循環に陥っている。今後、デマンド交通などが対応策として考えられるが、その推進を考えた場合、地域にもタクシー会社の拠点が必要になってくると感じている。

○少子高齢化社会において公共交通と行政の関わり方についてどのように考えているか。

⇒議員 限られた財源の中で高齢者の移動手段をどのように確保していくのかについては、大きな課題として捉えている。従来のような非効率的なバス路線ではなく、低コストで状況に応じた柔軟な対応ができる乗合いタクシーの活用などが問題解決に向け有効であると考えている。

○東員町にイオンモールが出店したことに伴い、山城駅から直通バスが運行しているが、停留所がないため、駅までの交通手段がない地元の高齢者は非常に利用しにくい状況にある。バスを運営している三岐鉄道に対して地区内に停留所を設置するように市から働きかけはできないのか。また、高齢者が免許を返上しても住み慣れた地域で生活できるようにコミュニティバスの運行について検討してほしい。

⇒議員 既存の自主運行バスを有効に活用できる方法について議論していきたい。

⇒議員 住民の利便性向上を図るため、東員のイオンモール行きのシャトルバスの運行ルートについて下野地区に停留所を設置できないか市を通じて三岐鉄道に意見を伝えたい。

○自主運行バスについて利用者が少ない反面、市から多額の運営費が出されているが、運営をNPOに委ねるなど、今後のあり方について見直しが必要ではないか。

⇒議員 自主運行バスについては、利用者からの運賃のみでは採算が取れないため、市が赤字を補填することにより運行している。今後、デマンド交通の導入など、現在よりも低コストで効率的な公共交通のあり方について議論していきたい。

○以前に北海道で道路と線路を両方走行可能なデュアル・モード・ビークルという車両の導入が検討されていたが、四日市市でも三岐鉄道の線路を活用して試行的に導入できないのか。

⇒議員 ご意見として承る。

○生活バス四日市の協賛金はどこから支出されているのか。

⇒議員 生活バス四日市が停留する地元のスーパーマーケット等の企業から協賛金を得て運営費の一部に充てられている。

《その他》

○住宅の新築を目的に土地を取得したものの、幅員4m未満のため、狭あい道路後退用地整備（セットバック）をしなければならない。四日市市に狭あい道路後退用地整備の相談後、約2年が経過しているため、進捗状況を確認したい。

⇒議員 狭あい道路後退用地整備（セットバック）については、幅員4m未満の市道に隣接する土地の所有者が新築等の建築行為を行う際に原則として、道路の中心からそれぞれ2m後退した線を道路の境界線とみなして整備する構想で協力をお願いしているものである。市が協力をお願いしているにも関わらず、整備が進まないということであれば、委員会において実態を確認するなどの対応を考えたい。

○朝明新川が台風や局地的な集中豪雨により、河川の許容量を上回る状況が頻繁に発生しており、周辺道路や田畑が冠水するといった事例もあるため、越水の原因となっている箇所について早期に河川改修事業を完了させて欲しい。

⇒議員 朝明新川の状況については、一般質問でも取り上げられる等、議員全員が問題を共有しており、早期に河川改修事業を完了させて欲しいという意見があったことを改めて担当部局に伝えたい。

○新名神高速道路建設に伴う周辺環境の変化として下野地区でイノシシの数が増加している。地域住民で対策も講じているが、市としても有害鳥獣対策にしっかり取り組んで欲しい。

⇒議員 ご意見として承る。

【議会報告会】

○国道 365 号の三重地区市民センターから三重団地付近の区間における渋滞が激しいため、議会からも対策を講じるように要望をしてほしい。

⇒議員 三重団地方面から国道365号に自動車が進入する分岐点の渋滞対策ができていないことについて大きな問題として捉えている。

○道路の損傷が激しい箇所の舗装を行うための予算を国からの内示額を受けて路線ごとに配分したことに関して優先順位はどのように決定したのか。

⇒議員 優先順位を決めるプロセスの細部の確認はしていないが、例えば、交通量や歩車の分離がなされているか等の交通安全に係る部分で生命の危険性がより高い方に優先的に予算を配分したと理解している。

○下野保々線で道路脇の草木が垂れ下がって道路にはみ出している危険箇所があるため、対応してほしい。

⇒議員 ご意見を担当部局に伝える。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：市民参加の議会》

○以前に日経グローカルの議会改革度調査において四日市市の総合順位がトップであったことを受けてテーマでもある市民参加の議会という項目も大きな要因となっているが、議会としてどのような認識をしているのか。

⇒議員 日経グローカルの議会改革度調査において四日市市議会はランキングが低い時もあったが、市民から何を求められているのか議員が分析をした上で市民参加の手法を具体的に提案、実践してきたことが認められた成果であると認識をしている。

○市民からホームページで意見募集しているが、四日市市議会ホームページの閲覧数を把

握しているのか。

⇒議員 四日市市議会のホームページの閲覧数については今答えることはできないが、定例月議会ごとに議案に対する意見募集をホームページで実施している。ただ、議案の上程日から委員会審査までは 10 日間程度であり、現実的に市民からの意見を募集する手立てがホームページに掲載する以外にないため、他の手段があれば、採用していきたいと考えている。

○市民参加の取り組みとして市議会モニター制度があるが、高校生にはハードルが高いと感じるため、高校生でも議会に意見を伝えられる機会を設けることはできないか。例えば、川越高校では自転車通学者の交通事故が非常に多いことが問題になっており、生徒会でも安全対策に取り組んでいるため、高校生の視点から議会に対して意見を伝えたい。

⇒議員 今後、市議会モニターに準ずるような高校生等の議会への参画方法について議会でも議論していきたい。特に川越高校は、川越富洲原駅と伊勢朝日駅からの自転車通学者が非常に多いため、交通安全対策について委員会でも議論をしていきたい。

○市議会モニターとして意見を数件提出しているが、意見をどのように取り扱っているのか。提出した意見については、市議会だよりまたは広報よっかいちに掲載してもらうことはできないのか。

⇒議員 議員は、市議会モニターから提出された意見と回答について各会派の掲示板で確認をして情報共有をしている。市議会だよりまたは広報よっかいちへの掲載については、頂いた意見を広報広聴委員会に伝えたい。

○各定例月議会における議員の一般質問後の経過について報告してほしい。

⇒議員 議員の一般質問後の経過報告については、現在は各議員の市政報告会にとどまっているため、議会全体として情報発信をしていけるのか考えていきたい。

○選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられて高校生でも選挙で投票することができるようになったことから、市議会議員も高校に出向いて活動等を報告してほしい。議員が高校

生と関わることによって、市議会のホームページの閲覧数が増えたり、市議会議員になりたいと興味をもつ生徒が出てれば、今後の四日市市議会の発展に繋がると考える。

⇒議員 先日、高校生に市議会議員の仕事について講師として説明する機会があったが、非常に好評であったため、議会としてどのように高校生と関わっていくのか改めて考えていきたい。

⇒議員 昨年夏頃に四日市市選挙管理委員会が高校生を対象として選挙制度を説明する機会があった。三重県議会では、県議が高校を出向いて活動を説明する事例もあるため、頂いた意見を広報広聴委員会に伝えたい。

○近鉄名古屋線の電車を利用した際に車内放送は英語にも対応しており、外国人にも配慮した取り組みが進んでいることを感じた。四日市市議会では、市内在住の外国人を対象に市議会の情報を提供する具体的な取り組みについて検討しているのか。

⇒議員 ブラジル人が多く居住している市内の笹川地区を中心に多文化共生の取り組みがされており、ポルトガル語版の広報よっかいちも配布している。今後、市議会の活動について外国人に情報を発信する手段を考えていきたい。

《その他》

○増大する社会保障費への対応について市議会はどのような認識をしているのか。

⇒議員 四日市市としても重大な問題と捉えており、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを行っている。

○11月定例会議会の補正予算に関して国からの内示額が少なかったため、全く予算が配分されずに整備が遅れていくにも関わらず、別段異議なく可決すべきものと決している状態は議会の対応として適切ではないのではないか。

⇒議員 審査の結果は、別段異議なく可決すべきものと決したと表記されているが、議会として厳しくチェックして委員会では行政側にしっかりと意見を伝えている。

○日永地区市民センターで市長のタウンミーティングが開催された際に市税の徴収を怠っ

ていたとして市職員が処分されたことに関して議員に意見を求めたが、取り合ってもらえなかった。議員は市民の代表として活動し、行政に対してしっかり意見を伝えてほしい。

○警察の取り調べを受けた者が議員として活動することは言語道断であり、市議としての資質はないと考える。

⇒議員 頂いたご意見については、真摯に受け止めたい。

○不祥事を起こした市議や市職員の処分が甘いのではないか。しっかりと市民の意見を聴いた上で議会は問題を取り上げて報告をする必要があるのではないか。

○議会に伝えても行動に移してもらえないと市民が感じているため、意見が集まらないと考える。しっかり対応していることが市民にも伝われば、シティ・ミーティングの参加者も増加するのではないか。

⇒議員 市民の意見を聴いて対応して欲しいという声だと思うが、議会には市議や市職員の不祥事への対応に関して市民からの意見はほとんど届いていない状況にある。市議会の議会報告会やシティ・ミーティングの参加者も年々、固定化し、減少しているため、市民がどうすれば、意見を出しやすくなるのかアイデアを頂きたい。今回頂いた意見については、各議員が念頭に置いてしっかり行動していきたい。

【議会報告会】

○（１）平成 30 年 4 月より下水道使用料が改定され負担が増加するが、仮に全未接続世帯が下水道に接続したとすれば、使用料改定の必要はなかったのか。また、未接続世帯には、空き家も含まれているか。

（２）地区の道路法面の除草に関して高齢化により、自治会では困難となってきたため、市に依頼をすれば、年に 1 回は除草を実施してくれるのか。

⇒議員（１）全世帯が公共下水道に接続していれば、使用料収入が増加して値上げをしなくても済んだと考えており、都市・環境常任委員会においてもそのような観点から議論を行っている。また、上水道の契約をしている空き家についても未接続世帯に含まれていると判断される。

⇒議員（２）都市・環境常任委員会において、街区公園の除草を市が実施している事例を確認したところ、地元の自治会では公園の維持管理が困難になっているとの相談があったケースについて市が対応しているとの説明を受けた。現在、市が街区公園の除草を担うシステムが確立されていないため、相談があった場合についてのみ対応しているのが現状であるが、不公平感を解消できるような仕組みに改善して、それぞれの地域の現状に見合った支援が可能となるよう市に求めたところである。

○松本街道の西松本町付近の交差点において、降雨時に路面に雨水が溜まるため、雨水対策をして欲しい。

⇒議員 個別具体的な事案であるため、状況を確認するよう担当部局に伝える。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：交通施策について》

○生活に身近な道路整備事業が進まないため、仕組みを見直すべきではないのか。

⇒議員 行政が地域に予算の使い方の選択を委ねているが、予算を十分に消化できず整備が進まない地区があることは承知している。今後、是正していくために地域の中で

は解決できない課題があるのであれば、教えていただきたい。

○（１）４月から三重交通バスは減便と時刻変更がされるが、市民にあまり周知されていない状況である。バスを利用して通院する知人から帰りの便がないため、困っているという声を聞いている。今後の代替手段は検討しているのか。

（２）四日市あすなろう鉄道がサイクルトレインを運行開始したことを踏まえ、乗降駅の沿線に自転車道を整備するなどの対応は検討しているのか。

（３）サイクルトレインは、四日市駅と西日野駅でしか乗降できないため、利用者の増加に繋がらないと感じる。四日市あすなろう鉄道のホームページでも素早く情報を開示し、こにゅうどうレンタサイクルも同時にPRしていくべきではないか。

⇒議員（１）市はバス路線廃線後の利用者を支援する方策としてデマンド交通の実証実験を実施しており、実験結果を踏まえて今後の施策を検討することになっている。既存のバス路線を維持するための方策についても議論しており、四日市市都市総合交通戦略協議会という会議でも、既存のバス路線を維持していくための検討をしてほしいということを伝えている状況である。

（２）四日市あすなろう鉄道は、サイクルトレインを運行することで観光への効果を見込んでいるが、今後どのように展開していくのかについては未定となっている。現時点においては、乗降客数を増加させるための方策であるため、サイクルトレインと自転車道の整備を併せて実施していくという状況にはないと理解している。

（３）いただいたご意見を担当部局に伝えたい。

○（１）バス停に屋根や電光掲示板がないため、高齢者や聴覚障害者が安心してバスの利用ができるように設置を検討して欲しい。

（２）バス停の行き先表示や時計が壊れたまま修理されない場所があるため、対応して欲しい。

（３）自宅周辺で宅地開発が進み交通量が増加しており、道路はひび割れが多くて危険な状態になっているため、整備して欲しい。

⇒議員（１）屋根や電光掲示板の設置については、現在、近鉄四日市駅周辺整備基本構想

においてバス乗り場の整備が計画されているため、バリアフリー化の考え方に含めて将来的に検討していくべき課題であると思う。

(2) いただいたご意見を市の担当部局に伝え、市から設置管理者へ意見を伝えていきたい。

⇒議員(3) 生活に身近な道路整備事業として対応できる場合もあるため、地区市民センターを通じて相談していただきたい。

○(1) 三重交通の市域またぎの路線である鈴鹿四日市線と長沢線は、四日市市と鈴鹿市がともに補助を行っているのか。

(2) 国道1号北勢バイパスの完成見込みはいつ頃になるのか。

⇒議員(1) 鈴鹿四日市線と長沢線については、市域またぎ路線ということで乗降客数が少なくても、四日市市、鈴鹿市、国、三重県の補助対象路線として運行されていたが、補助用件を下回っている状況のため、止むを得ず廃止の意向が示されている。

⇒議員(2) 三重県知事としては、2021年の三重とこわか国体までに国道477号四日市湯の山道路までは繋ぎたいという考えであるが、現在、坂部トンネルの工事がネック箇所になって工事が遅れており、開通までは相当の期間を要することが想定される。

都市・環境常任委員会議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見に対する対応について

【平成29年度】

No.	市民からの意見	議会報告会での回答及び委員会における検討結果	意見に対する対応
1	下野地区の下水道整備事業の進捗状況と何年度までに完了する見込みなのか。	下野地区の進捗状況については確認の上、後日お答えさせていただきたい。 【委員会における検討結果】 その他の意見として整理し、上下水道局に確認する。	議会報告会での質問について上下水道局に確認後、質問者に対して回答書及び参考資料を送付した。
2	住宅の新築を目的に土地を取得したものの、幅員4 m未満のため、狭あい道路後退用地整備（セットバック）をしなければならない。四日市市に狭あい道路後退用地整備の相談後、約2年が経過しているため、進捗状況を確認したい。	狭あい道路後退用地整備（セットバック）については、幅員4 m未満の市道に隣接する土地の所有者が新築等の建築行為を行う際に原則として、道路の中心からそれぞれ2 m後退した線を道路の境界線とみなして整備する構想で協力をお願いしているものである。市が協力をお願いしているにも関わらず、整備が進まないということであれば、委員会において実態を確認するなどの対応を考えたい。 【委員会における検討結果】 その他の意見として整理し、都市整備部に伝える。	2月定例会議会都市・環境常任委員会において『狭あい道路後退用地整備事業の状況について』の所管事務調査を実施し、現状を確認した。
3	市民参加の取り組みとして市議会モニター制度があるが、高校生にはハードルが高いと感じるため、高校生でも議会に意見を伝えられる機会を設けることはできないか。	今後、市議会モニターに準ずるような高校生等の議会への参画方法について議会でも議論していきたい。 【委員会における検討結果】 その他の意見として整理し、広報広聴委員会に伝える。	議会運営委員会に報告を行い、今後、広報広聴委員会において高校生の視点で議会に意見を伝える機会について検討を求めた。
4	選挙権年齢が18歳以上に引き下げられて高校生でも選挙で投票することができるようになったことから、市議会議員も高校に出向いて活動等を報告してほしい。議員が高校生と関わることによって、市議会のホームページの閲覧数が増えたり、市議会議員になりたいと興味をもつ生徒が出てれば、今後の四日市市議会の発展に繋がると考える。	・先日、高校生に市議会議員の仕事について講師として説明する機会があったが、非常に好評であったため、議会としてどのように高校生と関わっていくのか改めて考えていきたい。 ・昨年夏頃に四日市市選挙管理委員会が高校生を対象として選挙制度を説明する機会があった。三重県議会では、県議が高校を出向いて活動を説明する事例もあるため、頂いた意見を広報広聴委員会に伝えたい。 【委員会における検討結果】 その他の意見として整理し、広報広聴委員会に伝える。	議会運営委員会に報告を行い、今後、広報広聴委員会において議員が高校へ出向いて活動等の報告の実施について検討を求めた。

4 常任委員会報告会において出された意見（都市・環境常任委員会）

【所管事務調査「コミュニティ交通について」】

○デマンド交通の実験について、調査はもう終了しているはずだが、調査結果について、都市・環境常任委員会にすら報告されていないのは、理事者が所管事務調査を軽視していることの現れではないのか。

⇒議長より所管の担当部局に対して、本件の報告がなされていないことを伝え、改めるべきところがあるのであれば改善するように申し入れる。

【所管事務調査「市営住宅のあり方について」】

○小鹿が丘市営住宅の近傍に活断層が走っておりと明記されているが、安全面などの議論はなされていたのか。

⇒近傍と表現がされているが、河原田小学校の事例のような校舎の直下に断層があったため、校舎を移築した事例とは違い、市営住宅の直下に断層が走っているわけではなく、市営住宅の建て替え候補地とする上で、支障となるものではないことを確認している。

○市営住宅の建て替えだけではなく、市内の空き家を有効活用すれば、新たに建て替えるよりも費用を抑えられると思うが、その視点での議論はなされたのか。

⇒その視点での議論はなされていないが、市営住宅の建て替えに関する新たな研究課題の1つとして、次年度へ引き継いでいきたい。